

# ラップ・アプローチ (安定コース)／(安定成長コース)／(成長コース)

追加型投信/内外/資産複合

ラップ・アプローチ(安定コース)／(安定成長コース)／(成長コース)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年7月17日に関東財務局長に提出しており、2024年7月18日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 塩川 克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

## 目 次

目 次	1
第一部【証券情報】	2
(1)【ファンドの名称】	2
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	2
(3)【発行（売出）価額の総額】	2
(4)【発行（売出）価格】	2
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	3
(7)【申込期間】	3
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	4
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	62
第3【ファンドの経理状況】	69
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	176
第三部【委託会社等の情報】	177
第1【委託会社等の概況】	177

<添付>

投資信託約款

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

- ラップ・アプローチ（安定コース）
- ラップ・アプローチ（安定成長コース）
- ラップ・アプローチ（成長コース）

（以下、総称して「ファンド」という場合、あるいは各々を「各ファンド」という場合があります。また、各々を、「安定コース」、「安定成長コース」、「成長コース」という場合があります。各ファンドを総称して「ラップ・アプローチ」という名称を用いる場合があります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて5,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

お問い合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

#### (5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。  
※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。
- ◆ 「ラップ・アプローチ（安定コース）」、「ラップ・アプローチ（安定成長コース）」および「ラップ・アプローチ（成長コース）」の受益者が、各ファンド間でのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

#### (7) 【申込期間】

2024年7月18日から2025年1月17日まで※

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

#### ※信託終了（繰上償還）の予定について

各ファンドにつきましては、2025年1月9日をもって信託終了（繰上償還）を予定しております。繰上償還が成立した場合、申込期間は2024年12月18日までとなります。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 繰上償還の理由

各ファンドの主要投資対象である投資信託証券のうち、「GIM エマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）」の運用会社である JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社から「GIM エマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）」の残高の減少により、株式での運用を停止した旨の連絡を受けました。その結果、各ファンドの本来の運用方針を維持することが困難になったため、信託終了（繰上償還）の手続きを実施するものです。

#### 2. 繰上償還の手続きおよび日程

議決権口数の確定	2024年11月20日
書面による議決権の行使期間	2024年11月20日から2024年12月16日まで
書面による決議の日	2024年12月17日
信託終了（繰上償還）予定日	2025年1月9日

○この書面による決議は、2024年11月20日現在で各ファンドを保有している受益者を対象とします。したがって、2024年11月19日以降に各ファンドをお申込みされた受益者につきましては、議決権を行使することはできません。

○本決議はファンドごとに、2024年11月20日現在の受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。本決議が否決された場合は、本手続きによる繰上償還を行いません。

**(8) 【申込取扱場所】**

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

**(9) 【払込期日】**

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

株式会社 証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ■ ファンドの目的

(安定コース)

安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

(安定成長コース)

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

(成長コース)

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### ■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

###### ■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
<b>追加型</b>	<b>内外</b>	不動産投信
		その他資産 ( )
		<b>資産複合</b>

##### 商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 <b>年2回</b>	<b>グローバル (日本を含む)</b> 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド    <b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	あり ( )   <b>なし</b>
不動産投信				
<b>その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式一般、債券一般、不動産投信)(資産配分変更型)))</b>				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### 属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式一般、債券一般、不動産投信)(資産配分変更型)))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産(株式、債券、不動産投信)を実質的な投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

## ■ ファンドの特色

- 1 | 内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券(以下、「投資信託証券」といいます。)への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券および不動産投資信託証券(以下、「リート」といいます。)を投資対象資産として分散投資を行います。
- 2 | 投資信託証券の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。
- 3 | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。





## 4 | 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

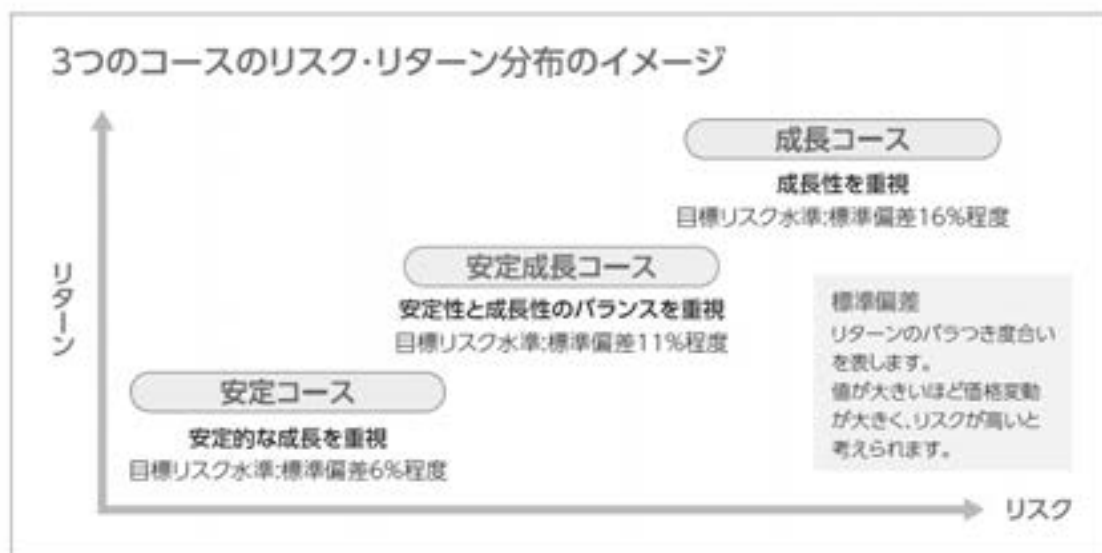
- ① 日本連続増配成長株マザーファンド
- ② シュローダー先進国外国株式ファンド(適格機関投資家専用)
- ③ GIMエマーシング株式ファンドF(適格機関投資家専用)
- ④ 国内債券マザーファンド
- ⑤ 世界高金利債券マザーファンド
- ⑥ GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)
- ⑦ リート・マザーファンド
- ⑧ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド

(注)主要投資対象となる投資信託証券を変更する場合があります。

## 5 | 「ラップ・アプローチ」は、目標のリスク水準を3段階に設定し、リスク水準ごとに「安定コース」「安定成長コース」「成長コース」の3つのファンドで構成されます。

- 各投資信託証券への配分は、目標とするリスク水準を設定し、各投資対象資産の長期の期待リターン、相関性等をもとに決定します。

また、各投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に対する比率は、上限を80%程度、下限を3%程度とします。



※目標リスク水準は変更になる場合があります。

※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。また、今後の投資成果等を示唆、保証するものではありません。

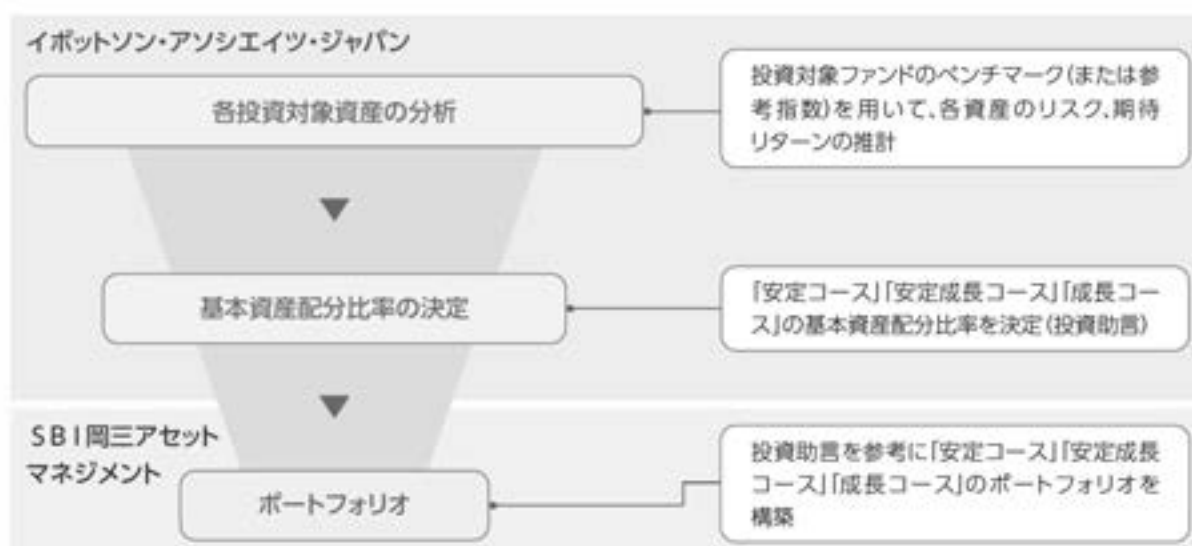
## 6 | 各投資対象資産の投資比率に関して、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社から投資助言を受けます。



イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社は、アセットアロケーションを中核にすえた投資コンサルティング、SMA、ファンドラップ運用で実績豊富な独立系の投資運用会社です。

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無については、変更する場合があります。

### ポートフォリオ構築プロセス



※ポートフォリオ構築プロセスは、変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ● 分配方針

毎年4月18日および10月18日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。  
繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、日本連続増配成長株マザーファンド、国内債券マザーファンド、世界高金利債券マザーファンド、Jリート・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## (2) 【ファンドの沿革】

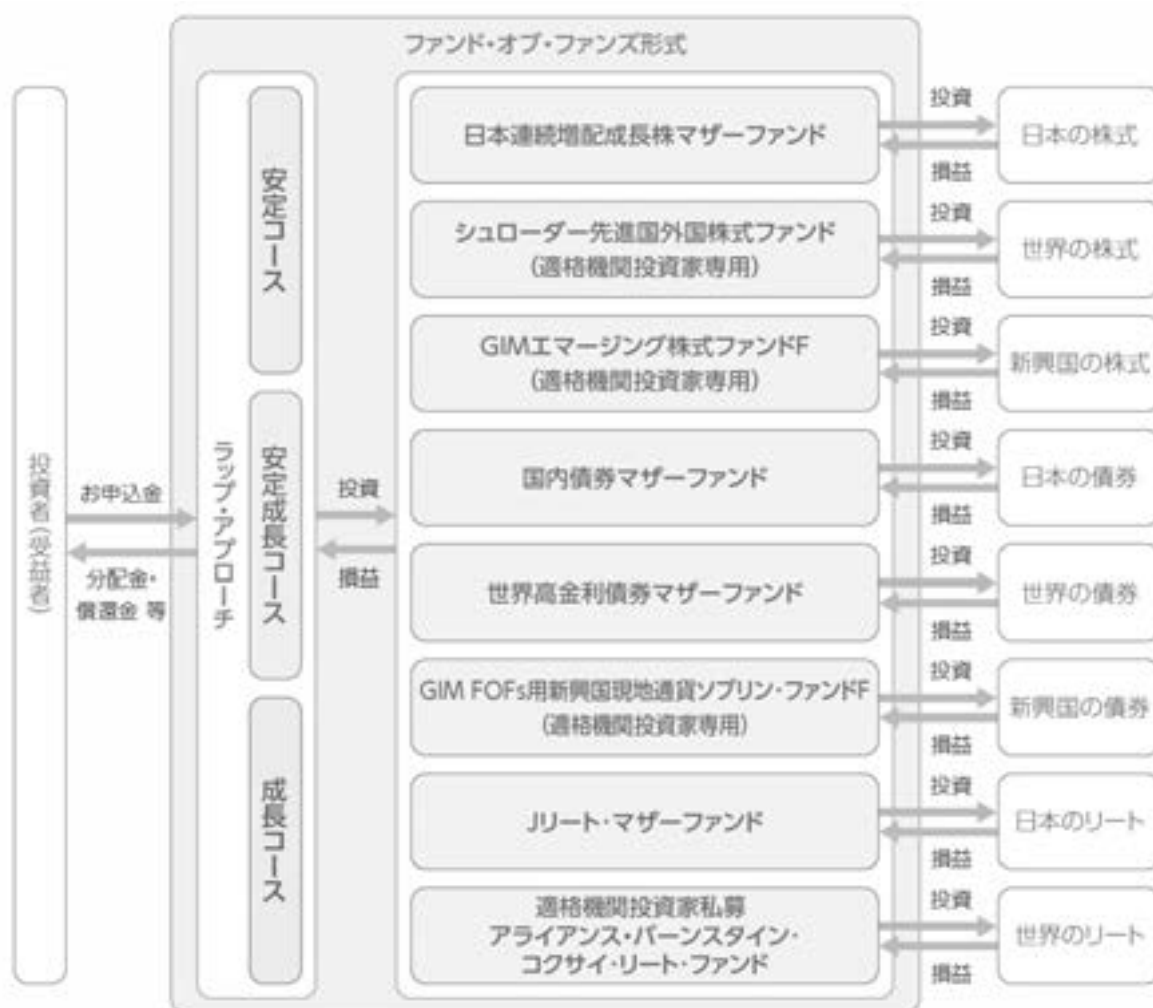
2015年4月27日 投資信託契約締結、設定、運用開始  
2021年1月16日 主要投資対象となる投資信託証券を変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

### ■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

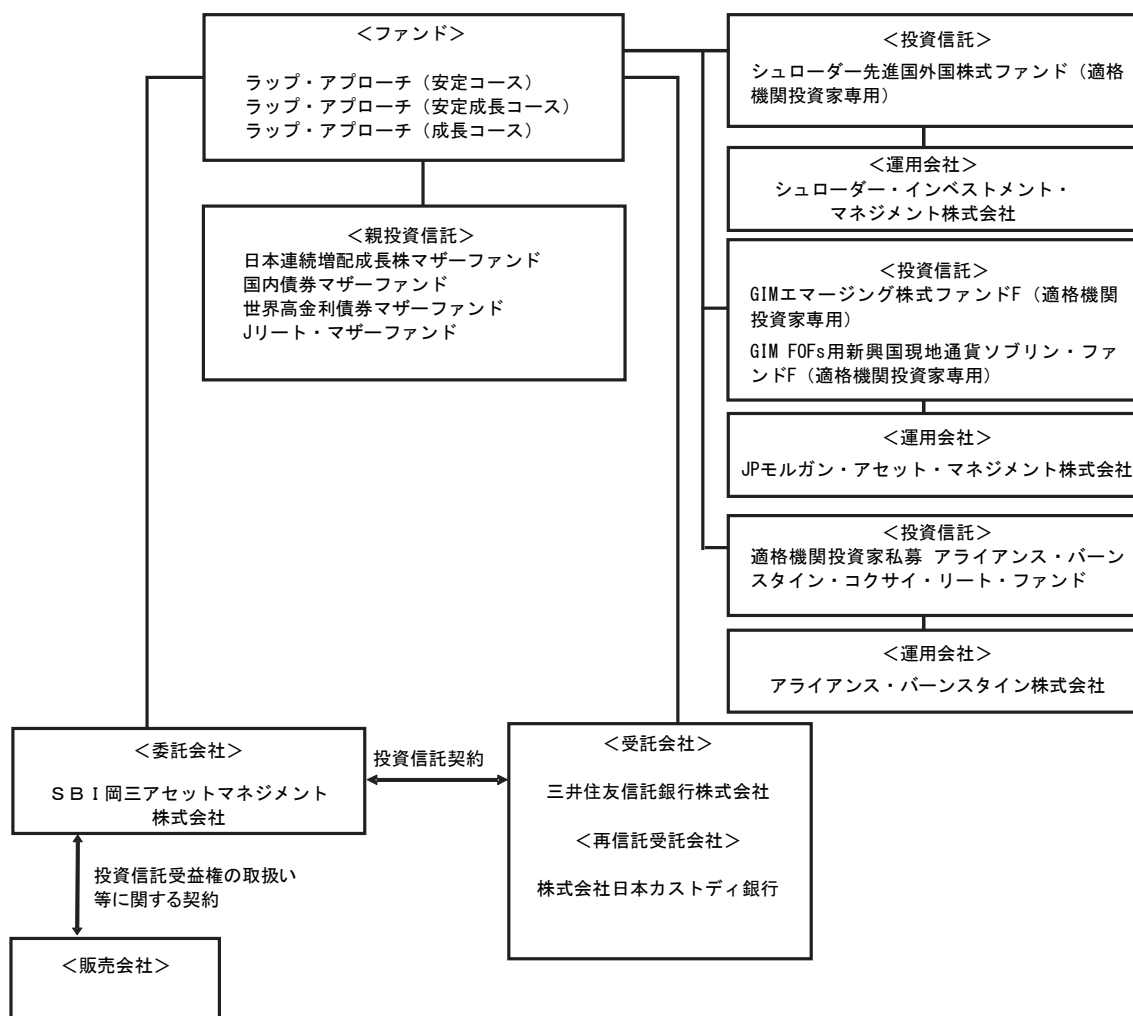
ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



※各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの取扱いは、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認ください。

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用指図等を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2024年4月末日現在）

◆ 資本金

1億円

◆ 委託会社の沿革

1964年10月6日 「日本投信委託株式会社」設立  
2008年4月1日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更  
2023年7月1日 商号を「SBI岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBIFS合同会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ■ 基本方針

(安定コース)

安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

(安定成長コース)

投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

(成長コース)

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### ■ 運用方法

##### a 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

##### b 投資態度

イ. 主として、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券および不動産投資信託証券を投資対象資産として分散投資を行います。

- ① 日本連続増配成長株マザーファンド
- ② シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）
- ③ GIM エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）
- ④ 国内債券マザーファンド
- ⑤ 世界高金利債券マザーファンド
- ⑥ GIM FOFs 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）
- ⑦ Jリート・マザーファンド
- ⑧ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド

ロ. 各投資信託証券への配分にあたっては、目標とするリスク水準を設定し、各投資対象資産の長期の期待リターン、相関等をもとに決定します。また、各投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に対する比率は、上限を80%程度、下限を3%程度とします。

ハ. 投資信託証券の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。

ニ. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ 投資対象とする投資信託証券の詳細は、後述の投資対象とする投資信託証券の概要をご参照下さい。

## (2) 【投資対象】

### ■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
  
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

### ■ 運用の指図範囲

#### a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として内国証券投資信託である「シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）」、「GIM エマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）」、「GIM FOFs 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）」、「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド」の各受益権、および S B I 岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「日本連続増配成長株マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「世界高金利債券マザーファンド」、「J リート・マザーファンド」の各受益証券（内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券を「投資信託証券」（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）とします。以下同じ。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ロ. 外国または外国の者の発行する証券または証書でイ. の証券の性質を有するもの
- ハ. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ニ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

#### b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- イ. 預金
- ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ハ. コール・ローン
- ニ. 手形割引市場において売買される手形

#### c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と

認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) 投資対象とする投資信託証券の概要

日本連続増配成長株マザーファンド

委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	日本の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 日本の連続増配銘柄（一定期間にわたり 1 株あたりの普通配当金が每期増加している企業の株式をいいます。）に投資を行います。</p> <p>② 投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して行います。</p> <p>③ ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。</p> <p>④ 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。</p> <p>⑤ 株式以外の資産の投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。</p> <p>⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>① 株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>④ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	<p>毎年 12 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。</p>
信託報酬	ありません。
その他	<p>・デリバティブ取引等に係る投資制限</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>



シュロダー先進外国株式ファンド（適格機関投資家専用）

商品分類	追加型証券投資信託
運用会社	シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社
基本方針	この証券投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	シュロダー外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。ただし、市場動向等によっては、直接株式等へ投資することがあります。
運用方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>① マザーファンドへの投資を通じて、主としてMSCI コクサイインデックスの構成国の株式等に実質的に投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行います。</li> <li>② 運用にあたりましては、マザーファンドへの投資を通じて、MSCI コクサイインデックス（配当込み、円ベース）をベンチマークとして超過収益の獲得を図ることを目的とします。</li> <li>③ 日本を除く世界各国の市場から委託者が優良銘柄と判断し選択した銘柄を実質的な主要投資対象とします。</li> <li>④ マザーファンドへの投資を通じて、成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長をめざします。</li> <li>⑤ 株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況や市場動向等を勘案して弾力的に対応します。</li> <li>⑥ マザーファンドへの投資を通じて、地域配分についてはトップダウン・アプローチにより、地域の銘柄選択についてはボトムアップ・アプローチにより実質的な運用を行うことで、ベンチマークを上回るリターンをめざします。</li> <li>⑦ 実質的外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>⑧ 資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</li> </ol>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li> <li>③ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。ただし、マザーファンドの受益証券および金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能なものはその計算の対象外とします。</li> <li>④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> </ol>

	<p>⑧ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>						
委託先 (助言を含む)	マザーファンドの運用をシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託します。						
ベンチマーク	MSCI コクサイインデックス (配当込み、円ベース)						
決算日	毎年5月20日						
収益分配方針	<p>毎決算時 (毎年5月20日)。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日) に原則として以下の方針に基づき分配を行います。収益分配金は原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払い開始します。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益 (評価益を含みます。以下同じ。) 等の全額とします。</p> <p>② 分配金額は、委託会社が上記①の範囲で、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。</p> <p>③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>						
購入単位・購入価額	<p>販売単位：販売会社が定める単位 (当初元本1口=1円)</p> <p>販売価額：購入申込日の翌営業日の基準価額</p>						
換金単位・換金価額	<p>換金単位：販売会社の定める単位</p> <p>換金価額：換金申込日の翌営業日の基準価額</p> <p>換金代金の受渡し：原則として換金申込日から起算して6営業日目</p>						
購入・換金不可日	ロンドンもしくはニューヨークの証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行休業日等に該当する場合						
信託財産留保額	ありません。						
信託報酬	<p>純資産総額に対して、年率0.88% (税抜0.80%) を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="border: none;">運用会社 (年率)</th> <th style="border: none;">販売会社 (年率)</th> <th style="border: none;">受託会社 (年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">0.75% (税抜)</td> <td style="border: none;">0.02% (税抜)</td> <td style="border: none;">0.03% (税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	運用会社 (年率)	販売会社 (年率)	受託会社 (年率)	0.75% (税抜)	0.02% (税抜)	0.03% (税抜)
運用会社 (年率)	販売会社 (年率)	受託会社 (年率)					
0.75% (税抜)	0.02% (税抜)	0.03% (税抜)					
信託事務の諸費用	ファンドの純資産総額に対して年率0.05% (税抜) 以内						
申込手数料	ありません。						
償還条項	受益権の口数が30億口を下回った場合に約款の記載に基づき繰上償還することがあります。また市場の大幅な変動などにより運用者が運用を続けることが困難であると判断した場合には、償還することがあります。						
ファンド監査	有 (年1回)						

■ シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の概要

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社は、シュローダー・グループの日本拠点です。

シュローダー・グループは、1804年の創業以来、200年を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。

#### GIM エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）

商品分類	追加型証券投資信託
運用会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
投資対象	「GIM エマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。</li> <li>2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。</li> <li>3. 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記 1 および 2 にしたがった運用が行えない場合があります。</li> </ol>
マザーファンドの投資対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 世界の新興国で上場または取引されている株式に主として投資します。「新興国」とは、委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。</li> <li>2. 上記 1. の株式には、以下の有価証券を含みます。 (ア) 預託証券 (イ) カバード・ワラント (ウ) 株価連動社債</li> </ol>
マザーファンドの投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主に、投資対象とする株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。</li> <li>2. 投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券、カバード・ワラントまたは株価連動社債を用いた投資も行います。</li> <li>3. 外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</li> <li>4. 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記 1～3 にしたがった運用が行えない場合があります。</li> </ol>
参考指数等	ベンチマーク：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>2. 株式への投資割合には制限を設けません。</li> <li>3. 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。</li> <li>4. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。</li> <li>5. 有価証券先物取引等は、信託約款の規定の範囲で行います。</li> <li>6. デリバティブ取引等を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の 80% 以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成 19 年金融庁告示第 59 号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による</li> </ol>

	<p>市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。</p> <p>7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、運用会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。</p>
委託先 (助言を含む)	マザーファンドの運用を J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。
収益分配時期 及び分配方針	<p>年 4 回、3 月、6 月、9 月および 12 月の各月の 6 日（休業日の場合は翌営業日となります。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>①分配対象利益の範囲 計算期間終了日における、信託約款に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。</p> <p>②分配方針 運用会社は、上記①の分配対象利益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>③留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	<p>純資産総額に対し、年率 0.946%（税抜 0.86%）を乗じた金額とします。</p> <p>[配分]</p> <p>運用会社：0.825%（税抜 0.75%） 販売会社：0.011%（税抜 0.01%） 受託会社：0.110%（税抜 0.10%） （運用会社が受ける報酬のうちマザーファンドの委託先に対する報酬：0.50%）</p>
取得・換金 申込不可日	ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日
申込単位	販売会社が定める単位（当初 1 口=1 円）
申込価額	取得申込日の翌営業日の基準価額
申込手数料等	ありません。
解約単位	1 口単位
解約代金支払い 日	解約請求受付日から起算して、原則として 6 営業日目
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
換金手数料	ありません。
償還条項	設定から 1 年経過以降、信託財産の純資産総額が 20 億円を下回った場合に償還することがあります。
監査費用	信託財産の純資産総額に年率 0.022%（税抜 0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間 330 万円（税抜 300 万円）を上限とします。）をファンドより支弁します。

■ J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の概要

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界最大級の金融持株会社 JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にある資産運用部門 J.P. モルガン・アセット・マネジメント\*の日本法人です。

J.P. モルガン・アセット・マネジメントは、グローバルなネットワークを最大限に活用し、株・債券などの伝統的資産からオルタナティブまで幅広い投資対象の運用サービスを展開しております。

\*J.P. モルガン・アセット・マネジメントは、JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

#### 国内債券マザーファンド

委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。</p> <p>② 運用にあたっては、投資環境分析、マクロ経済分析、イールドカーブ分析等に基づき、投資銘柄や期間別配分、デュレーション等の決定及び変更を行い、リスクコントロールを図りながら収益の獲得を目指します。</p> <p>③ NOMURA - B P I 総合 (NOMURA - ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) を参考指標とし、主として当該指数構成銘柄によりポートフォリオを構築します。</p> <p>④ 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。</p> <p>⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>① 株式への投資は行いません。</p> <p>② 外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	毎年 10 月 18 日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	<p>・デリバティブ取引等に係る投資制限</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

#### ■ NOMURA - B P I 総合 (NOMURA - ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の著作権等について

NOMURA - B P I 総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA - B P I 総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA - B P I 総合に関して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

世界高金利債券マザーファンド

委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	OECD加盟国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① OECD加盟国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>② 運用にあたっては、世界を北米通貨圏、ヨーロッパ通貨圏、オセアニア通貨圏に区分し、各通貨圏のソブリン債への投資割合は各々3分の1程度とします。また、各通貨圏において、原則として相対的に高金利のソブリン債の配分を高め、安定的な利息収入の確保を目指します。</p> <p>③ 投資対象とするソブリン債の格付けは、取得時において主要格付け機関の長期債格付けでA格相当以上とします。</p> <p>④ 債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。</p> <p>⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>② 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	<p>毎年4月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、分配は行いません。</p>
信託報酬	ありません。
その他	<p>・デリバティブ取引等に係る投資制限</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

GIM FOFs 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

商品分類	追加型証券投資信託
運用会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
基本方針	この投資信託は、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	「GIM 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。</li> <li>2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。</li> <li>3. 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記 1 および 2 にしたがった運用が行えない場合があります。</li> </ol>
マザーファンドの投資対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。「新興国」とは、委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。</li> <li>2. 信託財産の純資産総額の 20%を上限に、政府および政府機関の発行する債券以外の、新興国に所在する発行体の発行する債券を投資対象とします。</li> <li>3. 一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、信託財産の純資産総額の 35%未満とします。</li> </ol>
マザーファンドの投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資対象債券に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。</li> <li>2. 投資対象債券は、主に当該債券発行国の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の 75%以上をそのような債券に投資します。</li> <li>3. 信託財産として保有する債券の平均格付は、BB-（S &amp; P社）または Baa3（ムーディーズ社）以上に維持します。平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。委託先は上記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、委託先の判断により当該債券を S &amp; P社またはムーディーズ社の格付にあてはめた上で算出します。</li> <li>4. 外貨建資産については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて委託先が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。</li> <li>5. 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記 1～4 にしたがった運用が行えない場合があります。</li> </ol>
参考指数等	<p>参考指標 :JP モルガン GBI-エマージング・マーケット・グローバル（円ベース）</p> <p>※ 参考指標とは、ファンドの投資対象市場の動向をわかり易く示すために</p>

	用いる指標です。
主な投資制限	<p>1. マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>2. 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>3. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>4. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>5. デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。</p> <p>6. デリバティブ取引等を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の 80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成 19 年金融庁告示第 59 号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。</p> <p>7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、運用会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。</p>
委託先 (助言を含む)	マザーファンドの運用を J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。
収益分配時期 及び分配方針	<p>毎月 26 日（休業日の場合は翌営業日となります。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>①分配対象収益の範囲 計算期間終了日における、信託約款に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。</p> <p>②分配対象収益の分配方針 運用会社は、上記①の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>③収益を留保した場合の留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	<p>純資産総額に対し、年率 0.814%（税抜 0.74%）を乗じた金額とします。</p> <p>[配分]</p> <p>運用会社：0.770%（税抜 0.70%）</p> <p>販売会社：0.011%（税抜 0.01%）</p> <p>受託会社：0.033%（税抜 0.03%）</p> <p>（運用会社が受ける報酬のうちマザーファンドの委託先に対する報酬：0.35%）</p>
取得・換金 申込不可日	米国の銀行の休業日



申込単位	販売会社が定める単位（当初1口＝1円）
申込価額	取得申込日の翌営業日の基準価額
申込手数料等	ありません。
解約単位	1口単位
解約代金支払い日	解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
換金手数料	ありません。
償還条項	設定から1年経過以降、信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合に償還することがあります。
監査費用	信託財産の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間330万円（税抜300万円）を上限とします。）をファンドより支弁します。

### Jリート・マザーファンド

委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>② 運用にあたっては、株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体とJ-REITにかかる調査・分析情報等の助言を受けます。 ※委託会社の判断により投資助言契約の解約を行う場合があります。</p> <p>③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。</p> <p>④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③ 株式への投資は行いません。</p> <p>④ 外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	<p>毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。</p>
信託報酬	ありません。

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド

商品分類	追加型証券投資信託
運用会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
投資対象	「アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、世界各国（除く日本）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（以下、「リート」といいます。）に分散投資することにより信託財産の成長を目指します。</li> <li>2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。</li> <li>3. 実質組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</li> <li>4. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ol>
マザーファンドの投資対象	世界各国（除く日本）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているリートを主要投資対象とします。
マザーファンドの投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高水準の利回りが期待でき、かつ長期の収益力に対して割安に放置されているリートを発掘し投資を行います。</li> <li>2. 保有物件のファンダメンタルズが堅調で、経営陣が優れていると判断されるリートに投資します。</li> <li>3. リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。</li> <li>4. 外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</li> <li>5. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ol>
参考指数等	S&P Global Ex-Japan REIT インデックス（税引き後配当込、円換算ベース）
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。</li> <li>2. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</li> <li>3. 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</li> <li>4. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</li> <li>5. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</li> <li>6. 同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第</li> </ol>

	<p>7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>7. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>8. デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>9. 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>10. 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>11. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>													
<p>委託先 (助言を含む)</p>	<p>運用会社は、運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の運用先に委託することがあります。ただし、運用会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(アメリカ合衆国、テネシー州、ナッシュビル市)</li> <li>・アライアンス・バーンスタイン・リミテッド(英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、ロンドン)</li> <li>・アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド(オーストラリア連邦、シドニー)</li> <li>・アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド(中華人民共和国、香港特別行政区)</li> </ul>													
<p>収益分配時期 及び分配方針</p>	<p>毎月15日(休業日の場合は翌営業日となります。)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 分配額の範囲 経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</li> <li>② 分配金額 委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</li> <li>③ 収益を留保した場合の留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方針」に基づいて運用を行います。</li> </ol>													
<p>信託報酬</p>	<p>純資産総額に応じて以下の通りとします。</p> <table border="1" data-bbox="400 1839 1366 2110"> <thead> <tr> <th>純資産総額</th> <th>信託報酬 総額 (税抜)</th> <th>運用会社 (税抜)</th> <th>販売会社 (税抜)</th> <th>受託会社 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下の部分に対して</td> <td>年0.62%</td> <td>年0.57%</td> <td rowspan="2">年0.01%</td> <td rowspan="2">年0.04%</td> </tr> <tr> <td>100億円超500億円以下の部分に対して</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.55%</td> </tr> </tbody> </table>	純資産総額	信託報酬 総額 (税抜)	運用会社 (税抜)	販売会社 (税抜)	受託会社 (税抜)	100億円以下の部分に対して	年0.62%	年0.57%	年0.01%	年0.04%	100億円超500億円以下の部分に対して	年0.60%	年0.55%
純資産総額	信託報酬 総額 (税抜)	運用会社 (税抜)	販売会社 (税抜)	受託会社 (税抜)										
100億円以下の部分に対して	年0.62%	年0.57%	年0.01%	年0.04%										
100億円超500億円以下の部分に対して	年0.60%	年0.55%												

	500 億円超 1,000 億円以下 の部分に対して	年 0.52%	年 0.47%		
	1,000 億円超の 部分に対して	年 0.47%	年 0.42%		
取得・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日				
申込単位	1 円以上 1 円単位				
申込価額	取得申込日の翌営業日の基準価額				
申込手数料等	ありません。				
解約単位	1 口単位または 1 円以上 1 円単位				
解約代金支払い 日	解約請求受付日から起算して、原則として 5 営業日目				
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額				
信託財産留保額	ありません。				
換金手数料	ありません。				
償還条項	信託元本が 30 億円を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。				
その他の費用	<p>以下の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用</li> <li>・ 受益権の管理事務に係る費用</li> <li>・ 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用</li> <li>・ この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用</li> <li>・ 信託財産の監査に係る費用</li> <li>・ この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬</li> </ul> <p>上記の諸費用は、純資産総額に対して年 0.10%の率を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。</p>				

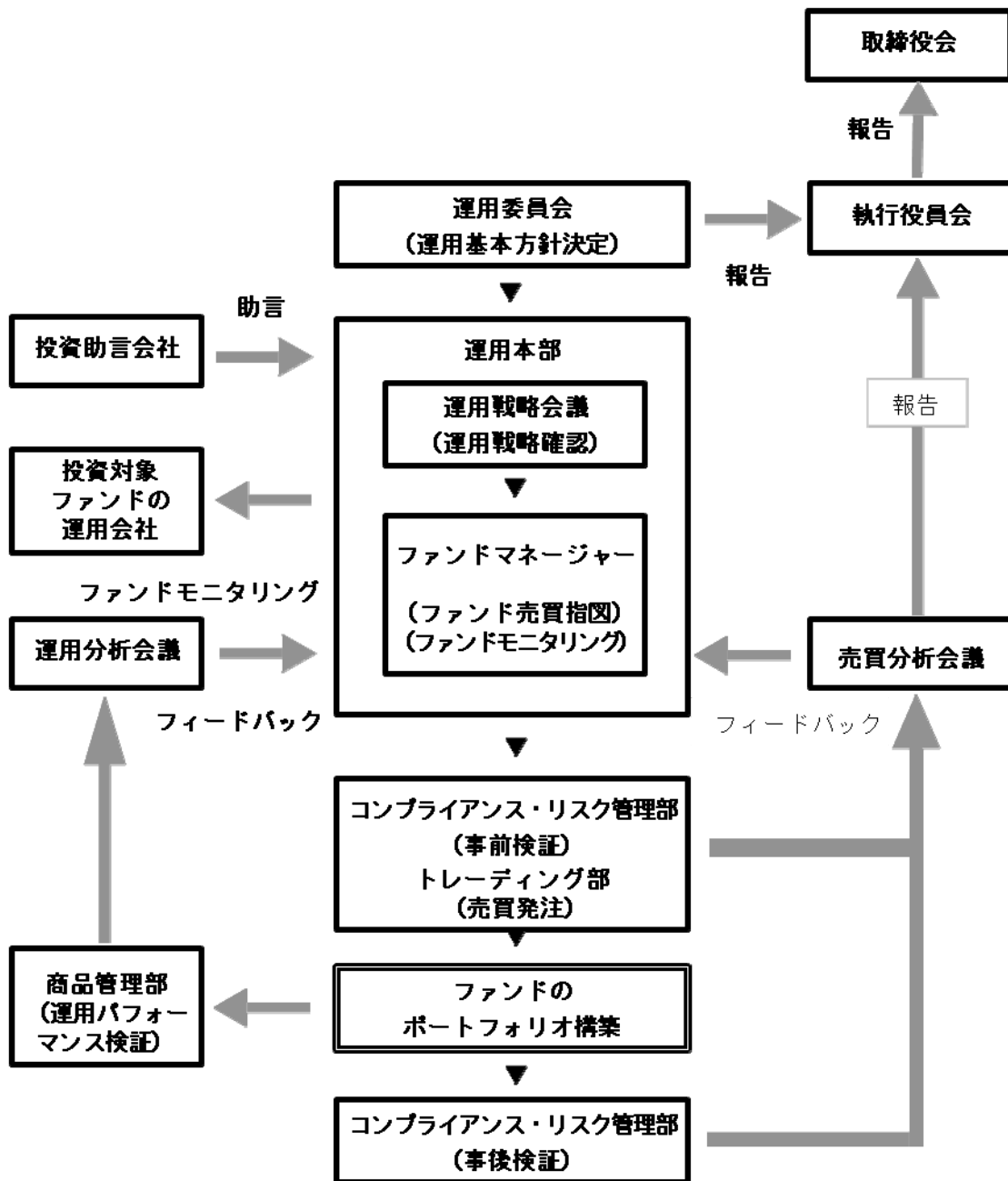
#### ■ アライアンス・バーンスタイン株式会社の概要

アライアンス・バーンスタイン株式会社は世界有数の資産運用会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの日本拠点です。アライアンス・バーンスタイングループの運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれサービスに特化したチームが調査・運用を行います。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。

各運用部	ファンドマネージャーは、投資助言会社の助言を参考に、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運用状況についてモニタリングを行います。
投資助言会社	投資助言会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき、投資助言を行います。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 (6名程度)	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 (4~6名程度)	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品管理部 (4~8名程度)	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。また、投資対象ファンドとしての適切性および投資助言会社の適切性の確認を定期的および必要に応じて行います。

## ■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

## ■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、投資助言会社の業務運営態勢等についてモニタリングを行っています。

また、委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※ 運用体制等につきましては、2024年4月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

- 年2回、4月18日および10月18日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。
  - a 分配対象収益の範囲
    - 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
    - 繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、日本連続増配成長株マザーファンド、国内債券マザーファンド、世界高金利債券マザーファンド、Jリート・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
  - b 分配対象収益についての分配方針
    - 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
  - c 留保益の運用方針
    - 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

## (5) 【投資制限】

### <約款に基づく投資制限>

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### ■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### ■ 外国為替予約取引の指図および目的

委託会社は、投資信託財産に係る為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

### ■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

### <関係法令に基づく投資制限>

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。



### 3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式、国内外の債券、国内外の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

#### <投資リスク>

##### ■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### ■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### ■ 不動産投資信託証券のリスク

###### ・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

###### ・ 分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

###### ・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

###### ・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

- ・ **自然災害・環境問題等のリスク**

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

- ・ **法律改正・税制の変更等によるリスク**

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

- ・ **上場廃止リスク**

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

- ・ **流動性リスク**

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

- **為替変動リスク**

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

- **カントリーリスク**

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

- **信用リスク**

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## <留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## <投資リスクに対する管理体制>（2024 年 4 月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

## (参考情報)

### ラップ・アプローチ(安定コース)

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は、2019年5月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	10.0	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値	△ 6.3	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	1.2	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ラップ・アプローチ(安定成長コース)

#### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は、2019年5月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	23.3	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値	△ 11.0	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	4.6	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## ラップ・アプローチ(成長コース)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ◆ 分配金再投資基準価額は、2019年5月末を10,000として指数化しております。
- ◆ 分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算しておりますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- ◆ 年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- ◆ 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	35.7	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値	△ 15.5	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	7.5	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- ◆ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ◆ 2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ◆ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ◆ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

##### お問い合わせ先（照会先）

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ◆ 「ラップ・アプローチ（安定コース）」、「ラップ・アプローチ（安定成長コース）」および「ラップ・アプローチ（成長コース）」の受益者が、各ファンド間でのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.199%（税抜 1.09%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.561%（税抜 0.51%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.583%（税抜 0.53%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.055%（税抜 0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

## ＜実質的な信託報酬の総額＞

投資対象とする投資信託証券の信託報酬を、間接的にご負担いただくことになります。各投資信託証券の信託報酬は、以下ようになります。

- ・ 「シュローダー先進外国株式ファンド（適格機関投資家専用）」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に年率 0.88%（税抜 0.80%）を乗じて得た額です。
- ・ 「GIM エマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に年率 0.946%（税抜 0.86%）を乗じて得た額です。
- ・ 「GIM FOFs 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に年率 0.814%（税抜 0.74%）を乗じて得た額です。
- ・ 「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に上限年率 0.682%（税抜 0.62%）を乗じて得た額です。
- ・ 上記 4 ファンド以外の投資信託証券には、信託報酬はありません。

ファンドの信託報酬に当該各投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.29866%（税抜 1.1806%）程度～年率 2.01762%（税抜 1.8342%）程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、当該各投資対象とする投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

### ■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

#### （4）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.0132%（税抜 0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。

- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

#### ■ 個人受益者に対する課税

##### ◆ 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

##### ◆ 償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※ 償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

#### ■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

#### ※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全



額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

#### ※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

#### ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISA の対象ではありません。

#### ■ その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記の内容は 2024 年 4 月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2023年10月19日~2024年4月18日)の総経費率(年率)

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
安定コース	1.44%	1.19%	0.25%
安定成長コース	1.64%	1.19%	0.45%
成長コース	1.81%	1.19%	0.62%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

2024年4月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### (1)【投資状況】

#### ラップ・アプローチ（安定コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	70,147,632	18.34
親投資信託受益証券	日本	304,962,784	79.75
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	7,273,641	1.90
合計（純資産総額）		382,384,057	100.00

#### ラップ・アプローチ（安定成長コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	176,370,111	36.63
親投資信託受益証券	日本	296,245,337	61.52
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	8,932,852	1.86
合計（純資産総額）		481,548,300	100.00

#### ラップ・アプローチ（成長コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	634,714,832	56.96
親投資信託受益証券	日本	458,819,909	41.18
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	20,756,475	1.86
合計（純資産総額）		1,114,291,216	100.00

#### （参考）日本連続増配成長株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	7,707,333,910	97.52
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	196,059,460	2.48
合計（純資産総額）		7,903,393,370	100.00

#### （参考）国内債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	331,167,980	95.46
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	15,763,361	4.54
合計（純資産総額）		346,931,341	100.00

## (参考) 世界高金利債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	51,568,616	22.75
	カナダ	23,900,255	10.55
	フランス	15,074,177	6.65
	イギリス	25,415,343	11.21
	スウェーデン	11,262,291	4.97
	ノルウェー	18,412,112	8.12
	オーストラリア	34,565,319	15.25
	ニュージーランド	36,004,886	15.89
	小計	216,202,999	95.40
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)	—	10,432,189	4.60
合計 (純資産総額)		226,635,188	100.00

## (参考) Jリート・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	17,769,615,000	98.24
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)	—	318,086,212	1.76
合計 (純資産総額)		18,087,701,212	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ラップ・アプローチ (安定コース)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド	175,324,311	1.1840	207,583,985	1.1833	207,461,257	54.25
2	日本	親投資信託 受益証券	世界高金利債券マザーファンド	42,249,968	1.3875	58,621,831	1.4173	59,880,879	15.66
3	日本	投資信託受 益証券	シュローダー先進外国株式ファン ド (適格機関投資家専用)	11,177,157	2.9941	33,465,525	3.0807	34,433,467	9.00
4	日本	親投資信託 受益証券	日本連続増配成長株マザーファン ド	13,157,352	1.9239	25,313,429	1.9601	25,789,725	6.74
5	日本	投資信託受 益証券	適格機関投資家私募 アライア ンス・バーンスタイン・コクサイ・ リート・ファンド	11,285,605	1.0196	11,506,802	1.0688	12,062,054	3.15
6	日本	投資信託受 益証券	G I Mエマージング株式ファン ドF (適格機関投資家専用)	17,820,760	0.642	11,440,927	0.6751	12,030,795	3.15
7	日本	親投資信託 受益証券	Jリート・マザーファンド	3,366,126	3.4568	11,636,024	3.5147	11,830,923	3.09
8	日本	投資信託受 益証券	G I M F O F s用新興国現地通 貨ソブリン・ファンドF (適格機 関投資家専用)	24,773,645	0.4625	11,457,810	0.4691	11,621,316	3.04

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	18.34
親投資信託受益証券	79.75
合計	98.10

ラップ・アプローチ (安定成長コース)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受 益証券	シュローダー先進外国株式ファン ド (適格機関投資家専用)	37,140,536	2.9941	111,202,478	3.0807	114,418,849	23.76
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド	90,043,146	1.1840	106,611,084	1.1833	106,548,054	22.13
3	日本	親投資信託 受益証券	世界高金利債券マザーファンド	63,306,324	1.3875	87,837,524	1.4173	89,724,053	18.63
4	日本	親投資信託 受益証券	日本連続増配成長株マザーファン ド	41,176,767	1.9239	79,219,982	1.9601	80,710,580	16.76
5	日本	投資信託受 益証券	G I Mエマージング株式ファン ドF (適格機関投資家専用)	35,987,239	0.642	23,103,807	0.6751	24,294,985	5.05
6	日本	親投資信託 受益証券	Jリート・マザーファンド	5,480,596	3.4568	18,945,324	3.5147	19,262,650	4.00
7	日本	投資信託受 益証券	適格機関投資家私募 アライア ンス・バーンスタイン・コクサイ・ リート・ファンド	17,751,376	1.0196	18,099,302	1.0688	18,972,670	3.94
8	日本	投資信託受 益証券	G I M F O F s用新興国現地通 貨ソブリン・ファンドF (適格機 関投資家専用)	39,828,623	0.4625	18,420,738	0.4691	18,683,607	3.88

## (種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	36.63
親投資信託受益証券	61.52
合計	98.14

## ラップ・アプローチ (成長コース)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	シュローダー先進外国株式ファンド (適格機関投資家専用)	141,556,083	2.9941	423,833,068	3.0807	436,091,824	39.14
2	日本	親投資信託受益証券	日本連続増配成長株マザーファンド	149,776,162	1.9239	288,154,358	1.9601	293,576,255	26.35
3	日本	投資信託受益証券	G I M エマージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)	132,814,938	0.642	85,267,190	0.6751	89,663,364	8.05
4	日本	親投資信託受益証券	世界高金利債券マザーファンド	54,350,920	1.3875	75,411,901	1.4173	77,031,558	6.91
5	日本	親投資信託受益証券	J リート・マザーファンド	15,729,090	3.4568	54,372,318	3.5147	55,283,032	4.96
6	日本	投資信託受益証券	G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F (適格機関投資家専用)	116,908,677	0.4625	54,070,263	0.4691	54,841,860	4.92
7	日本	投資信託受益証券	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド	50,634,155	1.0196	51,626,584	1.0688	54,117,784	4.86
8	日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	27,828,162	1.1840	32,948,543	1.1833	32,929,064	2.96

## (種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	56.96
親投資信託受益証券	41.18
合計	98.14

## (参考) 日本連続増配成長株マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	千葉銀行	銀行業	235,800	1,231.37	290,357,046	1,335.00	314,793,000	3.98
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	19,400	10,379.41	201,360,647	14,620.00	283,628,000	3.59
3	日本	株式	山口フィナンシャルグループ	銀行業	173,800	1,388.10	241,251,780	1,595.50	277,297,900	3.51
4	日本	株式	三菱商事	卸売業	74,800	3,243.46	242,611,353	3,620.00	270,776,000	3.43
5	日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	7,800	26,800.00	209,040,000	33,550.00	261,690,000	3.31
6	日本	株式	住友不動産	不動産業	44,600	4,518.72	201,534,912	5,492.00	244,943,200	3.10
7	日本	株式	富士フィルムホールディングス	化学	71,700	3,074.11	220,413,687	3,377.00	242,130,900	3.06
8	日本	株式	SWCC	非鉄金属	55,200	2,809.29	155,072,808	4,175.00	230,460,000	2.92
9	日本	株式	レーザーテック	電気機器	6,600	32,700.00	215,820,000	34,600.00	228,360,000	2.89
10	日本	株式	パン・バシフィック・インターナショナルホ	小売業	59,400	3,363.00	199,762,200	3,726.00	221,324,400	2.80

11	日本	株式	村田製作所	電気機器	75,200	2,822.00	212,214,400	2,903.50	218,343,200	2.76
12	日本	株式	T&Dホールディングス	保険業	75,500	2,449.99	184,974,774	2,577.00	194,563,500	2.46
13	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	14,600	13,365.00	195,129,000	13,085.00	191,041,000	2.42
14	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,098,000	172.02	188,877,960	170.80	187,538,400	2.37
15	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	65,400	2,498.37	163,393,616	2,846.50	186,161,100	2.36
16	日本	株式	アマノ	機械	45,400	3,285.00	149,139,000	3,804.00	172,701,600	2.19
17	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	173,400	1,043.26	180,901,284	989.70	171,613,980	2.17
18	日本	株式	日本ゼオン	化学	106,400	1,374.08	146,203,080	1,574.00	167,473,600	2.12
19	日本	株式	光通信	情報・通信業	6,500	23,190.00	150,735,000	25,730.00	167,245,000	2.12
20	日本	株式	ネットワンシステムズ	情報・通信業	61,700	2,349.00	144,933,300	2,643.50	163,103,950	2.06
21	日本	株式	長瀬産業	卸売業	58,000	2,374.65	137,729,886	2,729.50	158,311,000	2.00
22	日本	株式	理研計器	精密機器	40,200	3,410.00	137,082,000	3,900.00	156,780,000	1.98
23	日本	株式	東京建物	不動産業	57,900	2,096.00	121,358,400	2,632.00	152,392,800	1.93
24	日本	株式	ロート製薬	医薬品	49,200	2,805.00	138,006,000	3,083.00	151,683,600	1.92
25	日本	株式	花王	化学	22,000	6,421.75	141,278,514	6,525.00	143,550,000	1.82
26	日本	株式	積水ハウス	建設業	35,700	3,457.35	123,427,438	3,626.00	129,448,200	1.64
27	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	18,000	7,128.25	128,308,627	7,136.00	128,448,000	1.63
28	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	80,000	1,622.53	129,802,400	1,514.00	121,120,000	1.53
29	日本	株式	あらた	卸売業	34,400	3,255.65	111,994,360	3,500.00	120,400,000	1.52
30	日本	株式	ニチレイ	食料品	30,400	3,542.00	107,676,800	3,956.00	120,262,400	1.52

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	2.27
		食料品	4.32
		化学	9.48
		医薬品	3.45
		ガラス・土石製品	4.71
		非鉄金属	2.92
		機械	3.44
		電気機器	12.72
		精密機器	4.48
		情報・通信業	7.83
		卸売業	10.77
		小売業	5.23
		銀行業	7.49
		保険業	4.82
		その他金融業	2.91
不動産業	5.03		
サービス業	5.67		

合計	97.52
----	-------

(参考) 国内債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第98回利付 国債(20年)	60,000,000	106.74	64,044,800	105.95	63,570,000	2.1	2027年9 月20日	18.32
2	日本	国債証券	第100回利付 国債(20年)	50,000,000	107.31	53,655,100	107.04	53,524,500	2.2	2028年3 月20日	15.43
3	日本	国債証券	第164回利付 国債(5年)	50,000,000	99.56	49,782,500	98.86	49,432,000	0.2	2028年12 月20日	14.25
4	日本	国債証券	第105回利付 国債(20年)	30,000,000	108.59	32,578,800	107.30	32,192,700	2.1	2028年9 月20日	9.28
5	日本	国債証券	第374回利付 国債(10年)	30,000,000	99.83	29,950,400	99.36	29,808,600	0.8	2034年3 月20日	8.59
6	日本	国債証券	第123回利付 国債(20年)	20,000,000	110.84	22,168,800	109.96	21,992,400	2.1	2030年12 月20日	6.34
7	日本	国債証券	第150回利付 国債(20年)	20,000,000	105.33	21,066,000	104.75	20,950,000	1.4	2034年9 月20日	6.04
8	日本	国債証券	第154回利付 国債(20年)	20,000,000	102.51	20,502,400	102.09	20,419,400	1.2	2035年9 月20日	5.89
9	日本	国債証券	第372回利付 国債(10年)	20,000,000	99.76	19,952,400	99.82	19,965,000	0.8	2033年9 月20日	5.75
10	日本	国債証券	第338回利付 国債(10年)	10,000,000	100.30	10,030,480	100.30	10,030,480	0.4	2025年3 月20日	2.89
11	日本	国債証券	第182回利付 国債(20年)	10,000,000	94.04	9,404,000	92.82	9,282,900	1.1	2042年9 月20日	2.68

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
国債証券	95.46
合計	95.46

(参考) 世界高金利債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	220,000	13,873.39	30,521,461	13,848.87	30,467,527	2.875	2032年5 月15日	13.44
2	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 6	120,000	21,201.91	25,442,295	21,179.45	25,415,343	6	2028年12 月7日	11.21
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625	140,000	15,089.36	21,125,114	15,072.20	21,101,089	3.625	2028年3 月31日	9.31
4	ニュージー ランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 3.5	250,000	8,393.44	20,983,618	8,398.03	20,995,085	3.5	2033年4 月14日	9.26
5	オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 3.5	200,000	9,505.78	19,011,564	9,424.13	18,848,269	3.5	2034年12 月21日	8.32
6	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5	180,000	10,473.45	18,852,212	10,430.75	18,775,362	2.5	2032年12 月1日	8.28
7	オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 4.75	150,000	10,526.93	15,790,409	10,478.03	15,717,050	4.75	2027年4 月21日	6.93
8	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 5.5	80,000	18,875.67	15,100,538	18,842.72	15,074,177	5.5	2029年4 月25日	6.65
9	ニュージー ランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 1.5	200,000	7,499.47	14,998,942	7,504.90	15,009,801	1.5	2031年5 月15日	6.62



10	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV' T 3	1,000,000	1,331.75	13,317,556	1,336.67	13,366,753	3	2033年8月15日	5.90
11	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 2.25	800,000	1,404.64	11,237,167	1,407.78	11,262,291	2.25	2032年6月1日	4.97
12	カナダ	国債証券	CANADA-GOV' T 8	40,000	12,863.88	5,145,552	12,812.23	5,124,893	8	2027年6月1日	2.26
13	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV' T 2.125	400,000	1,255.52	5,022,087	1,261.33	5,045,359	2.125	2032年5月18日	2.23

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
国債証券	95.40
合計	95.40

(参考) Jリート・マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,830	614,380	1,124,316,406	603,000	1,103,490,000	6.10
2	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	3,437	269,398	925,923,281	272,600	936,926,200	5.18
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	6,067	166,994	1,013,152,840	150,800	914,903,600	5.06
4	日本	投資証券	KDX不動産投資法人 投資証券	5,840	163,687	955,935,876	155,900	910,456,000	5.03
5	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	3,346	270,305	904,441,788	265,100	887,024,600	4.90
6	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	9,060	95,819	868,128,219	95,400	864,324,000	4.78
7	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,498	566,800	849,066,459	536,000	802,928,000	4.44
8	日本	投資証券	GLP投資法人 投資証券	5,593	139,109	778,040,999	128,500	718,700,500	3.97
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	3,897	170,757	665,443,764	166,500	648,850,500	3.59
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4,267	152,180	649,352,401	151,500	646,450,500	3.57
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	8,309	60,092	499,310,825	70,800	588,277,200	3.25
12	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	1,597	343,482	548,541,721	342,000	546,174,000	3.02
13	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,503	329,552	495,316,971	341,500	513,274,500	2.84
14	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	5,942	70,743	420,358,174	83,000	493,186,000	2.73
15	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	4,473	106,411	475,980,866	107,100	479,058,300	2.65
16	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	913	467,374	426,712,948	453,000	413,589,000	2.29
17	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	697	659,509	459,678,452	576,000	401,472,000	2.22
18	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	2,530	150,089	379,726,435	150,900	381,777,000	2.11
19	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,336	281,697	376,347,355	281,300	375,816,800	2.08
20	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,046	306,426	320,521,972	342,500	358,255,000	1.98
21	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	733	403,176	295,528,697	392,500	287,702,500	1.59

22	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	685	378,991	259,609,335	404,500	277,082,500	1.53
23	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	3,413	80,556	274,937,907	81,000	276,453,000	1.53
24	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	2,065	128,162	264,655,851	129,000	266,385,000	1.47
25	日本	投資証券	C R E ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,710	152,235	260,323,281	151,200	258,552,000	1.43
26	日本	投資証券	日本リート投資法人 投資証券	721	349,464	251,963,911	356,500	257,036,500	1.42
27	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,571	172,378	270,806,920	162,500	255,287,500	1.41
28	日本	投資証券	N T T 都市開発リート投資法人 投資証券	1,915	126,206	241,685,961	121,000	231,715,000	1.28
29	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	1,418	148,658	210,798,220	158,300	224,469,400	1.24
30	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	420	448,167	188,230,496	459,000	192,780,000	1.07

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.24
合計	98.24

②【投資不動産物件】

ラップ・アプローチ (安定コース)

該当事項はありません。

ラップ・アプローチ (安定成長コース)

該当事項はありません。

ラップ・アプローチ (成長コース)

該当事項はありません。

(参考) 日本連続増配成長株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 世界高金利債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J リート・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ラップ・アプローチ (安定コース)

該当事項はありません。

ラップ・アプローチ（安定成長コース）

該当事項はありません。

ラップ・アプローチ（成長コース）

該当事項はありません。

（参考）日本連続増配成長株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）世界高金利債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Jリート・マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ラップ・アプローチ (安定コース)

	純資産総額(円)		基準価額 (円) (1口当たり)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2015年10月19日)	648,440,530	648,440,530	0.9759	0.9759
第2期計算期間末 (2016年4月18日)	1,138,653,603	1,138,653,603	0.9901	0.9901
第3期計算期間末 (2016年10月18日)	1,126,065,882	1,126,065,882	0.9760	0.9760
第4期計算期間末 (2017年4月18日)	1,028,574,083	1,028,574,083	1.0001	1.0001
第5期計算期間末 (2017年10月18日)	995,366,831	996,329,773	1.0337	1.0347
第6期計算期間末 (2018年4月18日)	883,731,705	884,589,704	1.0300	1.0310
第7期計算期間末 (2018年10月18日)	777,210,014	777,975,715	1.0150	1.0160
第8期計算期間末 (2019年4月18日)	583,890,364	584,456,498	1.0314	1.0324
第9期計算期間末 (2019年10月18日)	535,952,162	536,465,862	1.0433	1.0443
第10期計算期間末 (2020年4月20日)	458,555,179	458,555,179	0.9780	0.9780
第11期計算期間末 (2020年10月19日)	478,833,829	479,307,595	1.0107	1.0117
第12期計算期間末 (2021年4月19日)	500,370,801	500,840,412	1.0655	1.0665
第13期計算期間末 (2021年10月18日)	511,723,270	512,195,519	1.0836	1.0846
第14期計算期間末 (2022年4月18日)	551,680,108	552,198,798	1.0636	1.0646
第15期計算期間末 (2022年10月18日)	490,600,587	491,073,109	1.0383	1.0393
第16期計算期間末 (2023年4月18日)	412,111,048	412,508,903	1.0358	1.0368
第17期計算期間末 (2023年10月18日)	387,612,236	387,982,410	1.0471	1.0481
第18期計算期間末 (2024年4月18日)	379,970,511	380,321,524	1.0825	1.0835
2023年4月末日	410,300,771	—	1.0399	—
5月末日	408,863,720	—	1.0495	—
6月末日	414,124,745	—	1.0706	—
7月末日	410,393,095	—	1.0621	—
8月末日	406,345,407	—	1.0627	—
9月末日	392,928,703	—	1.0518	—
10月末日	381,257,241	—	1.0314	—
11月末日	390,608,689	—	1.0640	—
12月末日	387,620,098	—	1.0703	—
2024年1月末日	387,903,889	—	1.0777	—
2月末日	388,796,265	—	1.0863	—
3月末日	390,551,788	—	1.0971	—

4月末日	382,384,057	—	1.0939	—
------	-------------	---	--------	---

ラップ・アプローチ（安定成長コース）

	純資産総額(円)		基準価額(円) (1口当たり)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2015年10月19日)	832,554,228	832,554,228	0.9513	0.9513
第2期計算期間末 (2016年4月18日)	1,481,843,138	1,481,843,138	0.9287	0.9287
第3期計算期間末 (2016年10月18日)	1,415,743,253	1,415,743,253	0.9164	0.9164
第4期計算期間末 (2017年4月18日)	1,352,744,655	1,352,744,655	0.9787	0.9787
第5期計算期間末 (2017年10月18日)	1,245,627,763	1,246,802,901	1.0600	1.0610
第6期計算期間末 (2018年4月18日)	1,186,959,582	1,188,086,645	1.0531	1.0541
第7期計算期間末 (2018年10月18日)	1,034,679,302	1,035,675,125	1.0390	1.0400
第8期計算期間末 (2019年4月18日)	805,345,010	806,114,893	1.0461	1.0471
第9期計算期間末 (2019年10月18日)	717,161,082	717,843,720	1.0506	1.0516
第10期計算期間末 (2020年4月20日)	579,215,445	579,215,445	0.9468	0.9468
第11期計算期間末 (2020年10月19日)	593,825,735	594,405,865	1.0236	1.0246
第12期計算期間末 (2021年4月19日)	600,563,404	601,088,343	1.1441	1.1451
第13期計算期間末 (2021年10月18日)	622,104,003	622,626,210	1.1913	1.1923
第14期計算期間末 (2022年4月18日)	743,508,993	744,143,699	1.1714	1.1724
第15期計算期間末 (2022年10月18日)	665,261,773	665,835,849	1.1588	1.1598
第16期計算期間末 (2023年4月18日)	632,459,256	633,001,335	1.1667	1.1677
第17期計算期間末 (2023年10月18日)	473,054,604	473,437,755	1.2346	1.2356
第18期計算期間末 (2024年4月18日)	472,497,305	472,851,035	1.3358	1.3368
2023年4月末日	621,997,148	—	1.1668	—
5月末日	599,940,068	—	1.1932	—
6月末日	575,405,592	—	1.2388	—
7月末日	566,027,302	—	1.2412	—
8月末日	534,633,563	—	1.2506	—
9月末日	473,958,018	—	1.2354	—
10月末日	451,291,364	—	1.2075	—
11月末日	465,183,854	—	1.2632	—
12月末日	463,943,772	—	1.2748	—
2024年1月末日	471,359,862	—	1.3061	—
2月末日	475,010,497	—	1.3293	—
3月末日	477,742,782	—	1.3584	—
4月末日	481,548,300	—	1.3613	—

ラップ・アプローチ（成長コース）

	純資産総額(円)		基準価額 (円) (1口当たり)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2015年10月19日)	2,091,523,320	2,091,523,320	0.9266	0.9266
第2期計算期間末 (2016年4月18日)	4,155,405,519	4,155,405,519	0.8693	0.8693
第3期計算期間末 (2016年10月18日)	3,935,247,436	3,935,247,436	0.8582	0.8582
第4期計算期間末 (2017年4月18日)	3,551,020,294	3,551,020,294	0.9513	0.9513
第5期計算期間末 (2017年10月18日)	3,109,577,893	3,112,464,906	1.0771	1.0781
第6期計算期間末 (2018年4月18日)	2,716,641,317	2,719,186,815	1.0672	1.0682
第7期計算期間末 (2018年10月18日)	2,245,959,531	2,248,092,445	1.0530	1.0540
第8期計算期間末 (2019年4月18日)	1,642,857,932	1,644,420,790	1.0512	1.0522
第9期計算期間末 (2019年10月18日)	1,361,099,672	1,362,399,445	1.0472	1.0482
第10期計算期間末 (2020年4月20日)	1,080,701,539	1,080,701,539	0.9065	0.9065
第11期計算期間末 (2020年10月19日)	1,187,148,972	1,188,310,703	1.0219	1.0229
第12期計算期間末 (2021年4月19日)	1,300,448,080	1,301,536,374	1.1949	1.1959
第13期計算期間末 (2021年10月18日)	1,268,686,053	1,269,686,344	1.2683	1.2693
第14期計算期間末 (2022年4月18日)	1,102,308,357	1,103,196,579	1.2410	1.2420
第15期計算期間末 (2022年10月18日)	1,018,246,428	1,019,067,994	1.2394	1.2404
第16期計算期間末 (2023年4月18日)	1,000,537,989	1,001,331,665	1.2606	1.2616
第17期計算期間末 (2023年10月18日)	1,023,117,518	1,023,855,677	1.3860	1.3870
第18期計算期間末 (2024年4月18日)	1,086,686,079	1,087,384,201	1.5566	1.5576
2023年4月末日	989,154,466	—	1.2577	—
5月末日	1,023,741,598	—	1.3016	—
6月末日	1,064,395,730	—	1.3687	—
7月末日	1,040,225,527	—	1.3849	—
8月末日	1,062,658,692	—	1.4021	—
9月末日	1,039,178,253	—	1.3811	—
10月末日	985,516,126	—	1.3454	—
11月末日	1,023,460,625	—	1.4229	—
12月末日	1,030,295,869	—	1.4391	—
2024年1月末日	1,068,335,614	—	1.4973	—
2月末日	1,084,614,880	—	1.5388	—
3月末日	1,110,963,940	—	1.5891	—
4月末日	1,114,291,216	—	1.5961	—

## ②【分配の推移】

ラップ・アプローチ (安定コース)

	期間	分配金 (1口当たり)

第1期計算期間	2015年4月27日～2015年10月19日	0.0000円
第2期計算期間	2015年10月20日～2016年4月18日	0.0000円
第3期計算期間	2016年4月19日～2016年10月18日	0.0000円
第4期計算期間	2016年10月19日～2017年4月18日	0.0000円
第5期計算期間	2017年4月19日～2017年10月18日	0.0010円
第6期計算期間	2017年10月19日～2018年4月18日	0.0010円
第7期計算期間	2018年4月19日～2018年10月18日	0.0010円
第8期計算期間	2018年10月19日～2019年4月18日	0.0010円
第9期計算期間	2019年4月19日～2019年10月18日	0.0010円
第10期計算期間	2019年10月19日～2020年4月20日	0.0000円
第11期計算期間	2020年4月21日～2020年10月19日	0.0010円
第12期計算期間	2020年10月20日～2021年4月19日	0.0010円
第13期計算期間	2021年4月20日～2021年10月18日	0.0010円
第14期計算期間	2021年10月19日～2022年4月18日	0.0010円
第15期計算期間	2022年4月19日～2022年10月18日	0.0010円
第16期計算期間	2022年10月19日～2023年4月18日	0.0010円
第17期計算期間	2023年4月19日～2023年10月18日	0.0010円
第18期計算期間	2023年10月19日～2024年4月18日	0.0010円

ラップ・アプローチ（安定成長コース）

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	2015年4月27日～2015年10月19日	0.0000円
第2期計算期間	2015年10月20日～2016年4月18日	0.0000円
第3期計算期間	2016年4月19日～2016年10月18日	0.0000円
第4期計算期間	2016年10月19日～2017年4月18日	0.0000円
第5期計算期間	2017年4月19日～2017年10月18日	0.0010円
第6期計算期間	2017年10月19日～2018年4月18日	0.0010円
第7期計算期間	2018年4月19日～2018年10月18日	0.0010円
第8期計算期間	2018年10月19日～2019年4月18日	0.0010円
第9期計算期間	2019年4月19日～2019年10月18日	0.0010円
第10期計算期間	2019年10月19日～2020年4月20日	0.0000円
第11期計算期間	2020年4月21日～2020年10月19日	0.0010円
第12期計算期間	2020年10月20日～2021年4月19日	0.0010円
第13期計算期間	2021年4月20日～2021年10月18日	0.0010円
第14期計算期間	2021年10月19日～2022年4月18日	0.0010円
第15期計算期間	2022年4月19日～2022年10月18日	0.0010円
第16期計算期間	2022年10月19日～2023年4月18日	0.0010円
第17期計算期間	2023年4月19日～2023年10月18日	0.0010円
第18期計算期間	2023年10月19日～2024年4月18日	0.0010円

ラップ・アプローチ（成長コース）

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	2015年4月27日～2015年10月19日	0.0000円
第2期計算期間	2015年10月20日～2016年4月18日	0.0000円
第3期計算期間	2016年4月19日～2016年10月18日	0.0000円
第4期計算期間	2016年10月19日～2017年4月18日	0.0000円
第5期計算期間	2017年4月19日～2017年10月18日	0.0010円
第6期計算期間	2017年10月19日～2018年4月18日	0.0010円
第7期計算期間	2018年4月19日～2018年10月18日	0.0010円
第8期計算期間	2018年10月19日～2019年4月18日	0.0010円
第9期計算期間	2019年4月19日～2019年10月18日	0.0010円
第10期計算期間	2019年10月19日～2020年4月20日	0.0000円
第11期計算期間	2020年4月21日～2020年10月19日	0.0010円
第12期計算期間	2020年10月20日～2021年4月19日	0.0010円
第13期計算期間	2021年4月20日～2021年10月18日	0.0010円
第14期計算期間	2021年10月19日～2022年4月18日	0.0010円
第15期計算期間	2022年4月19日～2022年10月18日	0.0010円
第16期計算期間	2022年10月19日～2023年4月18日	0.0010円
第17期計算期間	2023年4月19日～2023年10月18日	0.0010円
第18期計算期間	2023年10月19日～2024年4月18日	0.0010円

③【収益率の推移】

ラップ・アプローチ（安定コース）

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2015年4月27日～2015年10月19日	△2.4
第2期計算期間	2015年10月20日～2016年4月18日	1.5
第3期計算期間	2016年4月19日～2016年10月18日	△1.4
第4期計算期間	2016年10月19日～2017年4月18日	2.5
第5期計算期間	2017年4月19日～2017年10月18日	3.5
第6期計算期間	2017年10月19日～2018年4月18日	△0.3
第7期計算期間	2018年4月19日～2018年10月18日	△1.4
第8期計算期間	2018年10月19日～2019年4月18日	1.7
第9期計算期間	2019年4月19日～2019年10月18日	1.3
第10期計算期間	2019年10月19日～2020年4月20日	△6.3
第11期計算期間	2020年4月21日～2020年10月19日	3.4
第12期計算期間	2020年10月20日～2021年4月19日	5.5
第13期計算期間	2021年4月20日～2021年10月18日	1.8
第14期計算期間	2021年10月19日～2022年4月18日	△1.8
第15期計算期間	2022年4月19日～2022年10月18日	△2.3



第16期計算期間	2022年10月19日～2023年4月18日	△0.1
第17期計算期間	2023年4月19日～2023年10月18日	1.2
第18期計算期間	2023年10月19日～2024年4月18日	3.5

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

#### ラップ・アプローチ (安定成長コース)

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2015年4月27日～2015年10月19日	△4.9
第2期計算期間	2015年10月20日～2016年4月18日	△2.4
第3期計算期間	2016年4月19日～2016年10月18日	△1.3
第4期計算期間	2016年10月19日～2017年4月18日	6.8
第5期計算期間	2017年4月19日～2017年10月18日	8.4
第6期計算期間	2017年10月19日～2018年4月18日	△0.6
第7期計算期間	2018年4月19日～2018年10月18日	△1.2
第8期計算期間	2018年10月19日～2019年4月18日	0.8
第9期計算期間	2019年4月19日～2019年10月18日	0.5
第10期計算期間	2019年10月19日～2020年4月20日	△9.9
第11期計算期間	2020年4月21日～2020年10月19日	8.2
第12期計算期間	2020年10月20日～2021年4月19日	11.9
第13期計算期間	2021年4月20日～2021年10月18日	4.2
第14期計算期間	2021年10月19日～2022年4月18日	△1.6
第15期計算期間	2022年4月19日～2022年10月18日	△1.0
第16期計算期間	2022年10月19日～2023年4月18日	0.8
第17期計算期間	2023年4月19日～2023年10月18日	5.9
第18期計算期間	2023年10月19日～2024年4月18日	8.3

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

#### ラップ・アプローチ (成長コース)

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	2015年4月27日～2015年10月19日	△7.3
第2期計算期間	2015年10月20日～2016年4月18日	△6.2
第3期計算期間	2016年4月19日～2016年10月18日	△1.3
第4期計算期間	2016年10月19日～2017年4月18日	10.8
第5期計算期間	2017年4月19日～2017年10月18日	13.3
第6期計算期間	2017年10月19日～2018年4月18日	△0.8
第7期計算期間	2018年4月19日～2018年10月18日	△1.2
第8期計算期間	2018年10月19日～2019年4月18日	△0.1
第9期計算期間	2019年4月19日～2019年10月18日	△0.3
第10期計算期間	2019年10月19日～2020年4月20日	△13.4
第11期計算期間	2020年4月21日～2020年10月19日	12.8

第12期計算期間	2020年10月20日～2021年4月19日	17.0
第13期計算期間	2021年4月20日～2021年10月18日	6.2
第14期計算期間	2021年10月19日～2022年4月18日	△2.1
第15期計算期間	2022年4月19日～2022年10月18日	△0.0
第16期計算期間	2022年10月19日～2023年4月18日	1.8
第17期計算期間	2023年4月19日～2023年10月18日	10.0
第18期計算期間	2023年10月19日～2024年4月18日	12.4

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

##### ラップ・アプローチ (安定コース)

期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間	704,482,622	40,000,000
第2期計算期間	551,048,106	65,502,855
第3期計算期間	66,943,852	63,217,480
第4期計算期間	33,125,033	158,419,160
第5期計算期間	55,862,257	121,380,071
第6期計算期間	37,647,484	142,590,392
第7期計算期間	7,384,065	99,681,727
第8期計算期間	5,947,927	205,515,411
第9期計算期間	4,273,835	56,707,949
第10期計算期間	24,921,782	69,757,384
第11期計算期間	9,919,616	5,017,732
第12期計算期間	33,439,799	37,594,800
第13期計算期間	9,982,644	7,344,569
第14期計算期間	87,627,614	41,186,116
第15期計算期間	15,767,177	61,935,478
第16期計算期間	6	74,667,332
第17期計算期間	93,324	27,774,172
第18期計算期間	5	19,160,910

##### ラップ・アプローチ (安定成長コース)

期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間	915,130,540	40,000,000
第2期計算期間	751,417,648	30,998,948
第3期計算期間	225,143	50,812,862
第4期計算期間	31,834,045	194,631,705
第5期計算期間	37,675,620	244,701,312
第6期計算期間	53,462,385	101,536,826
第7期計算期間	2,269,544	133,509,974

第 8 期計算期間	10,747,460	236,687,188
第 9 期計算期間	7,284,292	94,529,679
第 10 期計算期間	12,724,185	83,616,671
第 11 期計算期間	13,465,773	45,081,384
第 12 期計算期間	764,492	55,955,378
第 13 期計算期間	41,212,100	43,943,724
第 14 期計算期間	154,759,702	42,260,899
第 15 期計算期間	33,625,572	94,255,766
第 16 期計算期間	22,481,669	54,478,564
第 17 期計算期間	817,239	159,745,082
第 18 期計算期間	2,743,379	32,164,000

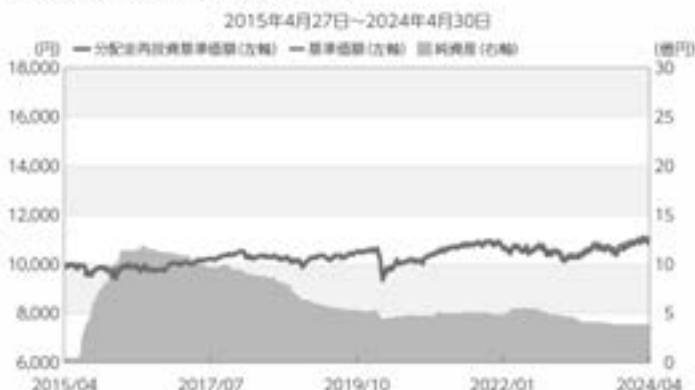
ラップ・アプローチ（成長コース）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 1 期計算期間	2,297,113,063	40,000,000
第 2 期計算期間	2,600,283,421	77,154,473
第 3 期計算期間	9,803,392	204,601,772
第 4 期計算期間	37,225,163	889,808,987
第 5 期計算期間	21,258,071	867,104,301
第 6 期計算期間	24,719,145	366,234,053
第 7 期計算期間	29,669,300	442,253,556
第 8 期計算期間	9,803,917	579,860,171
第 9 期計算期間	11,224,786	274,309,521
第 10 期計算期間	12,515,988	120,124,071
第 11 期計算期間	22,992,084	53,426,199
第 12 期計算期間	32,354,467	105,791,316
第 13 期計算期間	2,815,620	90,818,794
第 14 期計算期間	11,469,917	123,539,028
第 15 期計算期間	9,244,771	75,900,216
第 16 期計算期間	25,240,232	53,130,001
第 17 期計算期間	29,464,040	84,981,050
第 18 期計算期間	48,194	40,085,369

運用実績

ラップ・アプローチ(安定コース)

● 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万円当たり、信託有価証券後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2024年 4月	10円
2023年10月	10円
2023年 4月	10円
2022年10月	10円
2022年 4月	10円
設定来累計	130円

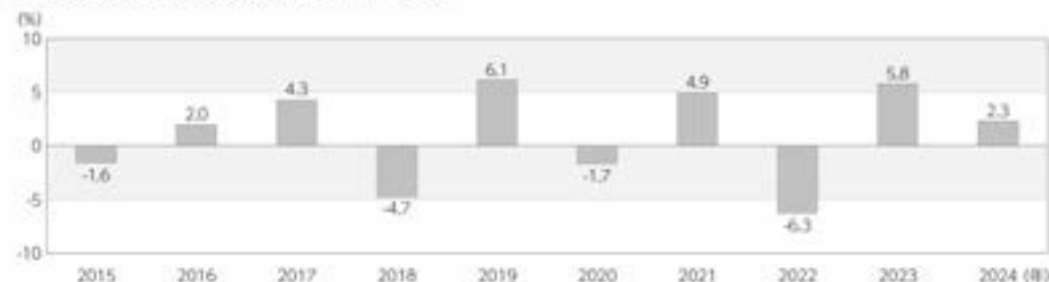
※上記分配金は1万円当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
国内債券マザーファンド	54.25%
世界高金利債券マザーファンド	15.66%
シュローダー先進国外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	9.00%
日本連続増配成長株マザーファンド	6.74%
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド	3.15%
GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	3.15%
リート・マザーファンド	3.09%
GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	3.04%

● 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2015年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から4月末までの収益率を示しています。  
 ※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

- ファンドの目的・特色
- 投資リスク
- 運用実績
- 手続・手数料等

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## ラップ・アプローチ(安定成長コース)

## ● 基準価額・純資産の推移

2015年4月27日～2024年4月30日



● 基準価額は1万口当たり、信託有価証券後の価額です。

● 分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

● 設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## ● 分配金の推移

2024年 4月	10円
2023年10月	10円
2023年 4月	10円
2022年10月	10円
2022年 4月	10円
設定来累計	130円

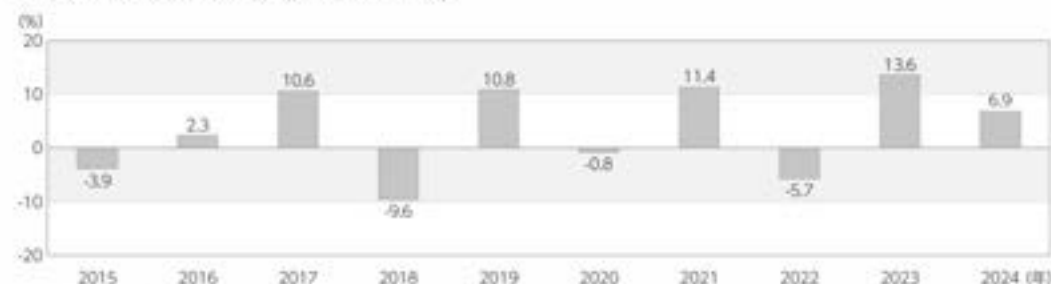
● 上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## ● 主な資産の状況

## 組入ファンド

ファンド名	純資産比率
シュローダー先進外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	23.76%
国内債券マザーファンド	22.13%
世界高金利債券マザーファンド	18.63%
日本連続増配成長株マザーファンド	16.76%
GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	5.05%
リート・マザーファンド	4.00%
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド	3.94%
GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	3.88%

## ● 年間収益率の推移(暦年ベース)



● ファンドにはベンチマークはありません。

● 2015年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から4月末までの収益率を示しています。

● ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

○  
ファンドの  
目的・特色

○  
投資  
リスク

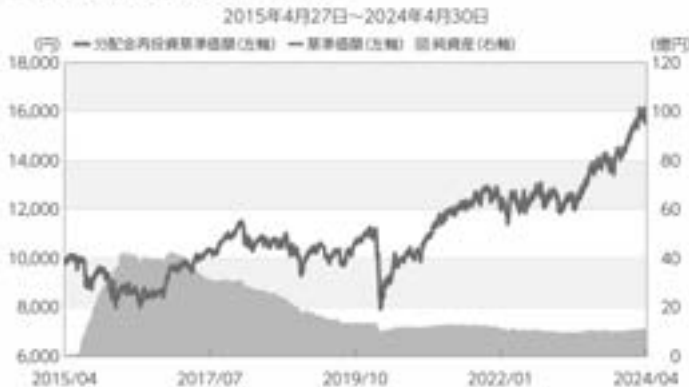
○  
運用実績

○  
手続・  
手数料等

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## ラップ・アプローチ(成長コース)

## ● 基準価額・純資産の推移



● 基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

● 分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

● 設定時から10年以上経過した場合は、最近10年分を記載しています。

## ● 分配金の推移

2024年 4月	10円
2023年10月	10円
2023年 4月	10円
2022年10月	10円
2022年 4月	10円
設定来累計	130円

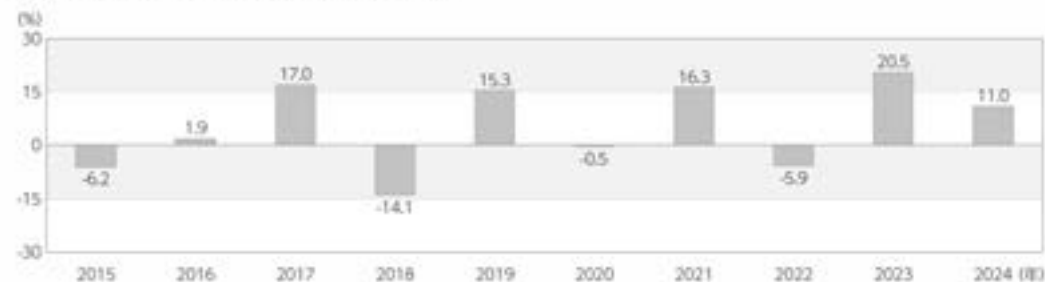
● 上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## ● 主な資産の状況

## 組入ファンド

ファンド名	純資産比率
シュローダー先進外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	39.14%
日本連続増配成長株マザーファンド	26.35%
GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	8.05%
世界高金利債券マザーファンド	6.91%
リート・マザーファンド	4.96%
GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	4.92%
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド	4.86%
国内債券マザーファンド	2.96%

## ● 年間収益率の推移(暦年ベース)



● ファンドにはベンチマークはありません。

● 2015年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から4月末までの収益率を示しています。

● ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

● ファンドの  
目的・特色

● 投資  
リスク

● 運用実績

● 手数料等

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

#### ■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークまたはロンドンの取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日
- ・ 翌営業日がニューヨークまたはロンドンの取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

#### ■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

#### ■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の

権利義務関係を規定する契約を含みます。)に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

- ・ 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

申込（販売）手続等に関するお問い合わせ先（照会先）

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

## 2 【換金（解約）手続等】

### ■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

### ■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークまたはロンドンの取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日
- ・ 翌営業日がニューヨークまたはロンドンの取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日

- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

### ■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

### ■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。  
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額もありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払日が遅延する場合があります。



## ■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

換金（解約）手続等に関するお問い合わせ先（照会先）

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### ■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

#### ■ 投資信託証券の評価

内国投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

マザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

#### ■ 株式の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

また、投資信託証券を通じて投資する外国の株式は、原則として、外国の取引所等における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

#### ■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

#### ■ 不動産投資信託証券の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

また、投資信託証券を通じて投資する外国の不動産投資信託証券は、原則として、外国の取引所等における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

#### ■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値に

よって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### ■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

お問い合わせ先（照会先）

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

信託期間は、2015年4月27日から2035年4月18日までとします。\*

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

※信託終了（繰上償還）することとなった場合、信託期間は2025年1月9日までとなります。

#### (4) 【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年4月19日から10月18日まで、10月19日から翌年4月18日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

#### (5) 【その他】

##### ■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行

使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### ■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

#### ■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

#### ■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### ■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### ■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### ■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

#### ■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

#### ■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

#### ■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

##### ◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社

から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

#### ◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社の変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

### 4 【受益者の権利等】

#### ■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### ■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### ■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

#### ■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

#### ■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 18 期計算期間（2023 年 10 月 19 日から 2024 年 4 月 18 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 榎倉昭夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ラップ・アプローチ（安定コース）」の2023年10月19日から2024年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ラップ・アプローチ（安定コース）」の2024年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



1 【財務諸表】

【ラップ・アプローチ（安定コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (2023年10月18日現在)	第18期 (2024年4月18日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	846,429	744,320
コール・ローン	8,314,043	9,610,733
投資信託受益証券	70,780,871	68,371,064
親投資信託受益証券	311,967,932	304,448,138
未収入金	-	2,500,000
未収利息	-	14
流動資産合計	391,909,275	385,674,269
資産合計	391,909,275	385,674,269
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	370,174	351,013
未払解約金	1,464,266	2,999,999
未払受託者報酬	111,737	106,753
未払委託者報酬	2,324,050	2,220,439
未払利息	8	-
その他未払費用	26,804	25,554
流動負債合計	4,297,039	5,703,758
負債合計	4,297,039	5,703,758
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1370,174,515	*1351,013,610
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	17,437,721	28,956,901
(分配準備積立金)	28,257,524	29,365,568
元本等合計	387,612,236	379,970,511
純資産合計	*2387,612,236	*2379,970,511
負債純資産合計	391,909,275	385,674,269

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 17 期		第 18 期	
	自 2023 年 4 月 19 日	至 2023 年 10 月 18 日	自 2023 年 10 月 19 日	至 2024 年 4 月 18 日
営業収益				
受取配当金		793,096		975,878
受取利息		-		410
有価証券売買等損益		6,746,595		14,670,399
営業収益合計		7,539,691		15,646,687
営業費用				
支払利息		1,873		811
受託者報酬		111,737		106,753
委託者報酬		2,324,050		2,220,439
その他費用		27,152		25,811
営業費用合計		2,464,812		2,353,814
営業利益又は営業損失 (△)		5,074,879		13,292,873
経常利益又は経常損失 (△)		5,074,879		13,292,873
当期純利益又は当期純損失 (△)		5,074,879		13,292,873
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		534,024		520,076
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		14,255,685		17,437,721
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,681		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,681		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		995,326		902,604
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		995,326		902,604
分配金		*1370,174		*1351,013
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		17,437,721		28,956,901

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別
	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。  投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 370,174,515 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 351,013,610 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.0471 円 (10,000 口当たりの純資産額 10,471 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.0825 円 (10,000 口当たりの純資産額 10,825 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 17 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収 A 1,917,558 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 0 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 14,837,709 円 分配準備積立金額 D 26,710,140 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 43,465,407 円 収益額 当ファンドの期末残存 F 370,174,515 口 口数 10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 1,174 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 10 円 金額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 370,174 円	*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収 A 2,921,709 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 0 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 14,069,684 円 分配準備積立金額 D 26,794,872 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 43,786,265 円 収益額 当ファンドの期末残存 F 351,013,610 口 口数 10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 1,247 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 10 円 金額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 351,013 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第 17 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 17 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
---	---

該当事項はありません。	同左
-------------	----

(重要な後発事象に関する注記)

第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 397,855,363 円	期首元本額 370,174,515 円
期中追加設定元本額 93,324 円	期中追加設定元本額 5 円
期中一部解約元本額 27,774,172 円	期中一部解約元本額 19,160,910 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 17 期(自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,071,061
親投資信託受益証券	△765,265
合計	5,305,796

第 18 期(自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,626,659
親投資信託受益証券	5,360,025
合計	12,986,684

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証	日本円	適格機関投資家私募 アライアン	11,285,605	11,506,802	

券		ス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド			
		シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）	11,177,157	33,465,525	
		G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	25,854,726	11,957,810	
		G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	17,820,760	11,440,927	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：18.0%	66,138,248	68,371,064 100.0%	
	投資信託受益証券合計			68,371,064	
親投資信託受益証券	日本円	日本連続増配成長株マザーファンド	13,157,352	25,313,429	
		Jリート・マザーファンド	3,366,126	11,636,024	
		国内債券マザーファンド	175,747,861	208,085,467	
		世界高金利債券マザーファンド	42,820,338	59,413,218	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：80.1%	235,091,677	304,448,138 100.0%	
	親投資信託受益証券合計			304,448,138	
合計				372,819,202	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 榎倉昭夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ラップ・アプローチ（安定成長コース）」の2023年10月19日から2024年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ラップ・アプローチ（安定成長コース）」の2024年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



【ラップ・アプローチ（安定成長コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	1,121,946	928,482
コール・ローン	11,020,301	11,988,646
投資信託受益証券	174,495,068	170,826,325
親投資信託受益証券	290,173,295	292,613,914
未収利息	-	18
流動資産合計	476,810,610	476,357,385
資産合計	476,810,610	476,357,385
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	383,151	353,730
未払解約金	-	667,449
未払受託者報酬	153,038	128,807
未払委託者報酬	3,183,079	2,679,243
未払利息	11	-
その他未払費用	36,727	30,851
流動負債合計	3,756,006	3,860,080
負債合計	3,756,006	3,860,080
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1383,151,447	*1353,730,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	89,903,157	118,766,479
（分配準備積立金）	77,671,102	106,611,995
元本等合計	473,054,604	472,497,305
純資産合計	*2473,054,604	*2472,497,305
負債純資産合計	476,810,610	476,357,385

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 17 期		第 18 期	
	自 2023 年 4 月 19 日	至 2023 年 10 月 18 日	自 2023 年 10 月 19 日	至 2024 年 4 月 18 日
営業収益				
受取配当金		1,411,504		1,551,763
受取利息		-		514
有価証券売買等損益		36,559,917		38,071,876
営業収益合計		37,971,421		39,624,153
営業費用				
支払利息		3,223		1,021
受託者報酬		153,038		128,807
委託者報酬		3,183,079		2,679,243
その他費用		37,413		31,174
営業費用合計		3,376,753		2,840,245
営業利益又は営業損失(△)		34,594,668		36,783,908
経常利益又は経常損失(△)		34,594,668		36,783,908
当期純利益又は当期純損失(△)		34,594,668		36,783,908
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		8,228,449		970,363
期首剰余金又は期首欠損金(△)		90,379,966		89,903,157
剰余金増加額又は欠損金減少額		181,767		951,054
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		181,767		951,054
剰余金減少額又は欠損金増加額		26,641,644		7,547,547
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		26,641,644		7,547,547
分配金		*1383,151		*1353,730
期末剰余金又は期末欠損金(△)		89,903,157		118,766,479

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。  投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	383,151,447 口	353,730,826 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		
1 口当たりの純資産額	1.2346 円	1.3358 円
(10,000 口当たりの純資産額)	12,346 円)	(13,358 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 17 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
*1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収 A	3,502,739 円	4,263,817 円
益額		
費用控除後・繰越欠損 B	16,121,262 円	31,549,728 円
金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額 C	38,442,252 円	36,051,174 円
分配準備積立金額 D	58,430,252 円	71,152,180 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	116,496,505 円	143,016,899 円
収益額		
当ファンドの期末残存 F	383,151,447 口	353,730,826 口
口数		
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	3,040 円	4,043 円
分配対象額		
10,000 口当たり分配 H	10 円	10 円
金額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	383,151 円	353,730 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第 17 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 17 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
---	---

該当事項はありません。	同左
-------------	----

(重要な後発事象に関する注記)

第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 542,079,290 円	期首元本額 383,151,447 円
期中追加設定元本額 817,239 円	期中追加設定元本額 2,743,379 円
期中一部解約元本額 159,745,082 円	期中一部解約元本額 32,164,000 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 17 期(自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,664,430
親投資信託受益証券	8,852,445
合計	26,516,875

第 18 期(自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	22,338,279
親投資信託受益証券	12,795,964
合計	35,134,243

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	適格機関投資家私募 アライアン	17,751,376	18,099,302	

券		ス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド			
		シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）	37,140,536	111,202,478	
		G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	39,828,623	18,420,738	
		G I M エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	35,987,239	23,103,807	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：36.2%	130,707,774	170,826,325 100.0%	
	投資信託受益証券合計			170,826,325	
親投資信託受益証券	日本円	日本連続増配成長株マザーファンド	41,176,767	79,219,982	
		Jリート・マザーファンド	5,480,596	18,945,324	
		国内債券マザーファンド	90,043,146	106,611,084	
		世界高金利債券マザーファンド	63,306,324	87,837,524	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：61.9%	200,006,833	292,613,914 100.0%	
	親投資信託受益証券合計			292,613,914	
合計				463,440,239	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月10日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 榎倉昭夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ラップ・アプローチ（成長コース）」の2023年10月19日から2024年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ラップ・アプローチ（成長コース）」の2024年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



【ラップ・アプローチ（成長コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	2,669,472	2,018,219
コール・ローン	26,220,852	26,059,438
投資信託受益証券	577,821,956	614,797,105
親投資信託受益証券	428,757,933	450,887,120
未収入金	11,000,000	-
未収利息	-	39
流動資産合計	1,046,470,213	1,093,761,921
資産合計	1,046,470,213	1,093,761,921
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	738,159	698,122
未払解約金	16,343,314	-
未払受託者報酬	284,533	289,375
未払委託者報酬	5,918,285	6,018,959
未払利息	27	-
その他未払費用	68,377	69,386
流動負債合計	23,352,695	7,075,842
負債合計	23,352,695	7,075,842
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1738,159,868	*1698,122,693
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	284,957,650	388,563,386
（分配準備積立金）	309,737,442	411,975,568
元本等合計	1,023,117,518	1,086,686,079
純資産合計	*21,023,117,518	*21,086,686,079
負債純資産合計	1,046,470,213	1,093,761,921

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 17 期		第 18 期	
	自 2023 年 4 月 19 日	至 2023 年 10 月 18 日	自 2023 年 10 月 19 日	至 2024 年 4 月 18 日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		3,440,134		4,497,064
受取利息		-		1,103
有価証券売買等損益		100,931,238		124,104,336
その他収益		16,938		73,335
営業収益合計		104,388,310		128,675,838
<b>営業費用</b>				
支払利息		5,131		2,249
受託者報酬		284,533		289,375
委託者報酬		5,918,285		6,018,959
その他費用		69,471		70,193
営業費用合計		6,277,420		6,380,776
営業利益又は営業損失(△)		98,110,890		122,295,062
経常利益又は経常損失(△)		98,110,890		122,295,062
当期純利益又は当期純損失(△)		98,110,890		122,295,062
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		7,301,781		2,539,161
期首剰余金又は期首欠損金(△)		206,861,111		284,957,650
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,282,069		22,436
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,282,069		22,436
剰余金減少額又は欠損金増加額		22,256,480		15,474,479
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		22,256,480		15,474,479
分配金		*1738,159		*1698,122
期末剰余金又は期末欠損金(△)		284,957,650		388,563,386

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
		投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。
		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	738,159,868 口	698,122,693 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		
1 口当たりの純資産額	1.3860 円	1.5566 円
(10,000 口当たりの純資産額)	13,860 円)	(15,566 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 17 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
*1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収 A	7,754,560 円	9,345,335 円
益額		
費用控除後・繰越欠損 B	70,111,551 円	110,410,566 円
金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額 C	45,175,382 円	42,744,946 円
分配準備積立金額 D	232,609,490 円	292,917,789 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	355,650,983 円	455,418,636 円
収益額		
当ファンドの期末残存 F	738,159,868 口	698,122,693 口
口数		
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	4,818 円	6,523 円
分配対象額		
10,000 口当たり分配 H	10 円	10 円
金額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	738,159 円	698,122 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第 17 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 17 期 自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
---	---

該当事項はありません。	同左
-------------	----

(重要な後発事象に関する注記)

第 18 期 自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 17 期 (2023 年 10 月 18 日現在)	第 18 期 (2024 年 4 月 18 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 793,676,878 円	期首元本額 738,159,868 円
期中追加設定元本額 29,464,040 円	期中追加設定元本額 48,194 円
期中一部解約元本額 84,981,050 円	期中一部解約元本額 40,085,369 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 17 期(自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	59,430,389
親投資信託受益証券	32,657,587
合計	92,087,976

第 18 期(自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	82,879,827
親投資信託受益証券	34,009,961
合計	116,889,788

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証	日本円	適格機関投資家私募 アライアン	50,634,155	51,626,584	

券		ス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド			
		シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）	141,556,083	423,833,068	
		G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	116,908,677	54,070,263	
		G I M エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	132,814,938	85,267,190	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：56.6%	441,913,853	614,797,105 100.0%	
	投資信託受益証券合計			614,797,105	
親投資信託受益証券	日本円	日本連続増配成長株マザーファンド	149,776,162	288,154,358	
		Jリート・マザーファンド	15,729,090	54,372,318	
		国内債券マザーファンド	27,828,162	32,948,543	
		世界高金利債券マザーファンド	54,350,920	75,411,901	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：41.5%	247,684,334	450,887,120 100.0%	
	親投資信託受益証券合計			450,887,120	
合計				1,065,684,225	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ラップ・アプローチ (安定コース)」「ラップ・アプローチ (安定成長コース)」「ラップ・アプローチ (成長コース)」は、「日本連続増配成長株マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「世界高金利債券マザーファンド」、「Jリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本連続増配成長株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2023年10月18日現在	2024年4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			22,646,330	4,496,841
コール・ローン			222,443,290	58,063,635
株式			8,485,979,750	7,584,639,560
未収入金			97,521,607	-
未収配当金			77,235,200	70,244,660
未収利息			-	87
流動資産合計			8,905,826,177	7,717,444,783
資産合計			8,905,826,177	7,717,444,783
負債の部				
流動負債				
未払金			98,250,984	-
未払解約金			164,500,000	300,000
未払利息			236	-
その他未払費用			1,351	-
流動負債合計			262,752,571	300,000
負債合計			262,752,571	300,000
純資産の部				
元本等				
元本		*1	5,041,082,666	4,011,124,450
剰余金				
剰余金又は欠損金 (△)			3,601,990,940	3,706,020,333
元本等合計			8,643,073,606	7,717,144,783
純資産合計		*2	8,643,073,606	7,717,144,783
負債純資産合計			8,905,826,177	7,717,444,783

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 10 月 18 日現在	2024 年 4 月 18 日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 5,041,082,666 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 4,011,124,450 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.7145 円 (10,000 口当たりの純資産額 17,145 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.9239 円 (10,000 口当たりの純資産額 19,239 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づ	同左



	<p>き、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p>	
--	--	--

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2023年10月18日現在	2024年4月18日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

### (その他の注記)

#### 1. 元本の移動

2023年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年4月19日
期首元本額	6,071,873,480円
期首より2023年10月18日までの追加設定元本額	398,810,308円
期首より2023年10月18日までの一部解約元本額	1,429,601,122円
期末元本額	5,041,082,666円
2023年10月18日現在の元本の内訳(*)	
ラップ・アプローチ(安定コース)	15,460,639円
ラップ・アプローチ(安定成長コース)	45,449,665円
ラップ・アプローチ(成長コース)	151,069,312円
日本連続増配成長株オープン	3,222,530,277円
DC日本連続増配成長株オープン	28,770,100円
リスク抑制型・4資産バランスファンド	253,157,193円
日本連続増配成長株ファンド21-09(繰上償還条項付)	516,721,229円
日本連続増配成長株ファンド(ベータヘッジ型)19-04(適格機関投資家専用)	309,860,095円
日本連続増配成長株ファンド(ベータヘッジ型)19-07(適格機関投資家専用)	418,431,697円
日本連続増配成長株オープン(ベータヘッジ型)(適格機関投資家専用)	79,632,459円

2024年4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年10月19日
期首元本額	5,041,082,666円
期首より2024年4月18日までの追加設定元本額	489,792,872円
期首より2024年4月18日までの一部解約元本額	1,519,751,088円
期末元本額	4,011,124,450円
2024年4月18日現在の元本の内訳(*)	

ラップ・アプローチ（安定コース）	13,157,352 円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	41,176,767 円
ラップ・アプローチ（成長コース）	149,776,162 円
日本連続増配成長株オープン	2,857,565,423 円
DC日本連続増配成長株オープン	28,820,548 円
リスク抑制型・4資産バランスファンド	249,470,008 円
日本連続増配成長株ファンド21-09（繰上償還条項付）	－円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）19-04（適格機関投資家専用）	258,069,555 円
日本連続増配成長株ファンド（ベータヘッジ型）19-07（適格機関投資家専用）	347,548,730 円
日本連続増配成長株オープン（ベータヘッジ型）（適格機関投資家専用）	65,539,905 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2023年10月18日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	664,445,819
合計	664,445,819

2024年4月18日現在

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	542,832,785
合計	542,832,785

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

### 1. 有価証券明細表

#### ①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	積水ハウス	10,700	3,364.00	35,994,800	
		エクシオグループ	29,000	1,662.50	48,212,500	
		日清製粉グループ本社	56,700	1,988.50	112,747,950	
		森永製菓	41,100	2,530.00	103,983,000	
		ニチレイ	39,400	3,897.00	153,541,800	
		信越化学工業	38,300	6,399.00	245,081,700	
		日本酸素ホールディングス	19,700	4,406.00	86,798,200	
		日本ゼオン	86,400	1,377.50	119,016,000	

富士フィルムホールディングス	71,700	3,343.00	239,693,100
JCU	27,300	3,735.00	101,965,500
ユニ・チャーム	21,200	4,519.00	95,802,800
アステラス製薬	96,000	1,465.50	140,688,000
ロート製薬	49,200	2,886.00	141,991,200
MARUWA	7,800	34,850.00	271,830,000
ニチアス	25,400	4,045.00	102,743,000
SWCC	55,200	4,060.00	224,112,000
栗田工業	15,700	6,012.00	94,388,400
アマノ	45,400	3,739.00	169,750,600
日立製作所	19,400	13,755.00	266,847,000
EIZO	16,500	5,100.00	84,150,000
ソニーグループ	19,600	12,760.00	250,096,000
レーザーテック	6,600	37,510.00	247,566,000
村田製作所	75,200	2,788.00	209,657,600
島津製作所	24,100	4,190.00	100,979,000
マニー	50,900	1,791.00	91,161,900
理研計器	40,200	3,625.00	145,725,000
上組	26,100	3,296.00	86,025,600
フューチャー	63,300	1,763.00	111,597,900
ネットワンシステムズ	61,700	2,675.50	165,078,350
日本電信電話	1,348,000	169.80	228,890,400
光通信	6,500	24,695.00	160,517,500
あらた	34,400	3,130.00	107,672,000
長瀬産業	58,000	2,602.50	150,945,000
豊田通商	11,000	9,532.00	104,852,000
三菱商事	74,800	3,467.00	259,331,600
東テク	16,000	3,110.00	49,760,000
物語コーポレーション	19,100	4,320.00	82,512,000
パン・パシフィック・インターナシ ョナルホ	59,400	3,785.00	224,829,000
ニトリホールディングス	8,200	21,570.00	176,874,000
千葉銀行	235,800	1,302.50	307,129,500
山口フィナンシャルグループ	173,800	1,554.50	270,172,100
MS&ADインシュアランスグルー プホールディングス	65,400	2,675.00	174,945,000
芙蓉総合リース	3,600	13,640.00	49,104,000

計	三菱HCキャピタル	100,000	1,022.00	102,200,000	
	イー・ギャランティ	45,300	1,720.00	77,916,000	
	東京建物	57,900	2,572.00	148,918,800	
	住友不動産	44,600	5,538.00	246,994,800	
	総合警備保障	129,800	841.70	109,252,660	
	ユー・エス・エス	26,000	1,203.50	31,291,000	
	サイバーエージェント	173,400	1,009.50	175,047,300	
	テクノプロ・ホールディングス	34,000	2,890.00	98,260,000	
	銘柄数：51 組入時価比率：98.3%			7,584,639,560 100.0%	
合 計			7,584,639,560		

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## ②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2023年10月18日現在	2024年4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			3,294,335	1,794,640
コール・ローン			32,358,565	23,172,562
国債証券			358,233,150	324,118,696
未収利息			374,574	419,200
前払費用			25,402	48,657
流動資産合計			394,286,026	349,553,755
資産合計			394,286,026	349,553,755
負債の部				
流動負債				
未払解約金			-	1,900,000
未払利息			34	-
その他未払費用			276	-
流動負債合計			310	1,900,000
負債合計			310	1,900,000
純資産の部				
元本等				
元本		*1	332,054,244	293,619,169
剰余金				
剰余金又は欠損金 (△)			62,231,472	54,034,586
元本等合計			394,285,716	347,653,755
純資産合計		*2	394,285,716	347,653,755
負債純資産合計			394,286,026	349,553,755

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準		<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 10 月 18 日現在		2024 年 4 月 18 日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	332,054,244 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	293,619,169 口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1,187.4 円	1口当たりの純資産額	1,184.0 円
(10,000口当たりの純資産額)	11,874 円)	(10,000口当たりの純資産額)	11,840 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針		<p>当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図</p>	同左

	に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	
--	--	--

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	2023年10月18日現在	2024年4月18日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

### (その他の注記)

#### 1. 元本の移動

2023年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年4月19日
期首元本額	358,215,086円
期首より2023年10月18日までの追加設定元本額	11,929,790円
期首より2023年10月18日までの一部解約元本額	38,090,632円
期末元本額	332,054,244円
2023年10月18日現在の元本の内訳(*)	
ラップ・アプローチ(安定コース)	189,039,718円
ラップ・アプローチ(安定成長コース)	101,214,573円
ラップ・アプローチ(成長コース)	41,799,953円

2024年4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年10月19日
期首元本額	332,054,244円
期首より2024年4月18日までの追加設定元本額	10,383,029円
期首より2024年4月18日までの一部解約元本額	48,818,104円
期末元本額	293,619,169円
2024年4月18日現在の元本の内訳(*)	
ラップ・アプローチ(安定コース)	175,747,861円
ラップ・アプローチ(安定成長コース)	90,043,146円
ラップ・アプローチ(成長コース)	27,828,162円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

#### 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2023年10月18日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△10,073,225
合計	△10,073,225

2024年4月18日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△2,715,444
合計	△2,715,444

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

## 1. 有価証券明細表

## ①株式

該当事項はありません。

## ②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第164回利付国債(5年)	50,000,000	49,428,000	
		第338回利付国債(10年)	10,000,000	10,031,596	
		第372回利付国債(10年)	20,000,000	19,973,600	
		第374回利付国債(10年)	20,000,000	19,881,200	
		第76回利付国債(30年)	30,000,000	26,884,200	
		第98回利付国債(20年)	60,000,000	63,636,000	
		第100回利付国債(20年)	10,000,000	10,710,800	
		第105回利付国債(20年)	30,000,000	32,208,900	
		第123回利付国債(20年)	20,000,000	21,994,800	
		第150回利付国債(20年)	20,000,000	20,972,800	
		第154回利付国債(20年)	20,000,000	20,451,800	
		第182回利付国債(20年)	30,000,000	27,945,000	
		計		銘柄数：12 組入時価比率：93.2%	320,000,000
合計				324,118,696	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。



2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

世界高金利債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2023年10月18日現在	2024年4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			781,349	791,979
金銭信託			1,182,530	511,132
コール・ローン			11,615,388	6,599,784
国債証券			177,056,171	211,735,789
未収利息			1,686,751	2,610,252
前払費用			301,022	707,373
流動資産合計			192,623,211	222,956,309
資産合計			192,623,211	222,956,309
負債の部				
流動負債				
未払解約金			-	300,000
未払利息			12	-
その他未払費用			81	-
流動負債合計			93	300,000
負債合計			93	300,000
純資産の部				
元本等				
元本		*1	147,995,016	160,477,582
剰余金				
剰余金又は欠損金(△)			44,628,102	62,178,727
元本等合計			192,623,118	222,656,309
純資産合計		*2	192,623,118	222,656,309
負債純資産合計			192,623,211	222,956,309

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 10 月 18 日現在	2024 年 4 月 18 日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 147,995,016 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 160,477,582 口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.3016円 (10,000口当たりの純資産額 13,016円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.3875円 (10,000口当たりの純資産額 13,875円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債</p>	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p> <p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	2023年10月18日現在	2024年4月18日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

2023年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年4月19日
期首元本額	203,913,229円
期首より2023年10月18日までの追加設定元本額	15,611,284円
期首より2023年10月18日までの一部解約元本額	71,529,497円
期末元本額	147,995,016円
2023年10月18日現在の元本の内訳(*)	
ラップ・アプローチ(安定コース)	37,908,343円

ラップ・アプローチ（安定成長コース）	56,592,112 円
ラップ・アプローチ（成長コース）	53,494,561 円

2024年4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年10月19日
期首元本額	147,995,016 円
期首より2024年4月18日までの追加設定元本額	27,974,332 円
期首より2024年4月18日までの一部解約元本額	15,491,766 円
期末元本額	160,477,582 円
2024年4月18日現在の元本の内訳（*）	
ラップ・アプローチ（安定コース）	42,820,338 円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	63,306,324 円
ラップ・アプローチ（成長コース）	54,350,920 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2023年10月18日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△9,690,590
合計	△9,690,590

2024年4月18日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△7,809,827
合計	△7,809,827

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

### 1. 有価証券明細表

#### ①株式

該当事項はありません。

#### ②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	US TREASURY N/B 2.875	220,000.00	194,528.12	
		US TREASURY N/B 3.625	140,000.00	134,640.62	
		計	銘柄数：2	360,000.00	329,168.74

			(50,843,403)	
		組入時価比率：22.8%	24.0%	
カナダドル	CANADA-GOV' T 2.5	180,000.00	164,260.80	
	CANADA-GOV' T 8	40,000.00	44,833.60	
計	銘柄数：2	220,000.00	209,094.40	
			(23,452,027)	
		組入時価比率：10.5%	11.1%	
ユーロ	FRANCE O. A. T. 5.5	80,000.00	89,820.00	
計	銘柄数：1	80,000.00	89,820.00	
			(14,796,048)	
		組入時価比率：6.6%	7.0%	
イギリスポンド	UK TSY GILT 6	120,000.00	129,135.60	
計	銘柄数：1	120,000.00	129,135.60	
			(24,835,358)	
		組入時価比率：11.2%	11.7%	
スウェーデンクローネ	SWEDISH GOVRNMNT 2.25	800,000.00	783,624.00	
計	銘柄数：1	800,000.00	783,624.00	
			(11,056,934)	
		組入時価比率：5.0%	5.2%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV' T 2.125	400,000.00	352,180.00	
	NORWEGIAN GOV' T 3	1,000,000.00	933,910.00	
計	銘柄数：2	1,400,000.00	1,286,090.00	
			(18,043,842)	
		組入時価比率：8.1%	8.5%	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 3.5	200,000.00	184,650.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.75	150,000.00	153,364.50	
計	銘柄数：2	350,000.00	338,014.50	
			(33,602,021)	
		組入時価比率：15.1%	15.9%	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 1.5	200,000.00	160,228.00	
	NEW ZEALAND GVT 3.5	250,000.00	224,160.00	
計	銘柄数：2	450,000.00	384,388.00	
			(35,106,156)	
		組入時価比率：15.8%	16.6%	
合計			211,735,789	
			(211,735,789)	

(注)1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

Jリート・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2023年10月18日現在	2024年4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			11,933,985	5,282,755
コール・ローン			114,333,449	63,324,403
投資証券			18,395,953,400	17,316,049,800
未収入金			295,187,647	-
未収配当金			190,637,663	183,263,659
未収利息			-	95
流動資産合計			19,008,046,144	17,567,920,712
資産合計			19,008,046,144	17,567,920,712
負債の部				
流動負債				
未払解約金			297,842,116	-
未払利息			121	-
その他未払費用			2,632	-
流動負債合計			297,844,869	-
負債合計			297,844,869	-
純資産の部				
元本等				
元本		*1	5,380,447,362	5,082,199,650
剰余金				
剰余金又は欠損金(△)			13,329,753,913	12,485,721,062
元本等合計			18,710,201,275	17,567,920,712
純資産合計		*2	18,710,201,275	17,567,920,712
負債純資産合計			19,008,046,144	17,567,920,712

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 10 月 18 日現在	2024 年 4 月 18 日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 5,380,447,362 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 5,082,199,650 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 3.4774 円 (10,000 口当たりの純資産額 34,774 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 3.4568 円 (10,000 口当たりの純資産額 34,568 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2023 年 4 月 19 日 至 2023 年 10 月 18 日	自 2023 年 10 月 19 日 至 2024 年 4 月 18 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づ	同左

	<p>き、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p>	
--	--	--

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2023年10月18日現在	2024年4月18日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

### (その他の注記)

#### 1. 元本の移動

2023年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年4月19日
期首元本額	5,613,745,162円
期首より2023年10月18日までの追加設定元本額	274,982,116円
期首より2023年10月18日までの一部解約元本額	508,279,916円
期末元本額	5,380,447,362円
2023年10月18日現在の元本の内訳(*)	
日本Jリートオープン(毎月分配型)	3,785,907,654円
三重県応援ファンド	128,105,575円
福井県応援ファンド	141,586,142円
香川県応援ファンド	134,614,074円
日本Jリートオープン(1年決算型)	248,356,517円
ラップ・アプローチ(安定コース)	3,351,184円
ラップ・アプローチ(安定成長コース)	5,293,429円
ラップ・アプローチ(成長コース)	14,518,840円
DC日本Jリートオープン	5,964,301円
くまもと未来応援ファンド	166,146,240円
リスク抑制型・4資産バランスファンド	126,065,458円
北陸みらい応援ファンド	620,537,948円

2024年4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年10月19日
期首元本額	5,380,447,362円
期首より2024年4月18日までの追加設定元本額	265,858,377円
期首より2024年4月18日までの一部解約元本額	564,106,089円



期末元本額	5,082,199,650 円
2024年4月18日現在の元本の内訳（*）	
日本Jリートオープン（毎月分配型）	3,388,397,744 円
三重県応援ファンド	170,408,630 円
福井県応援ファンド	134,172,308 円
香川県応援ファンド	139,174,315 円
日本Jリートオープン（1年決算型）	257,386,010 円
ラップ・アプローチ（安定コース）	3,366,126 円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	5,480,596 円
ラップ・アプローチ（成長コース）	15,729,090 円
DC日本Jリートオープン	6,920,604 円
くまもと未来応援ファンド	195,770,452 円
リスク抑制型・4資産バランスファンド	145,151,174 円
北陸みらい応援ファンド	620,242,601 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2023年10月18日現在

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△513,297,834
合計	△513,297,834

2024年4月18日現在

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△369,284,731
合計	△369,284,731

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

### 1. 有価証券明細表

#### ①株式

該当事項はありません。

#### ②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,185	107,361,000	
		SOS i LA物流リート投資法人 投資証券	1,002	122,444,400	

東海道リート投資法人 投資証券	356	44,927,200	
日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	262	168,728,000	
森ヒルズリート投資法人 投資証券	741	100,035,000	
産業ファンド投資法人 投資証券	1,375	178,475,000	
アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,503	502,002,000	
アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	733	289,168,500	
GLP投資法人 投資証券	5,593	708,633,100	
コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,046	346,749,000	
日本プロロジスリート投資法人 投資証券	3,437	900,837,700	
星野リゾート・リート投資法人 投資証券	225	124,650,000	
イオンリート投資法人 投資証券	706	96,016,000	
ヒューリックリート投資法人 投資証券	2,530	380,512,000	
日本リート投資法人 投資証券	721	250,908,000	
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	3,413	278,159,500	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	410	53,300,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	458	49,372,400	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	6,067	892,455,700	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	1,418	222,626,000	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	2,634	160,674,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	833	366,936,500	
日本ホテル&レジデンシャル投資法人 投資証券	1,213	97,161,300	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	685	268,177,500	
CREロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,710	252,054,000	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	264	31,600,800	
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	754	76,304,800	
アドバンス・ロジスティクス投資法人 投資証券	1,123	133,973,900	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,830	1,098,000,000	

	券			
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,498	802,928,000	
	日本都市ファンド投資法人 投資証券	8,675	801,570,000	
	オリックス不動産投資法人 投資証券	3,467	581,415,900	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	1,597	541,383,000	
	N T T 都市開発リート投資法人 投資証券	1,915	233,821,500	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	1,571	249,631,900	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	1,229	130,765,600	
	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4,267	644,317,000	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	8,309	579,968,200	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	420	191,520,000	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	569	80,229,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,336	360,720,000	
	福岡リート投資法人 投資証券	570	95,475,000	
	K D X 不動産投資法人 投資証券	5,840	913,376,000	
	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	1,923	155,186,100	
	大和証券オフィス投資法人 投資証券	697	397,290,000	
	阪急阪神リート投資法人 投資証券	1,078	149,195,200	
	スターツプロシード投資法人 投資証券	294	61,622,400	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	3,211	836,786,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	5,942	471,794,800	
	大和証券リビング投資法人 投資証券	4,473	472,348,800	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	2,065	262,461,500	
計	銘柄数：51	105,173	17,316,049,800	
	組入時価比率：98.6%		100.0%	
合計			17,316,049,800	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

## 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

### シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは、「シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社から提供された財務諸表です。

#### ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第 7 期計算期間（2022 年 5 月 21 日から 2023 年 5 月 22 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第6期 (2022年5月20日現在)	第7期 (2023年5月22日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	12,997,570,295	15,967,445,280
未収入金	-	3,000,000
流動資産合計	12,997,570,295	15,970,445,280
資産合計	12,997,570,295	15,970,445,280
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	3,000,000
未払受託者報酬	2,453,614	2,380,452
未払委託者報酬	62,976,118	61,098,082
その他未払費用	1,124,329	1,201,914
流動負債合計	66,554,061	67,680,448
負債合計	66,554,061	67,680,448
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,862,703,073	7,090,959,858
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	6,068,313,161	8,811,804,974
	2,814,430,542	4,431,322,994
元本等合計	12,931,016,234	15,902,764,832
純資産合計	12,931,016,234	15,902,764,832
負債純資産合計	12,997,570,295	15,970,445,280

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第6期 (自 2021年5月21日 至 2022年5月20日)	第7期 (自 2022年5月21日 至 2023年5月22日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,244,873,300	2,567,683,229
営業収益合計	1,244,873,300	2,567,683,229
営業費用		
受託者報酬	4,626,298	4,839,295
委託者報酬	118,741,708	124,208,379
その他費用	2,067,546	2,387,009
営業費用合計	125,435,552	131,434,683
営業利益又は営業損失(△)	1,119,437,748	2,436,248,546
経常利益又は経常損失(△)	1,119,437,748	2,436,248,546
当期純利益又は当期純損失(△)	1,119,437,748	2,436,248,546
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	645,863,133	252,699,508
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5,194,215,304	6,068,313,161
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,578,683,417	1,912,687,393
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,578,683,417	1,912,687,393
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,178,160,175	1,352,744,618
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,178,160,175	1,352,744,618
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,068,313,161	8,811,804,974

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 2023年5月20日、21日が休業日のため、第7期計算期間は2022年5月21日から2023年5月22日までとしております。このため当計算期間は367日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第6期 2022年5月20日現在	第7期 2023年5月22日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	第6期 [2022年5月20日現在]	第7期 [2023年5月22日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,061,263,115円	6,862,703,073円
期中追加設定元本額	2,547,316,615円	1,738,312,617円
期中解約元本額	2,745,876,657円	1,510,055,832円
2. 受益権の総数	6,862,703,073口	7,090,959,858口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第6期 自2021年5月21日 至2022年5月20日	第7期 自2022年5月21日 至2023年5月22日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(164,781,767円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(308,792,848円)、信託約款に規定される収益調整金(3,253,882,619円)及び分配準備積立金(2,340,855,927円)より、分配対象収益は6,068,313,161円(1万口当たり8,842.42円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(253,892,878円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,929,656,160円)、信託約款に規定される収益調整金(4,380,481,980円)及び分配準備積立金(2,247,773,956円)より、分配対象収益は8,811,804,974円(1万口当たり12,426.78円)ですが、分配を行っておりません。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。	同左

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

	第6期 自 2021年 5月 21日 至 2022年 5月 20日	第7期 自 2022年 5月 21日 至 2023年 5月 22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

	第6期 [2022年 5月 20日現在]	第7期 [2023年 5月 22日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左



(有価証券に関する注記)

第6期(2022年5月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	568,512,119円
合計	568,512,119円

第7期(2023年5月22日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,290,702,666円
合計	2,290,702,666円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第6期 [2022年5月20日現在]	第7期 [2023年5月22日現在]
1口当たり純資産額	1.8842円	2.2427円
(1万口当たり純資産額)	(18,842円)	(22,427円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー外国株式マザーファンド	3,769,463,003	15,967,445,280	
合計		3,769,463,003	15,967,445,280	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シュローダー外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー外国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	(2022年5月20日現在)	(2023年5月22日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	161,238,086	123,609,132
コール・ローン	420,853,529	50,328,095
株式	18,545,452,867	23,130,483,353
投資証券	78,171,701	104,926,080
派生商品評価勘定	-	401,115
未収配当金	39,234,622	42,384,520
流動資産合計	19,244,950,805	23,452,132,295
資産合計	19,244,950,805	23,452,132,295
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,479,861	20,048,461
未払利息	1,210	148
その他未払費用	6,255	7,131
流動負債合計	15,487,326	20,055,740
負債合計	15,487,326	20,055,740
純資産の部		
元本等		
元本	5,448,925,357	5,531,604,163
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	13,780,538,122	17,900,472,392
元本等合計	19,229,463,479	23,432,076,555
純資産合計	19,229,463,479	23,432,076,555
負債純資産合計	19,244,950,805	23,452,132,295

(注) 「シュローダー外国株式マザーファンド」の計算期間は原則として毎年11月21日から翌年11月20日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、2022年5月20日及び2023年5月22日における同ファンドの状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2022 年 5 月 20 日現在	2023 年 5 月 22 日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	[2022 年 5 月 20 日現在]	[2023 年 5 月 22 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,457,217,451 円	5,448,925,357 円
期中追加設定元本額	1,825,806,639 円	1,278,702,395 円
期中解約元本額	1,834,098,733 円	1,196,023,589 円
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダーDCアクティブ外国株式	1,765,850,748 円	1,762,141,160 円
シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）	3,683,074,609 円	3,769,463,003 円
計	5,448,925,357 円	5,531,604,163 円
2. 受益権の総数	5,448,925,357 口	5,531,604,163 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2021 年 5 月 21 日 至 2022 年 5 月 20 日	自 2022 年 5 月 21 日 至 2023 年 5 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	[2022 年 5 月 20 日現在]	[2023 年 5 月 22 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものでは

		ありません。
--	--	--------

(有価証券に関する注記)

(2022年 5月 20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△3,486,988,718 円
投資証券	△11,618,282 円
合計	△3,498,607,000 円

(2023年 5月 22日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,558,004,639 円
投資証券	△5,999,721 円
合計	1,552,004,918 円

注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項  
通貨関連

(2022年5月20日現在)

該当事項はありません。

(2023年5月22日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	70,000,000	—	69,598,885	401,115
	米ドル	70,000,000	—	69,598,885	401,115
合計		70,000,000	—	69,598,885	401,115

(注) 時価の算定方法

- 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。
  - ①開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲  
値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ②開示対象ファンドの計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の  
方法によって評価しております。
    - ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表され  
ている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価して  
おります。
    - ・開示対象ファンドの計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日  
に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファ  
ンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づい  
て合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	[2022年5月20日現在]	[2023年5月22日現在]
1口当たり純資産額	3,5290円	4,2360円
(1万口当たり純資産額)	(35,290円)	(42,360円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	IDEXX LABORATORIES INC	860	488.100	419,766.00	
	BAKER HUGHES CO	26,980	28.170	760,026.60	
	CONOCOPHILLIPS	19,877	102.600	2,039,380.20	
	COTERRA ENERGY INC	59,660	25.630	1,529,085.80	
	BALL CORP	11,741	54.600	641,058.60	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	2,744	232.770	638,720.88	
	VULCAN MATERIALS CO	3,310	197.220	652,798.20	
	AMETEK INC	5,462	147.570	806,027.34	
	CATERPILLAR INC	3,910	214.780	839,789.80	
	EMERSON ELECTRIC CO	8,176	82.490	674,438.24	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	20,267	63.220	1,281,279.74	
	OTIS WORLDWIDE CORP	12,224	84.560	1,033,661.44	
	PARKER HANNIFIN CORP	3,456	332.840	1,150,295.04	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	2,646	153.270	405,552.42	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	10,286	56.200	578,073.20	
	VERISK ANALYTICS INC	5,967	222.120	1,325,390.04	
	UNION PACIFIC CORP	5,382	198.970	1,070,856.54	
	TESLA INC	6,684	180.140	1,204,055.76	
	DECKERS OUTDOOR CORP	1,470	454.790	668,541.30	
	LULULEMON ATHLETICA INC	2,665	368.530	982,132.45	
	NIKE INC -CL B	3,654	114.760	419,333.04	
	NVR INC	116	5,846.520	678,196.32	
	ON HOLDING AG-CLASS A	27,865	26.690	743,716.85	
	BOOKING HOLDINGS INC	485	2,765.260	1,341,151.10	
	CHURCHILL DOWNS INC	3,904	287.460	1,122,243.84	
	MCDONALD' S CORP	1,421	295.550	419,976.55	
ALPHABET INC-CL A	46,021	122.760	5,649,537.96		
COMCAST CORP-CLASS A	20,708	41.180	852,755.44		
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	12,910	73.310	946,432.10		
META PLATFORMS INC	8,739	245.640	2,146,647.96		



NETFLIX INC	3,304	365.360	1,207,149.44
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	4,417	149.430	660,032.31
WALT DISNEY CO/THE	5,446	91.350	497,492.10
AMAZON.COM INC	34,357	116.250	3,994,001.25
LOWE'S COS INC	8,154	206.270	1,681,925.58
MERCADOLIBRE INC	463	1,310.880	606,937.44
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,129	954.300	1,077,404.70
COSTCO WHOLESALE CORP	2,838	496.520	1,409,123.76
PEPSICO INC	10,377	191.840	1,990,723.68
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,061	199.880	411,952.68
PROCTER & GAMBLE CO/THE	7,974	153.170	1,221,377.58
ABBOTT LABORATORIES	16,754	108.930	1,825,013.22
DEXCOM INC	3,621	117.130	424,127.73
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	9,616	87.930	845,534.88
ELEVANCE HEALTH INC	2,747	457.830	1,257,659.01
UNITEDHEALTH GROUP INC	4,251	478.820	2,035,463.82
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	7,356	135.000	993,060.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	12,334	65.840	812,070.56
DANAHER CORP	4,229	228.330	965,607.57
ELI LILLY & CO	6,558	442.380	2,901,128.04
JOHNSON & JOHNSON	8,848	158.910	1,406,035.68
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	2,321	527.380	1,224,048.98
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	1,011	351.390	355,255.29
ZOETIS INC	2,293	179.550	411,708.15
JPMORGAN CHASE & CO	24,080	139.180	3,351,454.40
US BANCORP	33,285	30.110	1,002,211.35
AMERICAN EXPRESS CO	5,496	152.950	840,613.20
BLACKROCK INC	1,407	666.700	938,046.90
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	7,573	56.840	430,449.32
MORGAN STANLEY	23,065	82.240	1,896,865.60
MSCI INC	1,533	469.840	720,264.72
NASDAQ INC	13,611	55.320	752,960.52
SCHWAB (CHARLES) CORP	16,120	51.670	832,920.40
VISA INC-CLASS A SHARES	12,578	233.310	2,934,573.18
CHUBB LTD	8,089	201.180	1,627,345.02
ACCENTURE PLC-CL A	5,644	289.910	1,636,252.04

	ADOBE INC	3,265	371.250	1,212,131.25
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	3,170	144.720	458,762.40
	INTUIT INC	1,928	446.030	859,945.84
	MICROSOFT CORP	32,828	318.340	10,450,465.52
	ORACLE CORP	12,833	102.840	1,319,745.72
	SALESFORCE INC	5,688	210.360	1,196,527.68
	APPLE INC	36,797	175.160	6,445,362.52
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,532	280.800	430,185.60
	AT&T INC	49,403	16.310	805,762.93
	NEXTERA ENERGY INC	16,939	74.480	1,261,616.72
	ADVANCED MICRO DEVICES	11,261	105.820	1,191,639.02
	INTEL CORP	20,323	29.930	608,267.39
	LAM RESEARCH CORP	1,607	588.860	946,298.02
	MARVELL TECHNOLOGY INC	14,268	45.460	648,623.28
	MICRON TECHNOLOGY INC	16,017	68.170	1,091,878.89
	NVIDIA CORP	6,126	312.640	1,915,232.64
	SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	2,519	295.920	745,422.48
	TEXAS INSTRUMENTS INC	12,477	170.110	2,122,462.47
	米ドル 小計	903,511		113,910,041.22 (15,687,690,876)
カナダドル	TORONTO-DOMINION BANK	19,238	82.270	1,582,710.26
	カナダドル 小計	19,238		1,582,710.26 (161,563,063)
ユーロ	SHELL PLC	102,781	27.960	2,873,756.76
	LINDE PLC	4,260	342.650	1,459,689.00
	SYMRISE AG	3,356	105.950	355,568.20
	AIRBUS SE	6,326	129.240	817,572.24
	LEGRAND SA	13,145	87.920	1,155,708.40
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	9,678	164.600	1,592,998.80
	SIEMENS AG-REG	13,985	159.780	2,234,523.30
	DEUTSCHE POST AG-REG	8,263	42.230	348,946.49
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	14,400	103.380	1,488,672.00
	FERRARI NV	2,828	275.900	780,245.20
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SA	887	874.300	775,504.10
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	18,041	31.390	566,306.99
	CARREFOUR SA	41,197	17.790	732,894.63

	SANOFI	11,609	101.620	1,179,706.58
	ERSTE GROUP BANK AG	27,175	30.810	837,261.75
	FINECOBANK SPA	57,363	12.565	720,766.09
	INTESA SANPAOLO	311,019	2.416	751,577.41
	ADYEN NV /WI	261	1,454.800	379,702.80
	SAP SE	5,106	124.480	635,594.88
	IBERDROLA SA	42,846	11.630	498,298.98
	ASML HOLDING NV	3,487	643.400	2,243,535.80
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	9,506	35.955	341,788.23
	STMICROELECTRONICS NV	25,935	41.535	1,077,210.22
	ユーロ 小計	733,454		23,847,828.85 (3,553,564,976)
英ポンド	CRODA INTERNATIONAL PLC	3,081	63.180	194,657.58
	BUNZL PLC	18,931	31.370	593,865.47
	FERGUSON PLC	3,319	118.650	393,799.35
	RELX PLC	38,522	25.010	963,435.22
	BURBERRY GROUP PLC	16,903	22.900	387,078.70
	DIAGEO PLC	18,871	35.480	669,543.08
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	15,165	65.020	986,028.30
	UNILEVER PLC	30,570	42.710	1,305,644.70
	ASTRAZENECA PLC	7,103	120.100	853,070.30
	GSK PLC	46,607	14.238	663,590.46
	BARCLAYS PLC	358,584	1.594	571,654.61
	NATIONAL GRID PLC	44,266	11.030	488,253.98
	英ポンド 小計	601,922		8,070,621.75 (1,385,725,754)
スイスフラン	SIKA AG-BR	1,532	257.200	394,030.40
	CIE FINANCIERE RICHEMONT	10,119	152.950	1,547,701.05
	NESTLE SA-REG	18,727	113.820	2,131,507.14
	LONZA GROUP AG-REG	1,630	578.000	942,140.00
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	3,447	288.250	993,597.75
	スイスフラン 小計	35,455		6,008,976.34 (921,476,521)
スウェーデンク ローナ	SANDVIK AB	25,836	206.700	5,340,301.20
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	93,895	87.260	8,193,277.70
	HEXAGON AB-B SHS	58,313	120.550	7,029,632.15

スウェーデンクローナ 小計		178,044		20,563,211.05 (269,583,696)
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	19,652	301.800	5,930,973.60
	NORSK HYDRO ASA	101,981	69.320	7,069,322.92
	DNB BANK ASA	23,784	187.150	4,451,175.60
ノルウェークローネ 小計		145,417		17,451,472.12 (220,935,637)
デンマーククローネ	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	31,992	207.650	6,643,138.80
	NOVO NORDISK A/S-B	11,378	1,150.000	13,084,700.00
デンマーククローネ 小計		43,370		19,727,838.80 (394,754,054)
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	34,587	44.160	1,527,361.92
	CSL LTD	2,224	304.450	677,096.80
	MACQUARIE GROUP LTD	8,882	176.510	1,567,761.82
オーストラリアドル 小計		45,693		3,772,220.54 (346,138,956)
香港ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	21,500	78.750	1,693,125.00
	AIA GROUP LTD	64,800	78.900	5,112,720.00
香港ドル 小計		86,300		6,805,845.00 (119,850,930)
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	21,900	30.830	675,177.00
シンガポールドル 小計		21,900		675,177.00 (69,198,890)
合 計		2,814,304		23,130,483,353 (23,130,483,353)

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	EQUINIX INC	563	407,375.54	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,519	354,504.22	
	米ドル 小計		2,082	761,879.76 (104,926,080)	
合 計				104,926,080 (104,926,080)	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の ( ) 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また ( ) 内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 84 銘柄	99.3%	—	67.8%
	投資証券 2 銘柄	—	0.7%	
カナダドル	株式 1 銘柄	100.0%	—	0.7%
ユーロ	株式 23 銘柄	100.0%	—	15.3%
英ポンド	株式 12 銘柄	100.0%	—	6.0%
スイスフラン	株式 5 銘柄	100.0%	—	4.0%
スウェーデンクローナ	株式 3 銘柄	100.0%	—	1.2%
ノルウェークローネ	株式 3 銘柄	100.0%	—	1.0%
デンマーククローネ	株式 2 銘柄	100.0%	—	1.7%
オーストラリアドル	株式 3 銘柄	100.0%	—	1.5%
香港ドル	株式 2 銘柄	100.0%	—	0.5%
シンガポールドル	株式 1 銘柄	100.0%	—	0.3%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）

当ファンドは、「G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社から提供された財務諸表です。

## ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）および同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、第34特定期間（2023年6月7日から2023年12月6日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1 財務諸表

G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）

## （1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	前期 (2023年6月6日現在)	当期 (2023年12月6日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		273,028,203	261,456,447
未収入金		—	499,999
流動資産合計		273,028,203	261,956,446
資産合計		273,028,203	261,956,446
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		1,427,990	1,335,009
未払解約金		—	499,999
未払受託者報酬		72,890	72,270
未払委託者報酬		553,942	549,253
その他未払費用		14,544	14,426
流動負債合計		2,069,366	2,470,957
負債合計		2,069,366	2,470,957
純資産の部			
元本等			
元本	※1	475,996,701	445,003,322
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	△205,037,864	△185,517,833
（分配準備積立金）		97,214,229	89,181,704
元本等合計		270,958,837	259,485,489
純資産合計		270,958,837	259,485,489
負債純資産合計		273,028,203	261,956,446

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 番号	前期 (自 2022年12月7日 至 2023年6月6日)	当期 (自 2023年6月7日 至 2023年12月6日)
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		5,243,602	10,828,331
営業収益合計		5,243,602	10,828,331
営業費用			
受託者報酬		151,254	147,616
委託者報酬	※1	1,149,475	1,121,850
その他費用		30,188	29,462
営業費用合計		1,330,917	1,298,928
営業利益又は営業損失(△)		3,912,685	9,529,403
経常利益又は経常損失(△)		3,912,685	9,529,403
当期純利益又は当期純損失(△)		3,912,685	9,529,403
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額(△)		△197,546	520,770
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△235,635,132	△205,037,864
剰余金増加額又は欠損金減少額		31,789,618	18,772,608
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		31,789,618	18,772,608
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,419,378	5,570,614
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		2,419,378	5,570,614
分配金	※2	2,883,203	2,690,596
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△205,037,864	△185,517,833

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2023年6月6日現在)	当期 (2023年12月6日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2023年6月6日現在)	当期 (2023年12月6日現在)
※1 期首元本額	543,908,122 円	475,996,701 円
期中追加設定元本額	5,419,378 円	13,570,614 円
期中一部解約元本額	73,330,799 円	44,563,993 円
※2 元本の欠損	205,037,864 円	185,517,833 円
受益権の総数	475,996,701 口	445,003,322 口
1口当たりの純資産額	0.5692 円	0.5831 円
(1万口当たりの純資産額)	(5,692 円)	(5,831 円)



## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 2022年12月7日 至 2023年6月6日)	当期 (自 2023年6月7日 至 2023年12月6日)
※1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率 0.5%を乗じて得た額	同左
※2 分配金の計算過程	(自 2022年12月7日 至 2023年3月6日)	(自 2023年6月7日 至 2023年9月6日)
費用控除後の配当等収益額	734,192 円	2,772,987 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	116,977,497 円	111,399,175 円
分配準備積立金額	100,550,338 円	90,917,836 円
当ファンドの分配対象収益額	218,262,027 円	205,089,998 円
当ファンドの期末残存口数	485,071,076 口	451,862,460 口
1万口当たり収益分配対象額	4,499.58 円	4,538.77 円
1万口当たり分配金額	30.00 円	30.00 円
収益分配金金額	1,455,213 円	1,355,587 円
	(自 2023年3月7日 至 2023年6月6日)	(自 2023年9月7日 至 2023年12月6日)
費用控除後の配当等収益額	1,781,539 円	946,710 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	115,899,631 円	111,080,653 円
分配準備積立金額	96,860,680 円	89,570,003 円
当ファンドの分配対象収益額	214,541,850 円	201,597,366 円
当ファンドの期末残存口数	475,996,701 口	445,003,322 口
1万口当たり収益分配対象額	4,507.21 円	4,530.24 円
1万口当たり分配金額	30.00 円	30.00 円
収益分配金金額	1,427,990 円	1,335,009 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 G I Mエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 (2023年6月6日現在)	当期 (2023年12月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2023年6月6日現在)	当期 (2023年12月6日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額 (円)
親投資信託受益証券	3,943,727	△5,593,013
合計	3,943,727	△5,593,013

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表 (2023年12月6日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	G I Mエマージング株式マザーファンド (適格機関投資家専用)	84,232,103	261,456,447	
合計			84,232,103	261,456,447	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「G I Mエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I Mエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2023年6月6日現在)	(2023年12月6日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		252,850,805	304,184,879
金銭信託		94,079,173	4,580,219
株式		7,998,417,162	9,279,052,319
派生商品評価勘定		746,162	18,331
未収入金		60,757,891	7,816,324
未収配当金		22,245,520	22,007,780
差入委託証拠金		4,890,770	—
流動資産合計		8,433,987,483	9,617,659,852
資産合計		8,433,987,483	9,617,659,852
負債の部			
流動負債			
未払金		46,791,092	23,678,137
未払解約金		18,674,717	499,999
流動負債合計		65,465,809	24,178,136
負債合計		65,465,809	24,178,136
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,803,228,127	3,090,643,073
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		5,565,293,547	6,502,838,643
元本等合計		8,368,521,674	9,593,481,716
純資産合計		8,368,521,674	9,593,481,716
負債純資産合計		8,433,987,483	9,617,659,852

(注)「G I Mエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年7月27日から翌年7月26日まで（計算期間終了日が休業日の場合は、その翌営業日まで）であり、当ファンドの特定期間と異なります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>(1) デリバティブ取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条および第 61 条に従って処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023 年 6 月 6 日現在)	(2023 年 12 月 6 日現在)
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(2023年6月6日現在)	(2023年12月6日現在)
※1期首元本額	4,336,073,021円	2,803,228,127円
期中追加設定元本額	288,427,676円	384,983,693円
期中解約元本額	1,821,272,570円	97,568,747円
元本の内訳(注)		
G I Mエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	91,457,543円	84,232,103円
G I M/F O F s用新興国株F(適格機関投資家限定)	2,711,770,584円	3,006,410,970円
合 計	2,803,228,127円	3,090,643,073円
受益権の総数	2,803,228,127口	3,090,643,073口
1口当たりの純資産額	2.9853円	3.1040円
(1万口当たりの純資産額)	(29,853円)	(31,040円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、株式関連では信託財産の効率的な運用に資する目的ならびに株式の価格変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を目的、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <p>(1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。</p> <p>(2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っております。</p> <p>(3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。</p> <p>運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。</p>

## II 金融商品の時価等に関する事項

	(2023年6月6日現在)	(2023年12月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	(2023年6月6日現在)	(2023年12月6日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	100,169,858	△426,186,661
合計	100,169,858	△426,186,661

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	(2023年6月6日現在)				(2023年12月6日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引	株価指数先物取引 買建	116,656,042	—	117,402,204	746,162	—	—	—	—
合計		116,656,042	—	117,402,204	746,162	—	—	—	—

(注) 1. 先物取引の時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

区分	種類	(2023年6月6日現在)				(2023年12月6日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建  アメリカドル	—	—	—	—	8,000,000	—	8,018,331	18,331
合計		—	—	—	—	8,000,000	—	8,018,331	18,331

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表 (2023年12月6日現在)

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	GAZPROM PJSC	59,406	0.02	1,532.67	
	SEVERSTAL PAO-GDR REG S	15,760	0.03	473.58	
	GRUPO AEROPORTUARIO SUR-ADR	948	233.94	221,775.12	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC-ADR	30,731	21.39	657,336.09	



	H WORLD GROUP LIMITED-ADR	23,299	34.96	814,533.04	
	MERCADOLIBRE INC	623	1,584.60	987,205.80	
	CREDICORP LIMITED	5,656	128.61	727,418.16	
	HDFC BANK LTD-ADR	23,652	62.88	1,487,237.76	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS-A	38,559	8.21	316,569.39	
	SBERBANK PAO	5,060	0.01	71.34	
	INFOSYS LIMITED-SP ADR	100,617	17.46	1,756,772.82	
小計	銘柄数 :	11		6,970,925.77	
				(1,026,538,528)	
	組入時価比率 :	10.7%		11.1%	
メキシコペソ	GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB-B	14,826	260.55	3,862,914.30	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV-SER V	375,369	66.94	25,127,200.86	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV-O	122,993	159.88	19,664,120.84	
小計	銘柄数 :	3		48,654,236.00	
				(412,748,480)	
	組入時価比率 :	4.3%		4.4%	
ブラジルリアル	PETROLEO BRASILEIRO SA-PETROBRAS-PR	247,751	34.75	8,609,347.25	
	VALE SA	64,817	72.85	4,721,918.45	
	RAIA DROGASIL SA	114,489	28.57	3,270,950.73	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	72,953	12.70	926,503.10	
	BANCO DO BRASIL SA	99,321	54.17	5,380,218.57	
	TIM SA/BRAZIL	140,035	17.61	2,466,016.35	
小計	銘柄数 :	6		25,374,954.45	
				(757,815,402)	
	組入時価比率 :	7.9%		8.2%	
トルコリラ	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	4,768	829.50	3,955,056.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	16,193	308.75	4,999,588.75	
小計	銘柄数 :	2		8,954,644.75	
				(45,621,228)	
	組入時価比率 :	0.5%		0.5%	
ハンガリーフォリント	OTP BANK NYRT	13,677	14,645.00	200,299,665.00	
小計	銘柄数 :	1		200,299,665.00	
				(83,946,190)	
	組入時価比率 :	0.9%		0.9%	
ポーランドズロチ	DINO POLSKA SA	4,001	466.00	1,864,466.00	
小計	銘柄数 :	1		1,864,466.00	
				(68,584,381)	
	組入時価比率 :	0.7%		0.7%	
香港ドル	WEICHAI POWER CO LTD-H	239,000	13.62	3,255,180.00	
	HAIER SMART HOME CO LTD-H	270,000	21.60	5,832,000.00	
	MEITUAN-CLASS B	84,820	84.65	7,180,013.00	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	17,100	320.00	5,472,000.00	
	NETEASE INC	58,300	158.00	9,211,400.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	95,600	308.80	29,521,280.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	131,164	70.50	9,247,062.00	
	JD.COM INC-CL A	27,728	102.10	2,831,028.80	
	BUDWEISER BREWING COMPANY APAC LIMITED	179,600	12.92	2,320,432.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	2,029,000	4.42	8,968,180.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	177,500	25.90	4,597,250.00	
	AIA GROUP LTD	105,400	63.55	6,698,170.00	
小計	銘柄数 :	12		95,133,995.80	
				(1,791,373,140)	
	組入時価比率 :	18.7%		19.2%	
タイバーツ	PTT EXPLORATION AND PRODUCTION PUBL-NVDR	122,500	145.50	17,823,750.00	
小計	銘柄数 :	1		17,823,750.00	

				(74,503,275)
	組入時価比率：	0.8%		0.8%
インドネシアルピア	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	2,370,300	5,450.00	12,918,135,000.00
	PT BANK CENTRAL ASIA TBK	1,834,200	8,900.00	16,324,380,000.00
	PT TELKOM INDONESIA (PERSERO) TBK	2,467,100	3,850.00	9,498,335,000.00
小計	銘柄数：	3		38,740,850,000.00
				(368,038,075)
	組入時価比率：	3.8%		4.0%
韓国ウォン	S-OIL CORPORATION	2,204	68,400.00	150,753,600.00
	LG CHEM LTD	2,113	471,000.00	995,223,000.00
	HYUNDAI MOBIS CO LTD	3,548	225,000.00	798,300,000.00
	KIA MOTORS CORPORATION	18,449	84,100.00	1,551,560,900.00
	KB FINANCIAL GROUP INC	25,081	51,500.00	1,291,671,500.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	83,966	71,200.00	5,978,379,200.00
	SK HYNIX INC	17,788	125,900.00	2,239,509,200.00
小計	銘柄数：	7		13,005,397,400.00
				(1,461,806,667)
	組入時価比率：	15.2%		15.8%
新台湾ドル	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	36,000	270.50	9,738,000.00
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	47,843	181.00	8,659,583.00
	WIWYNN CORPORATION	7,000	1,680.00	11,760,000.00
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	183,000	129.50	23,698,500.00
	NOVATEK MICROELECTRONICS CORPORATION	36,000	503.00	18,108,000.00
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	53,000	447.00	23,691,000.00
	SILERGY CORP	5,000	419.00	2,095,000.00
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	311,000	570.00	177,270,000.00
小計	銘柄数：	8		275,020,083.00
				(1,285,526,373)
	組入時価比率：	13.4%		13.9%
インドルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	47,258	2,437.75	115,203,189.50
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	35,755	1,686.05	60,284,717.75
	BRITANNIA INDUSTRIES LIMITED	12,465	4,948.40	61,681,806.00
	HDFC BANK LTD	36,824	1,623.70	59,791,128.80
	KOTAK MAHINDRA BANK LIMITED	40,867	1,828.45	74,723,266.15
	SHRIRAM FINANCE LIMITED	38,903	2,069.95	80,527,264.85
	HDFC LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED	47,623	672.75	32,038,373.25
小計	銘柄数：	7		484,249,746.30
				(861,964,548)
	組入時価比率：	9.0%		9.3%
南アフリカランド	BID CORP LTD	36,337	412.36	14,983,925.32
	CLICKS GROUP LTD	35,003	304.00	10,640,912.00
	CAPITEC BANK HOLDINGS LIMITED	6,410	1,919.72	12,305,405.20
	FIRSTRAND LTD	233,303	67.44	15,733,954.32
小計	銘柄数：	4		53,664,196.84
				(417,507,451)
	組入時価比率：	4.4%		4.5%
オフショア元	WANHUA CHEMICAL GROUP CO LTD-A	28,900	77.77	2,247,553.00
	JIANGSU HENGLI HYDRAULIC CO LTD-A	47,500	55.70	2,645,750.00
	ZHEJIANG DINGLI MACHINERY CO LTD-A	25,900	47.73	1,236,207.00
	INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP C-A	155,600	26.43	4,112,508.00
	WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	41,500	142.67	5,920,805.00
	LONGI GREEN ENERGY TECHNOLOGY CO LTD-A	87,600	20.61	1,805,436.00
小計	銘柄数：	6		17,968,259.00
				(369,170,458)
	組入時価比率：	3.8%		4.0%

サウジアラビアレヤル	AL RAJHI BANK	42,765	75.30	3,220,204.50	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	94,519	34.25	3,237,275.75	
小計	銘柄数：	2		6,457,480.25	
				(253,908,123)	
	組入時価比率：	2.6%		2.7%	
合計				9,279,052,319	
				(9,279,052,319)	

(注) 各通貨計欄の ( ) 内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の ( ) 内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)

当ファンドは、「G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)および同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、第33特定期間(2023年5月27日から2023年11月27日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1 財務諸表

G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	前期 (2023年5月26日現在)	当期 (2023年11月27日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		2,133,425,341	1,390,337,554
流動資産合計		2,133,425,341	1,390,337,554
資産合計		2,133,425,341	1,390,337,554
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		6,249,384	4,131,188
未払受託者報酬		57,119	39,527
未払委託者報酬		1,351,854	935,500
その他未払費用		38,070	26,343
流動負債合計		7,696,427	5,132,558
負債合計		7,696,427	5,132,558
純資産の部			
元本等			
元本	※1	4,807,218,687	2,950,848,974
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※2	△2,681,489,773	△1,565,643,978
(分配準備積立金)		1,757,239	27,556,986
元本等合計		2,125,728,914	1,385,204,996
純資産合計		2,125,728,914	1,385,204,996
負債純資産合計		2,133,425,341	1,390,337,554

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 番号	前期 (自 2022年11月29日 至 2023年5月26日)	当期 (自 2023年5月27日 至 2023年11月27 日)
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		120,460,666	170,370,862
営業収益合計		120,460,666	170,370,862
営業費用			
受託者報酬		250,290	255,616
委託者報酬	※1	5,923,520	6,049,524
その他費用		166,806	170,343
営業費用合計		6,340,616	6,475,483
営業利益又は営業損失(△)		114,120,050	163,895,379
経常利益又は経常損失(△)		114,120,050	163,895,379
当期純利益又は当期純損失(△)		114,120,050	163,895,379
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額(△)		6,708,644	5,905,386
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△2,167,105,640	△2,681,489,773
剰余金増加額又は欠損金減少額		470,482,793	1,038,502,901
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		470,482,793	1,038,502,901
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,054,471,949	37,157,052
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		1,054,471,949	37,157,052
分配金	※2	37,806,383	43,490,047
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△2,681,489,773	△1,565,643,978

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2023年11月26日が休日のため、信託約款第36条により、第33特定期間末日を2023年11月27日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2023年5月26日現在)	当期 (2023年11月27日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2023年5月26日現在)	当期 (2023年11月27日現在)
※1期首元本額	3,757,997,860円	4,807,218,687円
期中追加設定元本額	1,858,971,949円	68,157,052円
期中一部解約元本額	809,751,122円	1,924,526,765円
※2元本の欠損	2,681,489,773円	1,565,643,978円
受益権の総数	4,807,218,687口	2,950,848,974口
1口当たりの純資産額	0.4422円	0.4694円
(1万口当たりの純資産額)	(4,422円)	(4,694円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 2022年11月29日 至 2023年5月26日)	当期 (自 2023年5月27日 至 2023年11月27日)
※1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額	同左
※2 分配金の計算過程	(自 2022年11月29日 至 2022年12月26日)	(自 2023年5月27日 至 2023年6月26日)
費用控除後の配当等収益額	4,657,757 円	8,287,923 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	1,827,374 円	2,219,555 円
分配準備積立金額	798,011 円	1,755,604 円
当ファンドの分配対象収益額	7,283,142 円	12,263,082 円
当ファンドの期末残存口数	3,757,997,860 口	4,802,744,414 口
1万口当たり収益分配対象額	19.38 円	25.53 円
1万口当たり分配金額	13.00 円	16.00 円
収益分配金金額	4,885,397 円	7,684,391 円
	(自 2022年12月27日 至 2023年1月26日)	(自 2023年6月27日 至 2023年7月26日)
費用控除後の配当等収益額	10,058,783 円	7,680,218 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	1,576,606 円	1,370,741 円
分配準備積立金額	492,100 円	1,456,943 円
当ファンドの分配対象収益額	12,127,489 円	10,507,902 円
当ファンドの期末残存口数	3,242,291,814 口	2,965,905,723 口
1万口当たり収益分配対象額	37.40 円	35.42 円
1万口当たり分配金額	30.00 円	27.00 円
収益分配金金額	9,726,875 円	8,007,945 円
	(自 2023年1月27日 至 2023年2月27日)	(自 2023年7月27日 至 2023年8月28日)
費用控除後の配当等収益額	5,392,101 円	5,796,519 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	8,425,485 円
収益調整金額	1,559,348 円	1,372,160 円
分配準備積立金額	814,988 円	1,127,556 円
当ファンドの分配対象収益額	7,766,437 円	16,721,720 円
当ファンドの期末残存口数	3,206,804,237 口	2,963,706,740 口
1万口当たり収益分配対象額	24.21 円	56.42 円
1万口当たり分配金額	14.00 円	18.00 円
収益分配金金額	4,489,525 円	5,334,672 円

区分	前期	当期
	(自 2022年11月29日 至 2023年5月26日)	(自 2023年5月27日 至 2023年11月27日)
	(自 2023年2月28日 至 2023年3月27日)	(自 2023年8月29日 至 2023年9月26日)
費用控除後の配当等収益額	3,877,877 円	4,473,076 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	1,452,901 円	1,339,207 円
分配準備積立金額	1,587,818 円	9,774,377 円
当ファンドの分配対象収益額	6,918,596 円	15,586,660 円
当ファンドの期末残存口数	2,970,393,060 口	2,892,535,795 口
1 万口当たり収益分配対象額	23.29 円	53.88 円
1 万口当たり分配金額	16.00 円	45.00 円
収益分配金金額	4,752,628 円	13,016,411 円
	(自 2023年3月28日 至 2023年4月26日)	(自 2023年9月27日 至 2023年10月26日)
費用控除後の配当等収益額	5,611,630 円	4,294,112 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	3,604,947 円	1,464,189 円
分配準備積立金額	710,804 円	1,228,751 円
当ファンドの分配対象収益額	9,927,381 円	6,987,052 円
当ファンドの期末残存口数	4,814,109,351 口	2,953,022,472 口
1 万口当たり収益分配対象額	20.62 円	23.66 円
1 万口当たり分配金額	16.00 円	18.00 円
収益分配金金額	7,702,574 円	5,315,440 円
	(自 2023年4月27日 至 2023年5月26日)	(自 2023年10月27日 至 2023年11月27日)
費用控除後の配当等収益額	8,006,623 円	5,596,598 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	25,884,306 円
収益調整金額	2,221,623 円	1,463,111 円
分配準備積立金額	－円	207,270 円
当ファンドの分配対象収益額	10,228,246 円	33,151,285 円
当ファンドの期末残存口数	4,807,218,687 口	2,950,848,974 口
1 万口当たり収益分配対象額	21.27 円	112.34 円
1 万口当たり分配金額	13.00 円	14.00 円
収益分配金金額	6,249,384 円	4,131,188 円



(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドII（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 (2023年5月26日現在)	当期 (2023年11月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2023年5月26日現在)	当期 (2023年11月27日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)
親投資信託受益証券	71,320,354	58,039,946
合計	71,320,354	58,039,946

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (4) 附属明細表

第1 有価証券明細表(2023年11月27日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーフ ァンドⅡ(適格機関投資家専用)	748,902,534	1,390,337,554	
合計			748,902,534	1,390,337,554	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2023年5月26日現在)	(2023年11月27日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		123,730,751	209,398,807
金銭信託		9,773,620	1,439,400
国債証券		4,683,640,767	3,868,718,951
社債券		8,624,521	—
派生商品評価勘定		25,070,672	17,796,041
未収入金		—	63,421,410
未収利息		54,038,379	49,644,400
前払費用		29,711,355	11,749,576
差入委託証拠金		1,996,931	3,032,019
流動資産合計		4,936,586,996	4,225,200,604
資産合計		4,936,586,996	4,225,200,604
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		27,262,028	12,047,519
未払金		—	7,032,471
未払解約金		2,823,403	2,946,990
流動負債合計		30,085,431	22,026,980
負債合計		30,085,431	22,026,980
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,903,079,897	2,264,083,849
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		2,003,421,668	1,939,089,775
元本等合計		4,906,501,565	4,203,173,624
純資産合計		4,906,501,565	4,203,173,624
負債純資産合計		4,936,586,996	4,225,200,604

(注)「G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年2月16日から8月15日および8月16日から翌年2月15日まで（計算期間終了日が休業日の場合は、その翌営業日まで）であり、当ファンドの特定期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>国債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>(1) デリバティブ取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条および第 61 条に従って処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023 年 5 月 26 日現在)	(2023 年 11 月 27 日現在)
<p>当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	<p>同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2023年5月26日現在)	(2023年11月27日現在)
※1期首元本額	2,764,942,318円	2,903,079,897円
期中追加設定元本額	510,851,460円	29,443,380円
期中解約元本額	372,713,881円	668,439,428円
元本の内訳(注)		
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド(毎月決算型)	1,344,533,538円	1,237,344,498円
GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,262,307,166円	748,902,534円
GIM新興国現地通貨ソブリン・ファンドVA(適格機関投資家専用)	296,239,193円	277,836,817円
合計	2,903,079,897円	2,264,083,849円
受益権の総数	2,903,079,897口	2,264,083,849口
1口当たりの純資産額	1.6901円	1.8565円
(1万口当たりの純資産額)	(16,901円)	(18,565円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、債券関連では将来の債券の価格変動リスクを回避し、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っております。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。 運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

	(2023年5月26日現在)	(2023年11月27日現在)

1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2023年5月26日現在)	(2023年11月27日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	46,354,515	△16,892,202
社債券	386,090	—
合計	46,740,605	△16,892,202

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## (債券関連)

区分	種類	(2023年5月26日現在)				(2023年11月27日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引	債券先物取引								
	買建	50,307,941	—	49,848,927	△459,014	—	—	—	—
	売建	18,879,686	—	18,697,172	182,514	130,661,796	—	130,119,780	542,016
合計		69,187,627	—	68,546,099	△276,500	130,661,796	—	130,119,780	542,016

## (注) 1. 先物取引の時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (通貨関連)

区分	種類	(2023年5月26日現在)				(2023年11月27日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引								
	買建								
	アメリカドル	648,579,966	—	665,361,682	16,781,716	547,866,420	—	539,407,086	△8,459,334
	ユーロ	4,154,700	—	4,221,890	67,190	4,595,489	—	4,595,889	400
	トルコリラ	—	—	—	—	8,122,933	—	7,985,388	△137,545
	チェココルナ	18,008,858	—	18,108,181	99,323	10,361,877	—	10,312,758	△49,119
	ハンガリーフォリント	14,300,537	—	14,416,165	115,628	—	—	—	—
	ポーランドズロチ	50,899,675	—	52,095,172	1,195,497	40,499,598	—	41,455,016	955,418
	タイバーツ	107,546,153	—	108,539,489	993,336	99,498,587	—	99,716,188	217,601
	南アフリカランド	—	—	—	—	20,936,950	—	19,961,005	△975,945
	オフショア元	425,477,280	—	431,065,580	5,588,300	521,702,521	—	522,036,386	333,865
	売建								
	アメリカドル	621,387,203	—	641,900,875	△20,513,672	711,361,910	—	698,553,666	12,808,244
	メキシコペソ	279,600,334	—	282,800,618	△3,200,284	183,298,898	—	183,819,060	△520,162
	チェココルナ	104,715,979	—	105,891,728	△1,175,749	173,341,158	—	174,713,087	△1,371,929
	ハンガリーフォリント	23,980,202	—	24,059,453	△79,251	23,473,967	—	23,416,180	57,787
	ポーランドズロチ	48,066,797	—	48,871,797	△805,000	5,782,688	—	5,783,170	△482
	タイバーツ	25,052,900	—	25,123,347	△70,447	20,836,712	—	20,910,885	△74,173
	南アフリカランド	111,400,778	—	111,504,074	△103,296	93,404,911	—	90,879,676	2,525,235
	オフショア元	55,762,976	—	56,571,123	△808,147	47,728,086	—	47,831,441	△103,355
合計		2,538,934,338	—	2,590,531,174	△1,914,856	2,512,812,705	—	2,491,376,881	5,206,506

## (注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
  - ・ 当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

- 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表 (2023年11月27日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT 10% DEC24		7,200,000.00	7,125,624.00		
		MEXICO GOVT 5.5% MAR27		5,360,000.00	4,706,133.60		
		MEXICO GOVT 5.75% MAR26		8,200,000.00	7,465,608.00		
		MEXICO GOVT 7.5% MAY33		26,880,000.00	23,275,660.80		
		MEXICO GOVT 8.5% MAY29		5,200,000.00	4,959,500.00		
		MEXICO GOVT 8.5% NOV38		3,560,000.00	3,204,427.20		
		MEXICO GOVT 8% JUL53		3,140,000.00	2,597,408.00		
		MEXICO GOVT 8% MAY35		1,070,000.00	947,923.70		
		計	銘柄数 :	8	60,610,000.00	54,282,285.30	
				(474,383,747)			
	組入時価比率 :	11.3%		12.3%			
ブラジルリアル		BRAZIL 10% JAN27 NTN		6,010,000.00	6,179,253.62		
		BRAZIL 10% JAN29 NTN		3,510,000.00	3,540,515.94		
		計	銘柄数 :	2	9,520,000.00	9,719,769.56	
						(296,391,737)	
	組入時価比率 :	7.1%		7.7%			
チリペソ		CHILE GOVT 4.5% MAR26		85,000,000.00	83,720,750.00		
		CHILE GOVT 5% MAR35		170,000,000.00	161,656,400.00		
		計	銘柄数 :	2	255,000,000.00	245,377,150.00	
				(42,207,814)			
	組入時価比率 :	1.0%		1.1%			
コロンビアペソ		COLOMBIA GOVT 9.85% JUN27		275,000,000.00	259,987,750.00		
		COLOMBIA TES 6.25% JUL36		269,500,000.00	184,903,950.00		
		COLOMBIA TES 6% APR28		459,800,000.00	393,404,880.00		
		COLOMBIA TES 7.25% OCT34		718,900,000.00	556,967,775.00		
		COLOMBIA TES 7.5% AUG26		217,600,000.00	204,239,360.00		
		COLOMBIA TES 7.75% SEP30		542,000,000.00	475,523,700.00		
		COLOMBIA TES 7% MAR31		1,168,000,000.00	963,121,120.00		
		計	銘柄数 :	7	3,650,800,000.00	3,038,148,535.00	
				(112,429,724)			
	組入時価比率 :	2.7%		2.9%			
ペルーソル		PERU GOVT 5.4% AUG34		828,000.00	720,285.48		
		PERU GOVT 6.35% AUG28		381,000.00	382,897.38		
		PERU GOVT 7.3% AUG33		1,000,000.00	1,013,740.00		
		計	銘柄数 :	3	2,209,000.00	2,116,922.86	
				(84,774,504)			
	組入時価比率 :	2.0%		2.2%			
ウルグアイペソ		URUGUAY 8.25% MAY31		3,983,184.00	3,665,525.07		
		URUGUAY 9.75% JUL33		3,460,851.00	3,486,253.64		
計	銘柄数 :	2	7,444,035.00	7,151,778.71			
				(27,282,605)			



		組入時価比率：	0.6%		0.7%
	トルコリラ	TURKEY GOVT 12.6% OCT25		1,000,000.00	683,540.00
		TURKEY GOVT 17.3% JUL28		1,500,000.00	1,036,230.00
	計	銘柄数：	2	2,500,000.00	1,719,770.00
					(8,910,472)
		組入時価比率：	0.2%		0.2%
	チェココルナ	CZECH REPUBLIC 2% 103		6,000,000.00	4,860,060.00
		CZECH REPUBLIC 4.5% 154		3,000,000.00	3,028,050.00
		CZECH REPUBLIC 4.85% 53		1,220,000.00	1,222,013.00
		CZECH REPUBLIC 4.9% 11Y		8,600,000.00	8,963,436.00
		CZECH REPUBLIC 5% 8Y		13,780,000.00	14,298,403.60
	計	銘柄数：	5	32,600,000.00	32,371,962.60
					(216,791,796)
		組入時価比率：	5.2%		5.6%
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 3.25% OCT31 31/A		27,000,000.00	21,254,670.00
		HUNGARY 4.75% NOV32 32/A		60,400,000.00	51,117,124.00
		HUNGARY 6.75% OCT28 28/A		56,900,000.00	56,035,120.00
		HUNGARY 9.5% OCT26 26/H		56,000,000.00	58,401,840.00
	計	銘柄数：	4	200,300,000.00	186,808,754.00
					(80,239,590)
		組入時価比率：	1.9%		2.1%
	ポーランドズロチ	POLAND 5.75% APR29 0429		490,000.00	495,576.20
		POLAND 6% OCT33 1033		150,000.00	154,086.00
		POLAND 7.5% JUL28 0728		2,400,000.00	2,597,928.00
	計	銘柄数：	3	3,040,000.00	3,247,590.20
					(121,507,937)
		組入時価比率：	2.9%		3.1%
	ルーマニアレイ	ROMANIA GOVT 7.35% APR31		1,090,000.00	1,101,466.80
		ROMANIA GOVT 8% APR30		1,580,000.00	1,653,217.20
	計	銘柄数：	2	2,670,000.00	2,754,684.00
					(90,629,379)
		組入時価比率：	2.2%		2.3%
	マレーシアリングット	MALAYSIA 3.502% MAY27		1,000,000.00	995,720.00
		MALAYSIA 3.582% JUL32		1,000,000.00	974,300.00
		MALAYSIA 3.899% NOV27		1,215,000.00	1,225,947.15
		MALAYSIA 4.065% JUN50		422,000.00	402,284.16
		MALAYSIA 4.181% JUL24		400,000.00	402,484.00
		MALAYSIA 4.642% NOV33		300,000.00	318,954.00
		MALAYSIA 4.696% OCT42		1,010,000.00	1,071,963.50
	計	銘柄数：	7	5,347,000.00	5,391,652.81
					(172,330,702)
		組入時価比率：	4.1%		4.5%
	タイバーツ	THAI GOVT 2% DEC31		9,590,000.00	8,953,032.20
		THAI GOVT 3.35% JUN33		3,004,000.00	3,077,477.84
		THAI GOVT 3.775% JUN32		4,461,000.00	4,717,953.60
		THAI GOVT 4% JUN72		866,000.00	856,837.72
	計	銘柄数：	4	17,921,000.00	17,605,301.36
					(74,646,477)
		組入時価比率：	1.8%		1.9%
	フィリピンペソ	PHIL GOVT 8% JUL31 2017		1,800,000.00	1,983,276.00
		PHIL GOVT5.75%APR25 7-61		580,562.00	578,071.38
	計	銘柄数：	2	2,380,562.00	2,561,347.38
					(6,911,283)

		組入時価比率：	0.2%		0.2%
	インドネシアルピア	INDON 10.5% AUG30 FR52		1,350,000,000.00	1,609,321,500.00
		INDON 5.125% APR27 FR90		3,670,000,000.00	3,515,419,600.00
		INDON 6.375% AUG28 FR95		5,640,000,000.00	5,572,940,400.00
		INDON 7.125% JUN38 FR98		2,680,000,000.00	2,743,221,200.00
		INDON 7.5% MAY38 FR75		2,680,000,000.00	2,849,724,400.00
		INDON 7% FEB33 FR96		4,208,000,000.00	4,304,699,840.00
		INDON 8.25% JUN32 FR58		1,100,000,000.00	1,198,681,000.00
		INDON 8.375% MAR34 FR68		1,690,000,000.00	1,885,093,600.00
		INDON 9% MAR29 FR71		4,411,000,000.00	4,841,116,610.00
	計	銘柄数：	9	27,429,000,000.00	28,520,218,150.00
					(273,794,094)
		組入時価比率：	6.5%		7.1%
	韓国ウォン	KOREAT-BD4.25%DEC32 3212		280,800,000.00	295,862,112.00
	計	銘柄数：	1	280,800,000.00	295,862,112.00
					(33,964,970)
		組入時価比率：	0.8%		0.9%
	南アフリカランド	S.AFRICA 7% FEB31 R213		7,000,000.00	5,700,940.00
		S.AFRICA10.5% DEC26 R186		10,066,551.00	10,461,562.46
		S.AFRICA6.25% MAR36 R209		244,272.00	156,483.08
		S.AFRICA8.25% MAR32 2032		13,591,020.00	11,526,000.42
		S.AFRICA8.75% FEB48 2048		3,550,000.00	2,578,258.49
		S.AFRICA8.875%FEB35 2035		5,920,000.00	4,861,740.80
	計	銘柄数：	6	40,371,843.00	35,284,985.25
					(280,515,632)
		組入時価比率：	6.7%		7.3%
	オフショア元	CHINA GOVT2.68%MAY30INBK		9,600,000.00	9,588,096.00
		CHINA GOVT2.85%JUN27INBK		17,900,000.00	18,103,165.00
		CHINA GOVT3.01%MAY28INBK		4,500,000.00	4,588,785.00
		CHINA GOVT3.27%NOV30INBK		9,000,000.00	9,416,700.00
		CHINA GOVT3.81%SEP50INBK		4,450,000.00	5,060,095.00
		CHINAGOVT2.64%JAN28 INBK		5,000,000.00	5,008,800.00
		CHINAGOVT2.67%MAY33 INBK		2,000,000.00	1,992,260.00
		CHINAGOVT2.76%MAY32 INBK		8,300,000.00	8,331,706.00
		CHINAGOVT3.12%OCT52 INBK		3,900,000.00	3,955,263.00
		CHINAGOVT3.53%OCT51 INBK		2,700,000.00	2,937,735.00
		CHINAGOVT3.72%APR51INBK		1,200,000.00	1,346,640.00
	計	銘柄数：	11	68,550,000.00	70,329,245.00
					(1,471,006,488)
		組入時価比率：	35.0%		37.9%
	小計				3,868,718,951
					(3,868,718,951)
	合計				3,868,718,951
					(3,868,718,951)

(注) 各通貨計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

#### 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド

当ファンドは、「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、アライアンス・バーンスタイン株式会社から提供された財務諸表です。

#### ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、当期（2023年7月19日から2024年1月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【適格機関投資家私募 アライアンス・パーシスタイン・コクサイ・リート・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年 7月18日現在)	当期 (2024年 1月15日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	10,002	9,991
親投資信託受益証券	84,794,097,799	83,758,829,018
未収入金	309,000,000	284,700,000
流動資産合計	85,103,107,801	84,043,539,009
資産合計	85,103,107,801	84,043,539,009
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	259,805,709	239,847,378
未払解約金	500,000	-
未払受託者報酬	3,386,721	3,114,069
未払委託者報酬	44,806,206	41,281,886
その他未払費用	118,950	113,100
流動負債合計	308,617,586	284,356,433
負債合計	308,617,586	284,356,433
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	86,601,903,094	79,949,126,244
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	△1,807,412,879	3,810,056,332
元本等合計	84,794,490,215	83,759,182,576
純資産合計	84,794,490,215	83,759,182,576
負債純資産合計	85,103,107,801	84,043,539,009

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2023年 1月17日 至 2023年 7月18日)	当期 (自 2023年 7月19日 至 2024年 1月15日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	7,820,373,074	7,320,731,442
営業収益合計	7,820,373,074	7,320,731,442
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	102
受託者報酬	18,725,292	17,800,815
委託者報酬	247,823,383	236,457,139
その他費用	660,000	660,000
営業費用合計	267,208,675	254,918,056
営業利益又は営業損失(△)	7,553,164,399	7,065,813,386
経常利益又は経常損失(△)	7,553,164,399	7,065,813,386
当期純利益又は当期純損失(△)	7,553,164,399	7,065,813,386
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額(△)	47,106,213	△61,256,747
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△8,092,421,997	△1,807,412,879
剰余金増加額又は欠損金減少額	620,941,205	196,772,295
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	620,941,205	186,477,110
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	10,295,185
剰余金減少額又は欠損金増加額	225,102,686	209,189,390
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	75,036,313
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	225,102,686	134,153,077
分配金	1,616,887,587	1,497,183,827
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,807,412,879	3,810,056,332

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2023年 7月19日 至 2024年 1月15日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、前期末が休日のため、2023年7月19日から2024年1月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (自 2023年 1月17日 至 2023年 7月18日)	当期 (自 2023年 7月19日 至 2024年 1月15日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2023年 7月18日現在)	当期 (2024年 1月15日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 86,601,903,094口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 79,949,126,244口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,807,412,879円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 ー円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0,9791円 (10,000口当たり純資産額 9,791円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,0477円 (10,000口当たり純資産額 10,477円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2023年 1月17日 至 2023年 7月18日)	当期 (自 2023年 7月19日 至 2024年 1月15日)																								
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 ー円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 ー円																								
2. 分配金の計算過程 2023年1月17日から2023年2月15日まで 計算期末における分配対象金額23,181,968,772円 (10,000口当たり2,512円)のうち、276,844,187円 (10,000口当たり30円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 2023年7月19日から2023年8月15日まで 計算期末における分配対象金額21,932,955,316円 (10,000口当たり2,560円)のうち、256,991,404円 (10,000口当たり30円)を分配金額としております。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 162,404,617円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B ー円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 6,831,942,819円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 16,187,621,336円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 23,181,968,772円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 162,404,617円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B ー円	収益調整金額	C 6,831,942,819円	分配準備積立金額	D 16,187,621,336円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 23,181,968,772円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 142,503,321円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B ー円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 6,835,375,065円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 14,955,076,930円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 21,932,955,316円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 142,503,321円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B ー円	収益調整金額	C 6,835,375,065円	分配準備積立金額	D 14,955,076,930円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 21,932,955,316円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A 162,404,617円																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B ー円																								
収益調整金額	C 6,831,942,819円																								
分配準備積立金額	D 16,187,621,336円																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 23,181,968,772円																								
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A 142,503,321円																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B ー円																								
収益調整金額	C 6,835,375,065円																								
分配準備積立金額	D 14,955,076,930円																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 21,932,955,316円																								

当ファンドの期末残存口数	F 92,281,395,915口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,512円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 276,844,187円

2023年2月16日から2023年3月15日まで  
計算期末における分配対象金額22,920,106,342円  
(10,000口当たり2,509円)のうち、273,951,678円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 252,574,500円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 6,912,334,390円
分配準備積立金額	D 15,755,197,452円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 22,920,106,342円
当ファンドの期末残存口数	F 91,317,226,258口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,509円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 273,951,678円

2023年3月16日から2023年4月17日まで  
計算期末における分配対象金額23,106,887,442円  
(10,000口当たり2,540円)のうち、272,821,706円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 549,872,659円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 7,054,554,098円
分配準備積立金額	D 15,502,460,685円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 23,106,887,442円
当ファンドの期末残存口数	F 90,940,568,972口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,540円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 272,821,706円

2023年4月18日から2023年5月15日まで  
計算期末における分配対象金額22,717,004,793円  
(10,000口当たり2,532円)のうち、269,127,414円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 192,030,283円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円

当ファンドの期末残存口数	F 85,663,801,455口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,560円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 256,991,404円

2023年8月16日から2023年9月15日まで  
計算期末における分配対象金額21,733,742,030円  
(10,000口当たり2,567円)のうち、253,943,817円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 314,534,058円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 6,799,825,930円
分配準備積立金額	D 14,619,382,042円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 21,733,742,030円
当ファンドの期末残存口数	F 84,647,939,094口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,567円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 253,943,817円

2023年9月16日から2023年10月16日まで  
計算期末における分配対象金額21,739,357,812円  
(10,000口当たり2,587円)のうち、252,062,156円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 416,863,239円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 6,879,020,368円
分配準備積立金額	D 14,443,474,205円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 21,739,357,812円
当ファンドの期末残存口数	F 84,020,718,938口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 2,587円
10,000口当たりの分配額	H 30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 252,062,156円

2023年10月17日から2023年11月15日まで  
計算期末における分配対象金額21,458,309,530円  
(10,000口当たり2,578円)のうち、249,671,615円  
(10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 174,110,945円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円

収益調整金額	C	7,010,480,851円
分配準備積立金額	D	15,514,493,659円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,717,004,793円
当ファンドの期末残存口数	F	89,709,138,084口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,532円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	269,127,414円

2023年5月16日から2023年6月15日まで  
 計算期末における分配対象金額22,361,206,641円  
 (10,000口当たり2,537円)のうち、264,336,893円  
 (10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	312,602,018円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	6,935,087,726円
分配準備積立金額	D	15,113,516,897円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,361,206,641円
当ファンドの期末残存口数	F	88,112,297,734口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,537円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	264,336,893円

2023年6月16日から2023年7月18日まで  
 計算期末における分配対象金額22,288,719,976円  
 (10,000口当たり2,573円)のうち、259,805,709円  
 (10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	569,326,742円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	6,863,625,406円
分配準備積立金額	D	14,855,767,828円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,288,719,976円
当ファンドの期末残存口数	F	88,601,903,094口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,573円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	259,805,709円

収益調整金額	C	6,954,218,631円
分配準備積立金額	D	14,330,069,954円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,458,399,530円
当ファンドの期末残存口数	F	83,223,871,832口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,578円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	249,671,615円

2023年11月16日から2023年12月15日まで  
 計算期末における分配対象金額21,119,436,758円  
 (10,000口当たり2,589円)のうち、244,667,457円  
 (10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	333,714,729円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	7,026,637,343円
分配準備積立金額	D	13,759,084,686円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,119,436,758円
当ファンドの期末残存口数	F	81,555,819,246口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,589円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	244,667,457円

2023年12月16日から2024年1月15日まで  
 計算期末における分配対象金額20,913,340,535円  
 (10,000口当たり2,615円)のうち、239,847,378円  
 (10,000口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	448,815,965円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	6,931,503,284円
分配準備積立金額	D	13,533,021,286円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,913,340,535円
当ファンドの期末残存口数	F	79,949,126,244口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,615円
10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	239,847,378円

1. 金融商品の状況に関する事項

前期 (自 2023年 1月17日 至 2023年 7月18日)	当期 (自 2023年 7月19日 至 2024年 1月15日)
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

前期 (2023年 7月18日現在)	当期 (2024年 1月15日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>



## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2023年 1月17日 至 2023年 7月18日)	当期 (自 2023年 7月19日 至 2024年 1月15日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	

## (重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 2023年 7月19日 至 2024年 1月15日)
該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

	前期 (2023年 7月18日現在)	当期 (2024年 1月15日現在)
期首元本額	93,431,961,136円	86,601,903,094円
期中追加設定元本額	3,013,096,938円	3,584,800,673円
期中一部解約元本額	9,843,154,980円	10,237,577,523円

## 2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 (2023年 7月18日現在)	当期 (2024年 1月15日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,515,321,777	870,194,467
合計	1,515,321,777	870,194,467

## 3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1. 有価証券明細表

## (1) 株式 (2024年 1月15日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券 (2024年 1月15日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・マザーファンド	33,995,790,656	83,758,829,018	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	33,995,790,656	83,758,829,018	100.0%
合計				83,758,829,018	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

	(単位：円)
対象年月日	(2024年 1月15日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	409,329,082
コール・ローン	332,266,289
投資証券	83,487,907,987
未収入金	267,942,047
未収配当金	409,928,702
流動資産合計	84,907,374,107
資産合計	84,907,374,107
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	116,745
未払金	4,043,549
未払解約金	305,640,000
未払利息	983
流動負債合計	309,801,277
負債合計	309,801,277
純資産の部	
元本等	
元本	34,336,488,114
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	50,261,084,716
元本等合計	84,597,572,830
純資産合計	84,597,572,830
負債純資産合計	84,907,374,107

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 2023年 7月19日 至 2024年 1月15日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価値のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。  (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2) 配当株式 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。  (3) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  (4) 為替差損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(自 2023年 7月19日 至 2024年 1月15日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(その他の注記)

(2024年 1月15日現在)	
1. 元本の移動	
期首	2023年 7月19日
期首元本額	37,956,016,847円
2023年7月19日より2024年1月15日までの期中追加設定元本額	1,563,329,894円
2023年7月19日より2024年1月15日までの期中一部解約元本額	5,182,858,627円
期末元本額	34,336,488,114円
期末元本額の内訳*	
通格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド	33,995,790,656円
通格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド (為替ヘッジあり)	340,697,458円
2. 2024年1月15日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,4638円
(10,000口当たり純資産額)	(24,638円)

(注1) \*は当該投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2024年1月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2024年1月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	AGREE REALTY CORP Pfd	126,173	2,383,407.97	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	74,140	9,360,175.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT A	47,610	1,702,057.50	
		AMERICAN HOMES 4 RENT Pfd	90,428	2,258,249.40	
		AMERICAN HOMES 4 RENT Pfd	810	19,196.91	
		APARTMENT INCOME REIT CO	361,360	12,954,756.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	723,496	11,908,744.16	
		ARMAD HOFFLER PROPERTIES INC	844,971	10,460,740.98	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC Pfd	149,517	3,567,475.62	
		BOSTON PROPERTIES INC	229,942	16,086,742.32	
		BRIAMOR PROPERTY GROUP INC	574,200	13,137,696.00	
		CENTERSPACE Pfd	7,422	181,171.02	
		CHATHAM LODGING TRUST Pfd	29,458	636,292.80	
		CITY OFFICE REIT INC Pfd	72,346	1,376,020.92	
		CTO REALTY GROWTH INC Pfd	56,168	1,173,349.52	
		DIAMONDBOCK HOSPITALITY CO Pfd	47,191	1,208,325.55	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	172,790	23,686,053.20	
		DIGITAL REALTY TRUST INC Pfd	97,134	2,157,773.52	
		DIGITAL REALTY TRUST INC Pfd	21,091	518,311.32	
		DIGITAL REALTY TRUST INC Pfd	49,516	1,106,677.64	
		DIGITALBRIDGE GROUP INC Pfd	46,807	1,105,113.27	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	683,324	9,218,040.76	
		EPR PROPERTIES Pfd	59,266	1,214,947.07	
		EQUINIX INC	20,442	16,660,638.84	
		EQUITY RESIDENTIAL	273,155	16,979,314.80	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	237,870	6,122,773.80	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	47,570	7,245,862.40	
		FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST Pfd	16,825	379,572.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIES	219,695	10,310,286.35	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP Pfd	55,990	1,209,384.00	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC Pfd	36,076	909,620.26	
		GLOBAL NET LEASE INC Pfd	65,940	1,373,530.20	
		GLOBAL NET LEASE INC Pfd	75,639	1,610,013.93	
		GLOBAL NET LEASE INC Pfd	57,304	1,215,704.36	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	116,190	2,421,399.60	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC Pfd	122,870	1,771,785.40	
		INVITATION HOMES INC	196,840	6,653,192.00	
		KIMCO REALTY CORP Pfd	10,852	254,153.84	
		KIMCO REALTY CORP Pfd	87,749	2,045,429.19	
		KITE REALTY GROUP TRUST	430,228	9,542,457.04	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	484,952	18,525,166.40	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES Pfd	91,062	2,162,722.50	
		NETSTREIT CORP	288,941	5,371,413.19	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	387,200	11,863,808.00	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	463,761	10,017,237.60	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST Pfd	41,251	883,183.91	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST Pfd	142,161	2,996,768.09	
		PHYSICIANS REALTY TRUST	806,100	11,091,936.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT	240,484	5,523,917.48	
		PROLOGIS INC	273,290	35,951,299.50	
		PUBLIC STORAGE	16,685	4,922,575.55	
		PUBLIC STORAGE Pfd	52,388	965,851.36	
		PUBLIC STORAGE Pfd	57,986	1,058,824.36	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		PUBLIC STORAGE Pfd	10,894	189,936.89	
		PUBLIC STORAGE Pfd	25,917	563,181.59	
		PUBLIC STORAGE Pfd	12,717	277,739.28	
		PUBLIC STORAGE Pfd	14,570	314,821.27	
		PUBLIC STORAGE Pfd	20,900	475,013.11	
		PUBLIC STORAGE Pfd	8,446	212,923.66	
		REGENCY CENTERS CORPORATION Pfd	8,212	195,691.96	
		REGENCY CENTERS CORPORATION Pfd	39,865	991,442.55	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	94,613	5,214,122.43	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC Pfd	442	10,115.17	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC Pfd	85,570	1,867,993.10	
		KYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	57,230	6,401,747.80	
		SAUL CENTERS INC Pfd	5,520	130,161.60	
		SAUL CENTERS INC Pfd	107,649	2,537,286.93	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	104,580	15,333,519.60	
		SITE CENTERS CORP Pfd	30,658	706,666.90	
		SL GREEN REALTY CORP Pfd	43,674	934,623.60	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	419,643	18,825,184.98	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC Pfd	43,049	1,052,117.56	
		STAG INDUSTRIAL INC	242,869	9,367,457.33	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC Pfd	31,621	653,289.86	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES Pfd	128,355	2,731,394.40	
		SUN COMMUNITIES INC	44,270	5,962,726.30	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC Pfd	105,834	2,295,539.46	
		UDR INC	255,260	9,850,483.40	
		UMH PROPERTIES INC Pfd	78,107	1,762,968.71	
		VENTAS INC	160,850	7,899,343.50	
		VICI PROPERTIES INC	370,329	11,517,231.90	
		VORNADO REALTY TRUST Pfd	103,690	1,439,206.83	
		VORNADO REALTY TRUST Pfd	142,836	2,242,525.20	
		VORNADO REALTY TRUST Pfd	24,621	385,289.10	
		VORNADO REALTY TRUST Pfd	23,102	367,321.80	
		WELLTOWER INC	150,093	13,798,049.49	
小計		銘柄数：86	12,978,642	451,968,257.66 (65,612,231,964)	78.5%
		組入時価比率：77.6%			
カナダドル		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	506,370	7,018,288.20	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	395,990	7,365,414.00	
小計		銘柄数：2	902,360	14,383,702.20 (1,558,042,622)	1.9%
		組入時価比率：1.8%			
メキシコペソ		FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	2,721,120	80,953,320.00	
小計		銘柄数：1	2,721,120	80,953,320.00 (697,202,373)	0.8%
		組入時価比率：0.8%			
ユーロ		COVIVIO	69,590	3,217,841.60	
		ICADE	111,760	3,887,012.80	
		KLEPIERRE	205,120	4,955,699.20	
		MERCIALYS	448,150	4,674,204.50	
		MERLIN PROPERTIES SOCIETE SA	593,150	5,643,822.25	
小計		銘柄数：5	1,427,770	22,378,580.35 (3,558,641,847)	4.3%
		組入時価比率：4.2%			
英ポンド		LAND SECURITIES GROUP PLC	488,690	3,346,549.12	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	2,527,830	4,812,988.32	
		LXI REIT PLC	2,203,620	2,340,244.44	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	3,043,700	5,128,634.50	
		WORKSPACE GROUP PLC	452,240	2,387,827.20	
小計		銘柄数：5	8,716,080	18,016,243.58 (3,331,563,762)	4.0%
		組入時価比率：3.9%			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	1,792,710	5,790,453.39	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	1,945,410	7,022,930.10	
		DEXUS	861,920	6,593,688.00	
		REGION RE LTD	3,137,140	6,964,450.80	
		STOCKLAND	1,696,160	7,598,796.80	
		VICINITY CENTRES	3,735,831	7,770,528.48	
		WAYPOINT REIT	2,165,710	5,176,046.90	
		小計	銘柄数：7	15,334,881	46,916,894.38 (4,557,037,951)
		組入時価比率：5.4%			
香港ドル		LINK REIT	1,278,860	54,543,379.00	
小計	銘柄数：1	1,278,860	54,543,379.00 (1,012,325,114)	1.2%	
		組入時価比率：1.2%			
シンガポールドル		CAPITALAND ASCENDAS REIT	2,075,500	6,143,480.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	5,510,000	11,075,100.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,349,700	3,090,813.00	
		MAPLE TREE LOGISTICS TRUST	3,047,794	5,089,815.98	
		小計	銘柄数：4	11,982,994	25,399,208.98 (2,769,021,762)
		組入時価比率：3.3%			
南アフリカランド		GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	4,389,220	50,300,461.20	
小計	銘柄数：1	4,389,220	50,300,461.20 (391,840,592)	0.5%	
		組入時価比率：0.5%			
合計				83,487,907,987 (83,487,907,987)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2024年 1月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	267,157,677	-	267,274,422	△116,745
	米ドル	267,157,677	-	267,274,422	△116,745
合計		267,157,677	-	267,274,422	△116,745

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### ラップ・アプローチ（安定コース）

(2024年4月30日現在)

I 資産総額	384,101,507円
II 負債総額	1,717,450円
III 純資産総額（I－II）	382,384,057円
IV 発行済数量	349,571,822口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.0939円

#### ラップ・アプローチ（安定成長コース）

(2024年4月30日現在)

I 資産総額	481,737,105円
II 負債総額	188,805円
III 純資産総額（I－II）	481,548,300円
IV 発行済数量	353,731,364口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.3613円

#### ラップ・アプローチ（成長コース）

(2024年4月30日現在)

I 資産総額	1,114,725,579円
II 負債総額	434,363円
III 純資産総額（I－II）	1,114,291,216円
IV 発行済数量	698,123,712口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.5961円

#### （参考）日本連続増配成長株マザーファンド

(2024年4月30日現在)

I 資産総額	8,129,090,943円
II 負債総額	225,697,573円
III 純資産総額（I－II）	7,903,393,370円
IV 発行済数量	4,032,067,154口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.9601円

(参考) 国内債券マザーファンド

(2024年4月30日現在)

I 資産総額	368,849,941円
II 負債総額	21,918,600円
III 純資産総額 (I - II)	346,931,341円
IV 発行済数量	293,195,619口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.1833円

(参考) 世界高金利債券マザーファンド

(2024年4月30日現在)

I 資産総額	227,435,188円
II 負債総額	800,000円
III 純資産総額 (I - II)	226,635,188円
IV 発行済数量	159,907,212口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.4173円

(参考) Jリート・マザーファンド

(2024年4月30日現在)

I 資産総額	18,087,701,212円
II 負債総額	—円
III 純資産総額 (I - II)	18,087,701,212円
IV 発行済数量	5,146,306,552口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	3.5147円



#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### ■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

##### ■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### ■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### ■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### ○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（2024年4月末日現在）

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年3月14日	1億円（60億284千円）

###### (2) 委託会社の機構（2024年4月末日現在）

###### 〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

###### 〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーにフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2024年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	158	12,946
追加型公社債投資信託	1	3,343
単位型株式投資信託	39	508
単位型公社債投資信託	4	98
合計	202	16,896

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

## 3 【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本直也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 睦

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		12,540,483		13,382,655
有価証券		—		99,210
未収委託者報酬		1,311,125		1,705,907
未収運用受託報酬		10,800		78,429
未収投資助言報酬		11,876		11,959
前払費用		92,173		115,978
未収還付法人税等		30,079		—
未収収益		6,452		13,481
その他の流動資産		1,253		6,841
流動資産合計		14,004,243		15,414,463
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	184,641	※1	172,509
器具備品	※1	20,587	※1	14,591
有形固定資産合計		205,229		187,100
無形固定資産				
ソフトウェア		30,119		21,685
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		32,241		23,807
投資その他の資産				
投資有価証券		1,121,024		1,205,407
長期差入保証金		257,258		252,250
前払年金費用		53,042		61,691
その他		480		480
投資その他の資産合計		1,431,804		1,519,829
固定資産合計		1,669,275		1,730,737
資産合計		15,673,519		17,145,200

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	20,342	31,333
未払金	708,338	991,947
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	698,571	925,698
その他未払金	4,765	61,247
未払費用	239,029	234,454
未払法人税等	16,738	322,685
未払消費税等	31,221	88,053
賞与引当金	12,348	—
流動負債合計	1,028,018	1,668,473
固定負債		
退職給付引当金	293,279	278,570
役員退職慰労引当金	5,620	7,490
資産除去債務	93,410	94,372
繰延税金負債	18,513	72,083
固定負債合計	410,823	452,516
負債合計	1,438,841	2,120,990
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,331,880	2,922,414
利益剰余金合計	2,511,710	3,102,244
株主資本合計	14,078,778	14,669,312
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	155,899	354,897
評価・換算差額等合計	155,899	354,897
純資産合計	14,234,677	15,024,210
負債・純資産合計	15,673,519	17,145,200

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,113,651	10,123,506
運用受託報酬	19,318	108,885
投資助言報酬	27,600	27,675
その他営業収益	—	11,259
営業収益合計	9,160,569	10,271,327
営業費用		
支払手数料	4,285,941	4,867,961
広告宣伝費	86,558	121,082
公告費	328	15
受益権管理費	16,118	16,417
調査費	1,858,200	1,837,996
調査費	315,915	236,964
委託調査費	1,542,285	1,601,031
委託計算費	260,793	273,203
営業雑経費	280,183	311,294
通信費	62,020	65,742
印刷費	146,353	158,663
諸経費	59,982	76,665
協会費	5,429	5,247
諸会費	6,397	4,976
営業費用合計	6,788,124	7,427,972
一般管理費		
給料	1,316,427	1,226,095
役員報酬	104,095	73,162
給料・手当	1,204,824	1,103,991
賞与	7,508	48,940
交際費	4,731	754
寄付金	17,082	21,265
旅費交通費	11,149	10,992
租税公課	8,668	7,716
不動産賃借料	283,162	259,582
賞与引当金繰入	12,348	—
退職給付費用	43,320	32,395
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	38,381	28,769
諸経費	351,617	333,346
一般管理費合計	2,088,759	1,922,788
営業利益	283,685	920,566



	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		14,713		18,926
受取利息	※1	19,472	※1	93
受取補償金		1,396		0
雑益		4,051		5,602
営業外収益合計		39,634		24,623
営業外費用				
固定資産除却損	※2	0	※2	0
為替差損		233		60
支払補償費		1,396		0
株式交付費		35,001		—
雑損		88		463
営業外費用合計		36,720		523
経常利益		286,599		944,665
特別利益				
投資有価証券売却益		18,272		17,222
投資有価証券償還益		—		173
貸倒引当金戻入		14,510		—
特別利益合計		32,782		17,395
特別損失				
有価証券償還損		13		—
投資有価証券売却損		21		4,270
投資有価証券評価損		—		50,575
特別損失合計		34		54,845
税引前当期純利益		319,346		907,215
法人税、住民税及び事業税		90,878		368,346
法人税等調整額		3,853		△ 51,664
法人税等合計		94,732		316,682
当期純利益		224,614		590,533

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備 金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		評価・ 換算差 額等合 計
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金 別途積立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,000,000	566,500	—	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435
当期変動額												
新株の 発行	5,000,284	5,000,284		5,000,284					10,000,568			10,000,568
剰余金 の配当							△10,695,142	△10,695,142	△10,695,142			△10,695,142
当期純 利益							224,614	224,614	224,614			224,614
資本金から その他資本 剰余金への 振替	△5,900,284		5,900,284	5,900,284								
資本準備 金からそ の他資本 剰余金へ の振替		△5,566,784	5,566,784									
別途積立 金の取崩						△5,718,662	5,718,662					
株主資本 以外の項 目の事業 年度中の 変動額 (純額)										△72,798	△72,798	△72,798
当期変動額 合計	△900,000	△566,500	11,467,068	10,900,568	—	△5,718,662	△4,751,865	△10,470,528	△469,960	△72,798	△72,798	△542,758
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備 金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当期変動額												
剰余金の 配当												
当期純利 益							590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本 以外の項目 の事業年度 中の変動額 (純額)										198,998	198,998	198,998
当期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	—	11,467,068	11,467,068	179,830	—	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 72,083 千円

上記の繰延税金負債 72,083 千円は、繰延税金資産 168,874 千円と繰延税金負債 240,958 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	74,099千円	86,481千円
器具備品	130,717 "	130,930 "
計	204,816 "	217,412 "

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
受取利息	14,367千円	—

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
器具備品	0千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	554,701	577,400	554,701	577,400
A種優先株式(株)	—	554,701	—	554,701
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
A種優先株式(株)	—	—	—	—
合計	554,701	1,132,101	554,701	1,132,101

(注1)前事業年度の普通株式の増加株式数の577,400株は、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。

(注2)前事業年度の普通株式の減少株式数の554,701株及び、A種優先株式の増加株式数の554,701株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式をA種優先株式へ変更したことによるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	10,000,000	18,027	2022年11月11日	2022年11月17日

② 金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価格 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	672,954	83.33	2022年11月11日	2022年11月14日

(注)2022年11月11日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式8,075,180株(総額672,954千円)を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022年11月14日に実施いたしました。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式(株)	577,400	—	—	577,400
A種優先株式(株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
A種優先株式(株)	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	252,205	252,205
1年超	693,564	441,359
合計	945,769	693,564

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,005,333	1,005,333	—
(2) 差入保証金	257,258	257,036	△ 221

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。



当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	—
(2) 差入保証金	252,250	221,769	△ 30,480

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

##### ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	318,335	686,998	—	1,005,333

##### ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	257,036	—	257,036

当事業年度（2024年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	539,556	550,160	—	1,089,716

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差入保証金	—	221,769	—	221,769

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,540,483	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,311,125	—	—	—
未収運用受託報酬	10,800	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	—	398,094	75,588	—
長期差入保証金	—	5,053	—	252,205
合計	13,862,408	403,147	75,588	252,205

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,382,655	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,705,907	—	—	—
未収運用受託報酬	78,429	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	99,210	189,142	74,213	194,400
長期差入保証金	—	—	—	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度 (2023年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	307,740	70,022	237,718
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
(3) その他	391,508	372,000	19,508	
小計		699,248	442,022	257,226
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	10,595	11,992	△1,397
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
(3) その他	295,490	312,977	△17,487	
小計		306,085	324,970	△18,885
合計		1,005,333	766,992	238,341

(注) 市場価格のない株式等 (非上場株式等) は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

当事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	539,556	81,949	457,606
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
(3) その他	531,900	442,000	89,900	
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
(3) その他	117,470	122,402	△4,932	
小計		117,470	122,402	△4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

(注) 市場価格のない株式等 (非上場株式等) は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	29,250	18,272	21
合計	29,250	18,272	21

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当ありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当事業年度における減損処理額は、50,575 千円（うち、その他 50,575 千円）であります。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	589,334	514,185
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
数理計算上の差異の発生額	△70,336	△48,700
退職給付の支払額	△55,774	△49,654
その他	—	630
退職給付債務の期末残高	514,185	461,310

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	381,116	341,266
期待運用収益	1,905	1,706
数理計算上の差異の発生額	△35,927	29,842
事業主からの拠出額	16,747	15,123
退職給付の支払額	△22,575	△19,641
年金資産の期末残高	341,266	368,298

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	248,503	222,295
年金資産	△341,266	△368,298
	△92,763	△146,002
非積立型制度の退職給付債務	265,682	239,014
未積立退職給付債務	172,919	93,012
未認識数理計算上の差異	67,317	123,866
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878
退職給付引当金	293,279	278,570
前払年金費用	△53,042	△61,691
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
期待運用収益	△1,905	△1,706
数理計算上の差異の費用処理額	△20,383	△21,994
確定給付制度に係る退職給付費用	28,673	21,147

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
株式	39.8%	44.0%
一般勘定	26.1%	19.7%
債券	20.7%	22.1%
その他	13.4%	14.2%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.40%	0.74%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 13,468 千円、当事業年度 12,397 千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	101,445	96,357
役員退職慰労引当金	1,943	2,590
賞与引当金	4,271	—
未払金(賞与)	—	15,565
その他有価証券評価差額金	6,532	1,706
投資有価証券評価損	3,011	20,505
資産除去債務	32,310	32,643
未払事業税	4,871	29,366
その他	6,466	8,548
繰延税金資産小計	160,852	207,283
評価性引当額	△ 37,458	△ 38,409
繰延税金資産の合計	123,394	168,874
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 88,974	△ 189,382
未収配当金	△ 2,072	△ 4,179
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,664	△ 26,057
前払年金費用	△ 18,347	△ 21,339
未収還付事業税	△ 5,848	—
繰延税金負債の合計	△ 141,907	△ 240,958
繰延税金資産(負債)の純額	△ 18,513	△ 72,083

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	34.59%	—
(調整)		
寄付金課税等永久に損金に算入されない項目	0.95%	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.90%	—
住民税均等割	1.19%	—
税率変更に伴う影響額	△ 3.64%	—
評価性引当額の増減	△ 3.10%	—
その他	0.58%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.66%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
期首残高	92,457	93,410
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	952	962
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	93,410	94,372

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	9,113,651
残高報酬	9,097,589
成功報酬	16,061
運用受託報酬	19,318
投資助言報酬	27,600
合計	9,160,569

当事業年度

(単位：千円)

委託者報酬	10,123,506
運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業利益	11,259
合計	10,271,327

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。



- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

(単位：千円)

未収委託者報酬	1,311,125
未収運用受託報酬	10,800
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,333,802

当事業年度

(単位：千円)

未収委託者報酬	1,705,907
未収運用受託報酬	78,429
未収投資助言報酬	11,959
合計	1,796,295

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有直接 (49%)	直接の親会社 資金貸付	資金貸付の返済	5,000,000	短期貸付金	-
							受取利息	14,367	未収利息	-
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注1)	2,718,939	未払手数料	532,414

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注1)	3,113,287	未払手数料	630,717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社 (非上場)

SBIFS合同会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1株当たり純資産額	12,573円68銭	13,271円09銭
1株当たり当期純利益金額	300円41銭	521円63銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
当期純利益金額	224,614千円	590,533千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	224,614千円	590,533千円
普通株式の期中平均株式数	747,694株	1,132,101株

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額	14,234,677千円	15,024,210千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	14,234,677千円	15,024,210千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (うちA種優先株式)	1,132,101株 (554,701株)	1,132,101株 (554,701株)

(注) A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 SBI岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIファイナンシャルサービシズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、SBIホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

# 約 款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

ラップ・アプローチ（安定コース）

約 款

S B I 岡 三 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社

## 運用の基本方針

投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券および不動産投資信託証券を投資対象資産として分散投資を行います。
- ② 各投資信託証券への配分にあたっては、目標とするリスク水準を設定し、各投資対象資産の長期の期待リターン、相関等をもとに決定します。また、各投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に対する比率は、上限を 80%程度、下限を 3%程度とします。
- ③ 投資信託証券の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



### 3. 収益分配方針

年2回、4月18日および10月18日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

#### ① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、親投資信託の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

#### ② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託 ラップ・アプローチ（安定コース） 約款

### （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

### （信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### （信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金4,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### （信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### （信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成47年4月18日まで、または第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

### （受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### （当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初の受益者は委託者、追加信託当初の受益者は委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### （受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については4,000万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法

人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### （信託日時の変化する受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### （受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### （受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### （受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定

する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

#### （受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### （投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### （運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10

号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻条件付買入れ)に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。)、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条から第28条に掲げる取引

その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および目的)

第21条 委託者は、投資信託財産に係る為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第22条 投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国におい

て発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### (再投資の指図)

第 27 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 30 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他

の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年 4 月 19 日から 10 月 18 日まで、10 月 19 日から翌年 4 月 18 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 27 年 10 月 19 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (投資信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査に要する費用)

第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 109 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 35 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）



す。)と親投資信託の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下、「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項におけるみなし配当等収益とは、各親投資信託の投資信託財産にかかる配当等収益の額に当該各親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する当該各親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 39 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 37 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受

益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）に応じて計算されるものとしします。

#### （収益分配金および償還金の時効）

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### （投資信託契約の一部解約）

第 39 条 受益者は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、自己に帰属する受益権について、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断した場合、一部解約の実行を行うものとしします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとしします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項

の規定に準じて計算された価額とします。

#### (投資信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### (投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または

受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (投資信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 47 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

**(公告)**

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(質権口記載または記録の受益権の取扱い)**

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

**(信託期間の延長)**

第 50 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

**(運用報告書に記載すべき事項の提供)**

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

**(投資信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 52 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 27 年 4 月 27 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号  
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社

## 付表

### 1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および第 17 条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・日本好配当割安株オープン マザーファンド
- ・日本連続増配成長株マザーファンド
- ・G I M海外株式・ダイナミック・ファンド F（適格機関投資家専用）
- ・シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）
- ・G I Mエマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）
- ・国内債券マザーファンド
- ・世界高金利債券マザーファンド
- ・G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）
- ・J リート・マザーファンド
- ・適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド

「日本好配当割安株オープン マザーファンド」および「G I M海外株式・ダイナミック・ファンド F（適格機関投資家専用）」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。

### 2. 親投資信託

運用の基本方針および第 35 条に規定する「親投資信託」は以下のものをいいます。

- ・日本好配当割安株オープン マザーファンド
- ・日本連続増配成長株マザーファンド
- ・国内債券マザーファンド
- ・世界高金利債券マザーファンド
- ・J リート・マザーファンド

「日本好配当割安株オープン マザーファンド」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。

### 3. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 39 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ・ニューヨークの取引所の休業日もしくは翌営業日がニューヨークの取引所の休業日に該当する日
- ・ニューヨークの銀行の休業日もしくは翌営業日がニューヨークの銀行の休業日に該当する日
- ・ロンドンの取引所の休業日もしくは翌営業日がロンドンの取引所の休業日に該当する日

なお、「別に定める投資信託証券」、および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2021 年 1 月 16 日現在)

追 加 型 証 券 投 資 信 託

ラップ・アプローチ（安定成長コース）

約 款

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券および不動産投資信託証券を投資対象資産として分散投資を行います。
- ② 各投資信託証券への配分にあたっては、目標とするリスク水準を設定し、各投資対象資産の長期の期待リターン、相関等をもとに決定します。また、各投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に対する比率は、上限を 80%程度、下限を 3%程度とします。
- ③ 投資信託証券の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



### 3. 収益分配方針

年2回、4月18日および10月18日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

#### ① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、親投資信託の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

#### ② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託 ラップ・アプローチ（安定成長コース） 約款

### （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

### （信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### （信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金4,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### （信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### （信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成47年4月18日まで、または第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

### （受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### （当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初の受益者は委託者、追加信託当初の受益者は委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### （受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については4,000万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法

人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### （信託日時の変化する受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### （受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### （受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### （受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定

する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

#### （受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### （投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### （運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10

号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻条件付買入れ)に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。)、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条から第28条に掲げる取引

その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および目的)

第21条 委託者は、投資信託財産に係る為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第22条 投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国におい

て発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### (再投資の指図)

第 27 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 30 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他

の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年 4 月 19 日から 10 月 18 日まで、10 月 19 日から翌年 4 月 18 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 27 年 10 月 19 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (投資信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査に要する費用)

第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 109 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 35 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）



す。)と親投資信託の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下、「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項におけるみなし配当等収益とは、各親投資信託の投資信託財産にかかる配当等収益の額に当該各親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する当該各親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 39 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 37 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受

益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）に応じて計算されるものとしします。

#### （収益分配金および償還金の時効）

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### （投資信託契約の一部解約）

第 39 条 受益者は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、自己に帰属する受益権について、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断した場合、一部解約の実行を行うものとしします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとしします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項

の規定に準じて計算された価額とします。

#### (投資信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### (投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または

受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (投資信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 47 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

**(公告)**

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(質権口記載または記録の受益権の取扱い)**

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

**(信託期間の延長)**

第 50 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

**(運用報告書に記載すべき事項の提供)**

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

**(投資信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 52 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 27 年 4 月 27 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号  
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社

## 付表

### 1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および第 17 条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・日本好配当割安株オープン マザーファンド
- ・日本連続増配成長株マザーファンド
- ・G I M海外株式・ダイナミック・ファンド F（適格機関投資家専用）
- ・シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）
- ・G I Mエマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）
- ・国内債券マザーファンド
- ・世界高金利債券マザーファンド
- ・G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）
- ・J リート・マザーファンド
- ・適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド

「日本好配当割安株オープン マザーファンド」および「G I M海外株式・ダイナミック・ファンド F（適格機関投資家専用）」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。

### 2. 親投資信託

運用の基本方針および第 35 条に規定する「親投資信託」は以下のものをいいます。

- ・日本好配当割安株オープン マザーファンド
- ・日本連続増配成長株マザーファンド
- ・国内債券マザーファンド
- ・世界高金利債券マザーファンド
- ・J リート・マザーファンド

「日本好配当割安株オープン マザーファンド」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。

### 3. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 39 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ・ニューヨークの取引所の休業日もしくは翌営業日がニューヨークの取引所の休業日に該当する日
- ・ニューヨークの銀行の休業日もしくは翌営業日がニューヨークの銀行の休業日に該当する日
- ・ロンドンの取引所の休業日もしくは翌営業日がロンドンの取引所の休業日に該当する日

なお、「別に定める投資信託証券」、および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2021 年 1 月 16 日現在)

追加型証券投資信託

ラップ・アプローチ（成長コース）

約 款

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、別に定める投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券および不動産投資信託証券を投資対象資産として分散投資を行います。
- ② 各投資信託証券への配分にあたっては、目標とするリスク水準を設定し、各投資対象資産の長期の期待リターン、相関等をもとに決定します。また、各投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に対する比率は、上限を 80%程度、下限を 3%程度とします。
- ③ 投資信託証券の組入比率の合計は、高位を保つことを基本とします。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



### 3. 収益分配方針

年2回、4月18日および10月18日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

#### ① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、親投資信託の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

#### ② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託 ラップ・アプローチ（成長コース） 約款

### （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBI岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

### （信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### （信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金4,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### （信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### （信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成47年4月18日まで、または第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

### （受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### （当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初の受益者は委託者、追加信託当初の受益者は委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### （受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については4,000万口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法

人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### （信託日時の変化する受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### （受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### （受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### （受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定

する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結当初の受益者として委託者が取得する受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

#### （受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### （投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### （運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10

号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻条件付買入れ)に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。)、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第26条から第28条に掲げる取引

その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および目的)

第21条 委託者は、投資信託財産に係る為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第22条 投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国におい

て発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### (再投資の指図)

第 27 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 30 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他

の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年 4 月 19 日から 10 月 18 日まで、10 月 19 日から翌年 4 月 18 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 27 年 10 月 19 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (投資信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査に要する費用)

第 33 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 109 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 35 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）



す。)と親投資信託の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下、「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項におけるみなし配当等収益とは、各親投資信託の投資信託財産にかかる配当等収益の額に当該各親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する当該各親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 39 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 37 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受

益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）に応じて計算されるものとしします。

#### （収益分配金および償還金の時効）

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### （投資信託契約の一部解約）

第 39 条 受益者は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、自己に帰属する受益権について、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断した場合、一部解約の実行を行うものとしします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとしします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け再開後の最初の基準価額の計算日（別に定める日を除きます。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項

の規定に準じて計算された価額とします。

#### (投資信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 2 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

#### (投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または

受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (投資信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 47 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

**(公告)**

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(質権口記載または記録の受益権の取扱い)**

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

**(信託期間の延長)**

第 50 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

**(運用報告書に記載すべき事項の提供)**

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

**(投資信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 52 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 27 年 4 月 27 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号  
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社

## 付表

### 1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および第 17 条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・日本好配当割安株オープン マザーファンド
- ・日本連続増配成長株マザーファンド
- ・G I M海外株式・ダイナミック・ファンド F（適格機関投資家専用）
- ・シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）
- ・G I Mエマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）
- ・国内債券マザーファンド
- ・世界高金利債券マザーファンド
- ・G I M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）
- ・J リート・マザーファンド
- ・適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・コクサイ・リート・ファンド

「日本好配当割安株オープン マザーファンド」および「G I M海外株式・ダイナミック・ファンド F（適格機関投資家専用）」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。

### 2. 親投資信託

運用の基本方針および第 35 条に規定する「親投資信託」は以下のものをいいます。

- ・日本好配当割安株オープン マザーファンド
- ・日本連続増配成長株マザーファンド
- ・国内債券マザーファンド
- ・世界高金利債券マザーファンド
- ・J リート・マザーファンド

「日本好配当割安株オープン マザーファンド」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。

### 3. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 39 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ・ニューヨークの取引所の休業日もしくは翌営業日がニューヨークの取引所の休業日に該当する日
- ・ニューヨークの銀行の休業日もしくは翌営業日がニューヨークの銀行の休業日に該当する日
- ・ロンドンの取引所の休業日もしくは翌営業日がロンドンの取引所の休業日に該当する日

なお、「別に定める投資信託証券」、および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2021 年 1 月 16 日現在)

# 日本連続増配成長株マザーファンド

## 運用の基本方針

投資信託約款第 16 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 日本の連続増配銘柄（一定期間にわたり 1 株あたりの普通配当金が每期増加している企業の株式をいいます。）に投資を行います。
- ② 投資候補銘柄の選定にあたっては、連続増配期間の長さ、時価総額、信用リスク、流動性等を考慮して行います。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、成長性、バリュエーション等のほか、今後の連続増配の持続可能性を勘案して行います。
- ④ 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ⑤ 株式以外の資産の投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

# 国内債券マザーファンド

## 運用の基本方針

投資信託約款第 16 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。
- ② 運用にあたっては、投資環境分析、マクロ経済分析、イールドカーブ分析等に基づき、投資銘柄や期間別配分、デュレーション等の決定及び変更を行い、リスクコントロールを図りながら収益の獲得を目指します。
- ③ NOMURA - B P I 総合（NOMURA - ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）を参考指標とし、主として当該指数構成銘柄によりポートフォリオを構築します。
- ④ 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



# 世界高金利債券マザーファンド

## 運用の基本方針

投資信託約款第 16 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

OECD加盟国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① OECD加盟国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 運用にあたっては、世界を北米通貨圏、ヨーロッパ通貨圏、オセアニア通貨圏に区分し、各通貨圏のソブリン債への投資割合は各々 3 分の 1 程度とします。また、各通貨圏において、原則として相対的に高金利のソブリン債の配分を高め、安定的な利息収入の確保を目指します。
- ③ 投資対象とするソブリン債の格付けは、取得時において主要格付け機関の長期債格付けで A 格相当以上とします。
- ④ 債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

# Jリート・マザーファンド

## 運用の基本方針

約款第 15 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、この約款において「不動産投資信託証券」とは、第 14 条第 1 項に定める投資信託証券のうち、不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することを目的とする投資信託証券をいいます。

#### (2) 投資態度

- ① わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② 運用にあたっては、株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体と J-REIT にかかる調査・分析情報等の助言を受けます。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 株式への投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。